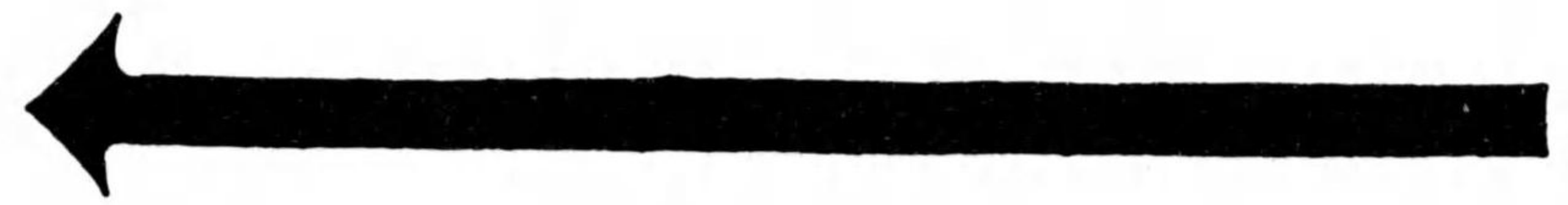


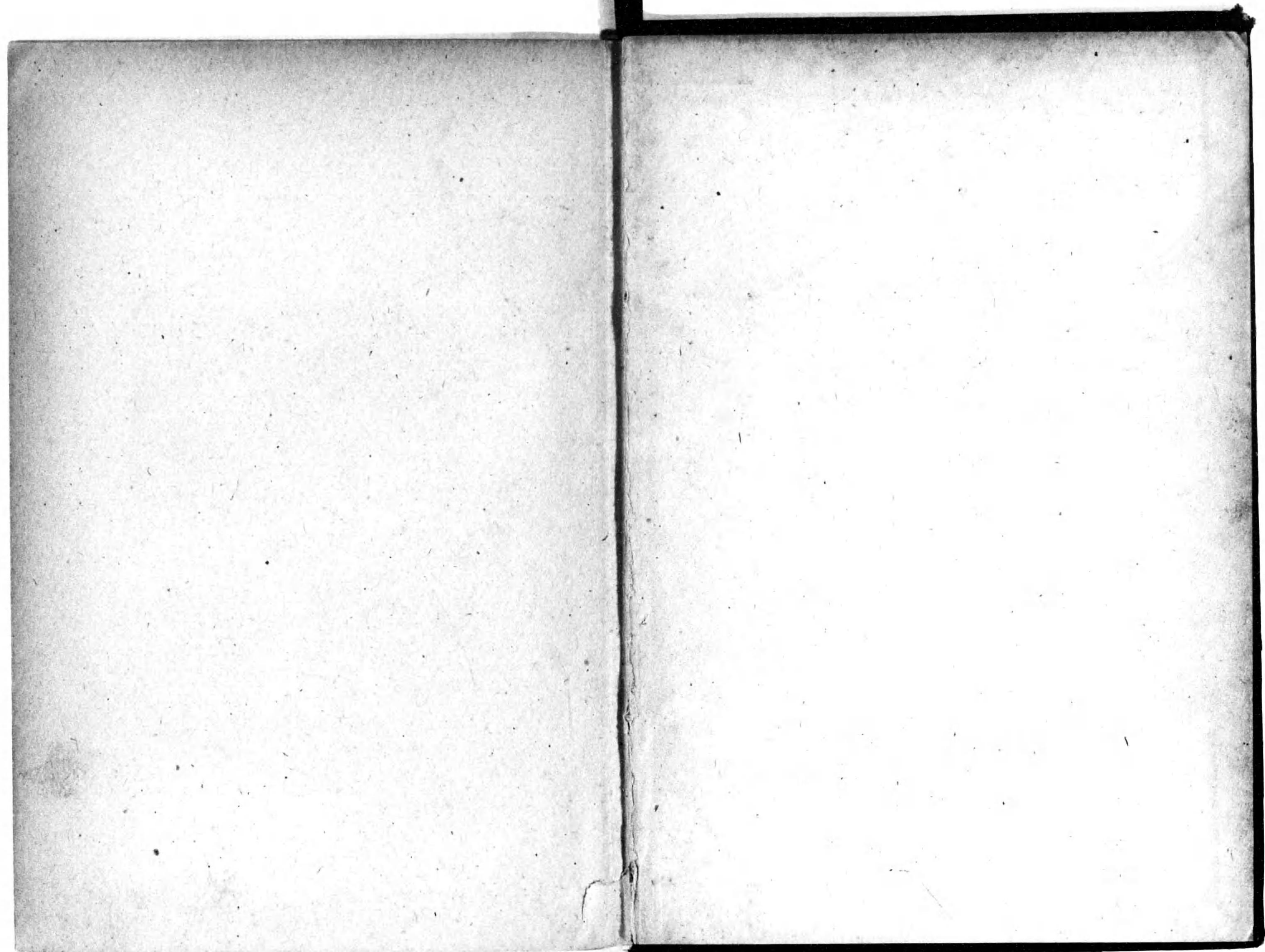
316  
2  
34



始









拓殖大學  
教授 滿川龜太郎著

（國史  
講座）

# 日本外交史

日本文學社內

國史講座刊行會



a 316  
34



# 日本外交史

## 目次

### 第一篇 中世以前の對外關係

|              |    |
|--------------|----|
| 第一章 對韓交渉     | 三  |
| 一 根の國常世の國    | 三  |
| 二 韓半島の政治的形勢  | 四  |
| 三 神功皇后三韓征討   | 五  |
| 四 任那と新羅百濟    | 六  |
| 五 對韓政策の失敗    | 七  |
| 六 任那全く新羅に併さる | 八  |
| 七 河邊瓊岳と調伊企儼  | 一〇 |
| 八 百濟の陰謀と日羅   | 一二 |
| 九 白村江の大敗     | 一三 |
| 第二章 大陸諸國との外交 |    |

日本外交史

15336



|               |    |
|---------------|----|
| 一〇 遣隋使小野妹子    | 一六 |
| 一一 遣唐使續々派遣    | 一七 |
| 一二 阿部比羅夫の肅慎征討 | 一八 |
| 一三 東夷の鎮定      | 一九 |
| 一四 渤海の入貢      | 二〇 |
| 一五 刀伊賊の來寇     | 二一 |
| 一六 日宋關係       | 二二 |
| 第三章 元寇防戦史     |    |
| 一七 國難到る       | 二二 |
| 一八 初回の元寇來襲    | 二三 |
| 一九 鎌倉幕府の外征計畫  | 二四 |
| 二〇 第二回元寇來襲    | 二五 |
| 第四章 足利時代の對外關係 |    |
| 二一 日元交通關係     | 二六 |
| 二二 天龍寺船       | 二七 |
| 二三 倭寇         | 二八 |
| 二四 懷良親王       | 二九 |

|              |    |
|--------------|----|
| 二五 明化せる足利義滿  | 三〇 |
| 二六 足利義持の對明斷交 | 三一 |
| 二七 勘合符       | 三二 |
| 二八 大内貿易      | 三三 |
| 二九 渡唐船法度     | 三四 |
| 三〇 倭寇の終焉     | 三五 |

### 第二篇 織豊徳三時代の對外關係

#### 第五章 對歐外交の開始

|                  |    |
|------------------|----|
| 三一 初めて歐洲に知られたる日本 | 三六 |
| 三二 葡萄牙人の東漸       | 三七 |
| 三三 東印度に於ける葡萄牙    | 三八 |
| 三四 葡船初めて日本に到る    | 三九 |
| 三五 耶蘇教の傳來        | 四〇 |
| 三六 横瀬浦及び福田の開港    | 四一 |
| 三七 長崎開港          | 四二 |
| 第六章 耶蘇教禁止        |    |



三八 耶蘇教の傳播…………… 六  
 三九 信長の保護と諸侯の入信…………… 七  
 四〇 大友氏の遣羅使節…………… 七  
 四一 堺と博多…………… 七  
 四二 耶蘇教迫害始まる…………… 七  
 四三 豊臣秀吉の禁教令…………… 七  
 第七章 豊臣秀吉の外征  
 四四 秀吉外征の原因…………… 七  
 四五 外征の議決す…………… 八  
 四六 陸の勝利と海の收戦…………… 八  
 四七 文祿の和議成る…………… 八  
 四八 慶長の役…………… 八  
 四九 印度及び呂宋との關係…………… 八  
 五〇 浦戸事件…………… 八  
 第八章 御朱印船  
 五一 朱印船…………… 九  
 五二 東南洋に於ける日本人…………… 九

第九章 徳川家康の外交  
 五三 徳川家康と西班牙貿易…………… 九  
 五四 平戸蘭館の開始…………… 九  
 五五 英國東印度商會の通商…………… 一〇  
 第十章 鎖 國  
 五六 對外政策の一大轉化…………… 一〇  
 五七 平戸に於ける英蘭關係…………… 一〇  
 五八 遂に全く鎖國となる…………… 一〇  
 五九 許されたる唯一の和蘭貿易…………… 一〇

第三篇 鎖國時代の對外關係

第十一章 朝鮮との關係  
 六〇 宗氏と朝鮮…………… 一七  
 六一 大君署名問題…………… 一八  
 第十二章 支那との關係  
 六二 明朝遺臣の請授…………… 一三  
 六三 長崎に於ける支那貿易…………… 一三



|                  |     |
|------------------|-----|
| 第十三章 葡蘭兩國との關係    |     |
| 六四 葡船通商再開を請ふ     | 一三五 |
| 六五 和蘭の開國勸告       | 一三六 |
| 六六 蘭學と日本         | 一三八 |
| 第十四章 露英兩國との關係    |     |
| 六七 露西亞東方に現はる     | 一三三 |
| 六八 林子平、本多利明、近藤守重 | 一三三 |
| 六九 レザノフとゴロウニン    | 一三四 |
| 七〇 樺太境界談判        | 一三五 |
| 七一 英船フェートン號の暴行   | 一三七 |
| 第十五章 米艦來航と開國     |     |
| 七二 ベリー以前の對米交渉    | 一三九 |
| 七三 ベリー浦賀に來る      | 一四〇 |
| 七四 ベリー再來神奈川條約    | 一四〇 |
| 七五 日英、日露、日蘭條約    | 一四一 |
| 七六 タウンセンド・ハリス    | 一四一 |
| 七七 五國條約          | 一四一 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 七八 開國以後の諸外交 | 一四二 |
|-------------|-----|

### 第四篇 明治の外交

|                |     |
|----------------|-----|
| 第十六章 明治新政府の外交  |     |
| 七九 明治新政府外交     | 一四五 |
| 八〇 マリヤルス號事件    | 一四六 |
| 八一 樺太千島交換條約    | 一四五 |
| 八二 琉球問題の解決     | 一四五 |
| 八三 小笠原島問題      | 一四六 |
| 第十七章 條約改正問題    |     |
| 八四 不平等條約の締結    | 一四六 |
| 八五 岩倉大使一行の歐米巡遊 | 一四七 |
| 八六 條約改正の延期と中止  | 一四七 |
| 八七 對等條約の締結     | 一四七 |
| 第十八章 對韓政策の經緯   |     |
| 八八 征韓論起る       | 一四八 |
| 八九 江華島事件       | 一四九 |



九〇 壬午の變……………一七三

九二 甲申の變……………一七三

九二 朝鮮防毅令事件……………一七三

九三 金玉均暗殺事件……………一七三

第十九章 日清關係の初期

九四 臺灣征討……………一七七

九五 臺灣に關する日清條約……………一七九

九六 清韓宗屬問題……………一八〇

第二十章 日清戰爭

九七 東學黨蜂起……………一八三

九八 清國日本を見縊る……………一八三

九九 日清兩國の出兵知照……………一八四

一〇〇 兩國軍隊の入韓……………一八五

一〇一 第一次絶交書……………一八六

一〇二 日本の朝鮮改革案提示……………一八八

一〇三 列國干涉の兆現はる……………一八九

一〇四 日清愈々開戦す……………一九一

一〇五 日清開戦後の朝鮮……………一九五

一〇六 開戦後の清國と列國……………一九五

第二十一章 下ノ關係約と三國干涉

一〇七 講和全權李鴻章來る……………一九七

一〇八 李鴻章の遭難……………一九九

一〇九 講和條約成立……………一九九

一一〇 獨露兩帝の通謀……………二〇一

一一一 三國干涉遼東還附……………二〇三

第二十二章 日清戦後の極東問題

一一二 列強の支那分割政策……………二〇六

一一三 米國々務卿の門戶開放宣言……………二〇六

一一四 北清事變……………二〇七

第二十三章 日露戰爭

一一五 朝鮮に於ける日露關係……………二一五

一一六 日露協商成る……………二一七

一一七 露西亞の滿韓南下……………二一九

一一八 英露關係と日英同盟……………二二一



高平純一と協約

|       |              |    |
|-------|--------------|----|
| 一一九   | 滿韓に關する日露交渉   | 三三 |
| 一二〇   | 日露遂に開戦す      | 三五 |
| 一二一   | 日韓關係の改造      | 三五 |
| 一二二   | 清國の中立問題      | 三六 |
| 一二三   | 佛國の中立問題      | 三七 |
| 一二四   | 米國大統領の講和斡旋提議 | 三八 |
| 一二五   | ポーツマス條約の締結   | 三九 |
| 一二六   | 日英同盟の擴張      | 四〇 |
| 一二七   | 北京條約成立       | 四一 |
| 第二十四章 | 日露戦後の東洋政局    |    |
| 一二八   | ハリマンの滿鐵買収計畫  | 四二 |
| 一二九   | 日佛協約と日露協約    | 四三 |
| 一三〇   | 法庫門鐵道問題      | 四四 |
| 一三一   | 安奉線及び間島問題    | 四五 |
| 一三二   | 日米宣言         | 四六 |
| 一三三   | 錦愛鐵道と滿鐵中立案   | 四七 |
| 一三四   | 第二次日露協約      | 四八 |

第五篇 現代外交

|       |                |    |
|-------|----------------|----|
| 第二十五章 | 歐洲大戰と日支關係      |    |
| 一四〇   | 世紀の分水嶺としての歐洲大戰 | 五〇 |
| 一四一   | 歐洲大戰は如何にして起つたか | 五一 |
| 一四二   | 日本大戰に参加す       | 五二 |
| 一四三   | 所謂對支要求二十一ヶ條    | 五三 |
| 一四四   | 對支借款團の経緯       | 五四 |
| 一四五   | 袁帝制問題          | 五五 |
| 第二十六章 | 日支露關係の變化       |    |
| 一四六   | 第四次日露協商        | 五七 |
| 一四七   | 露西亞革命と西比利亞出兵   | 五八 |



一四八 尼港事件と其保障占領……………三六

一四九 東支鐵道問題……………三〇

一五〇 露支關係の推移……………三三

一五一 日露國家の回復……………三三

第二十七章 國際平和外交

一五二 石井ランシング協定……………三六

一五三 ヴエルサイユ講和條約……………三六

一五四 國際聯盟……………三九

一五五 ワシントン會議……………三九

一五六 米國排日法の實施……………三九

一五七 ジュネーヴ會議……………四〇

一五八 不戰條約締結……………四〇

一五九 倫敦條約……………四〇

一六〇 國際的現代日本……………四〇

附錄 日本外交史百大事件表末卷

以上

# 日本外交史

## 第一篇 中世以前の對外關係

### 第一章 對韓交涉

一、根の國トコ常世の國 日本外交史は一葦帶水を隔てたる韓國との交渉に始まつてゐる。我が國上古の時代、閩粵即ち福建廣東地方から九州に渡り、九州から朝鮮に渡り、朝鮮から更に日本海沿岸に通ずる交通路が開けてゐたが、太古史に見えたる根の國とは朝鮮を指し、常世の國とは閩粵地方を指すものに外ならぬ。

伊弉諾、伊弉册二尊の「天の浮橋」。彥火々手見尊の「目無勝間の小舟」。素盞鳴尊の「浮寶」。大己貴神の「天の羽車の大鷲」。饒速日命の「天の繫補船」。少名彥名命の「天の羅摩船」等は、我が國の對外交通、或は沿海交通のために使用されたる船舶の別名であつたのである。

神武天皇舟師を率ゐて東征され、中國を平定して都を大和の橿原に奠められたとき、我が國の武威は四方に輝いたが、その後六百年後の崇神天皇十七年（皇五八〇年）（西前八一年）全國に勅して船舶を造らしめられてから、對外交通殊に韓半島との交通が頻繁になつた。



當時韓半島には、任那、新羅、百濟、高句麗の四國があつたが、任那は隣強新羅の壓迫に堪へず、蘇那曷叱知を派して保護を我が國に求めて來た。時に崇神天皇六十五年(六二八年)である。天皇則ちこれを嘉みし、群臣の選抜によつて、鹽乘津彦命を任那に派遣し、同地に日本府を置かれた。日本が半島に向つて勢力を扶植したのはこの時から始まつてゐる。

垂仁天皇の九十年(七一二年)には田道間守を常世の國に遣はし、非時香菓即ち温州蜜柑を求めしめられた。十一年後に歸朝すると天皇が崩御せられてゐたので、間守も失望して尋で死し、爾來日本と常世の國との交通が杜絶した。

## 二、韓半島の政治的形勢

支那の堯時代から韓半島の北部に朝鮮と呼ぶ國があつた。この國は今の京城を界として、南北の兩國に分かれてゐたが、周の武王の時代、今の平壤に都してゐた北朝鮮には箕子來つて人民を治め、四十一代の後、燕人衛滿のために滅ぼされた。然るに漢の武帝の時代、支那の勢力半島に伸び、朝鮮を滅ぼして四郡に分つたが、漢の天下亂れて吳魏蜀の三國に分るゝに乘じ、朝鮮の北方にあつた高句麗が南下して京城附近を領有してしまつた。

一方の京城以南の朝鮮は、大別して辰韓、馬韓、辨韓の三韓に分れ、總稱して辰國と呼んだが、後には百濟、任那新羅の三國となり、北方の高句麗とを加へて半島全部が四國に分立した。

新羅は昔の辰韓の地に居たが、崇神天皇四十一年(六〇四年)辨韓を合せて新羅の府を建て、後には一とたび半島を統一した。

高句麗はかつて朝鮮の北部にあつたが、漸次南下して崇神天皇六十一年(六二四年)初めて一國を形成し、天智天皇元年(六六二年)に滅び去つた。

百濟は朝鮮を領してゐた箕子の子孫が、燕人に救はれて南下し、馬韓の地に來つて王となつたもので、垂仁天皇十二年(六四三年)に國を建て、齊明天皇七年(六六一年)に滅んだ。

任那は大伽耶又は駕洛ともいふ。今の慶尙道に位し、日本に最も接近した國であつて、太古の日本植民から發達したものであるとも言はれてゐる。

## 三、神功皇后三韓征討

崇神天皇時代、我が國の勢力韓半島の南部に伸びてから百年の間に、新羅の勢力も亦漸く強大となり、任那、百濟等の諸國を壓して來た。景行天皇十二年(七四一年)九州の熊襲が反したので、天皇親ら筑紫に征せられたが、二十七年(七五七年)再び叛するに及び、日本武尊十六歳の年少を以て敵の本據に入り賊魁を刺殺された。然るに熊襲は仲哀天皇即位二年(八五三年)にも反して朝貢を怠つたので、九年(八六〇年)征討の軍を筑紫に進められた。

當時熊襲の離反のみならず、曩きに開化の時代に襲來せる三韓の漂民は、再び我が九州沿岸を騒がしたので、神功皇后はその背後の勢力をなす新羅征討の議を進言せられたが、天皇聽かれず、間もなく病に罹つて香椎の行宮に崩せられた。皇后悲憤措く能はず、先づ吉備鴨別をして熊襲に當らしめ、親ら男装して舟師を率ゐ、三韓を征伐せんと松浦縣から壹岐を過ぎ、對馬の和珥津を経て直ちに新羅の南岸、今の迎日灣に着された。新羅王大に驚き、出で、直ち



に降服し、八十艘の船舶に貢物を載せて奉獻した。この時新羅王はたとへ日西より出で、鴨綠の流逆流することがあつても毎年の貢物を絶つことはないと言つたのである。かくて百濟も亦神功皇后の風を聞いて來り降つたが、たゞ高句麗のみは依然敵國對等の禮を取つた。

その後も新羅は時々朝貢を怠つたので攝政四十九年(九〇九年)六十二年(九二二年)の二回に亘り、征討の師を向けられた。

皇后は任那附近の比自<sup>ヒシ</sup>、南加羅、安羅、多羅、加羅、喙<sup>トク</sup>、卓淳<sup>トクシユ</sup>諸國を併せ、これらを總稱して任那とし、宮府を置いて皇室の屯家<sup>トウカ</sup>とされたが、これは海外に於ける郡縣の謂である。實に皇后の一擧によつて、國家騷亂の徒の根源を一掃し、任那を中心とせる半島南部の國權を確立することが出來たのである。

皇后は氣長足<sup>キチカシ</sup>姫尊と申され、遠く新羅より歸化したる天日槍の子孫であつて、南方常世の國に使したる田道間守の曾孫に當らせられた。男性をも凌ぐ海外發展の氣性に富ませられたのは決して所由なきに非ずである。

**四、任那と新羅百濟** 攝政六十九年(九二九年)にして神功皇后崩じ、應神天皇の御代となつたが、新羅の我が國に對する態度は反覆常なかつた。天皇十六年(九四五年)には、新羅が我が國に歸化せんとする者を妨げたので、木菟<sup>キウ</sup>的戸田を派してこれを討たしめられた。仁德天皇五十三年(一〇二五年)には新羅が來貢しないので、田道をして詰責せしめられた。然し雄略天皇八年(四六四年)には高句麗の大軍が來寇したので、新羅は敵することが出來ず、任那を通じて我が國に援を求めたりしてゐる。それかと思ふと翌年(四六五年)には我が國に叛き、天皇

は紀小弓等四將を遣はして、これを討たしめられたのである。

かく新羅との關係が面倒であつたのは、私の屬國たる任那が新羅、百濟の兩國に介在し、常にその爭奪の目標になつてゐたからでもある。新羅は任那に對し常に武力を示してゐたが百濟は外交的辭令を以て任那を併さうと企てた。それ故任那諸國の中には新羅に親しむ者もあり、百濟に黨する者もあつた。任那に駐在する我が有司中にも、何れかに心を寄する者を生じ、また任那に據つて叛を謀つた者もあつた。即ち雄略天皇七年(四六三年)吉備田狹<sup>キヒノサ</sup>は任那に據つて叛き、顯宗天皇三年(四八七年)紀生磐<sup>キナヒイ</sup>も亦同じく任那に據つて兵を擧げた。かゝる次第で、半島に於ける我が國の權威次第に地に墮ち、外藩列國は漸次我が國を輕侮するに至つた。

**五、對韓政策の失敗** 一旦衰滅に瀕せる百濟は、繼體天皇の時代に於て勢ひ漸く強大となり、同天皇五年(五一七年)我が國の直轄地たる任那の上哆<sup>ウツ</sup>、下哆<sup>アツ</sup>、娑陀<sup>サ</sup>、牟婁<sup>ムロ</sup>の四縣を割讓されんことを上奏し來つた。然るに我が朝の重臣大伴金村等百濟の賄賂に買收せられてこの議に賛し、遂にこれを聽許することゝなつた。物部大連<sup>ウベノオホト</sup>鹿火<sup>カヒ</sup>、勅使となり、この旨を百濟の使節に傳へんとしたとき、鹿鹿火の妻固く夫を遮つて曰く三韓の地は住吉の神が胎中<sup>ウチノミ</sup>擧<sup>カ</sup>田<sup>タ</sup>天皇<sup>テン</sup>に授けられたところであつて、さればこそ大后氣長足姫尊は國毎に屯家を置き、長く神州の屬地として決定されたのである。今この地を百濟に割讓することは後世永遠の誹を受くるであらうと。鹿鹿火その妻の言を理とし、病と稱して行かなかつたので、別人これに代り、遂に四縣を百濟に賜つた。

然るに百濟は、更に伴<sup>トモ</sup>被<sup>ヘ</sup>國<sup>クニ</sup>已<sup>コ</sup>汝<sup>ニ</sup>の地を得んとし、朝廷に五經博士段揚爾<sup>トシノリ</sup>を貢人として獻上すると共に、伴被國百濟



の已汶を奪ふと讒訴した。大伴金村はこの時も復た百済のために闘り、已汶の返還を伴稜に命じたので、伴稜大に怒つて叛旗を翻した。朝廷即ち物部連等をして舟師五百を率ゐて百済の使者を護送せしめたが、中途伴稜軍のために撃破せられ、連等は危ふく一命を免がれて逃がれ歸つた。

我が國がかゝる失敗を繰返したのは、對韓政策の根本に誤謬があつたからである。即ち半島に於ける我が國の勢力は、微々たる任那を根據地とし、これに敗餘の百済を加へたものであつて、任那回復のためには富強なる新羅と戦ひ百済を支持せんがためには強大なる高麗を敵としたため、年と共に我が國の地歩は困難となつて來た。

六、任那全く新羅に併さる

繼體天皇二十一年(一八七年)將軍近江毛野に六萬の兵を率ゐて新羅を征せしめた。

これは新羅が任那の喉、己吞、南加羅を奪つたので、任那に回復せんとするのが目的であつた。

我が軍の進發を臆知した新羅は、外交政策を弄して筑紫の國造たる盤井に賄賂し、近江毛野を妨害せんと計つた。久しく反志を懷き來つた盤井はこの機に乗じ、二十一年五月、驟然起つた兵を擧げ、征韓軍の進路を扼してしまつたので、毛野は一步も進むことが出来なかつた。朝廷大に驚き、物部鹿火を征西將軍に任じて、筑紫に派し、翌二十二年(一八八年)十月、兩軍御井に戦ふたが、遂に官軍の勝利に歸し、盤井は誅せられた。かくて毛野は漸く彼地に渡ることを得たが、暴政を施して民望を失し、任那に留ること二年寸功なくして召還の目に會ひ、對馬まで歸つて病歿した。

宣化天皇二年(一九七年)にも新羅は任那に來寇したので、金村の一子狹手彦を派してこれを救はしめた。

新羅の勢はますます隆々として起り、高麗、百済を壓し、智証王の世に至つて新羅國王と稱し、郡縣の制を定め、その子法興王の時、律令を制し、年號を定め、始めて佛法を行ひ、眞興王に至つて制度いよく完備した。されば新羅に駐在せる我が軍の威令は少しも行はれず、加羅が新羅に降服するや、我が屬領は殆ど剩すところ無きに至つた。たゞ新羅興隆の刺戟を受けた百済は、この時新羅と對抗せんとするの野心強く、我が國より任那回復の詔下るや、欽明天皇二年(二〇一年)四月聖明王自ら盟主となり、安羅、加羅、多羅、卒麻、散半下、斯二岐、子陀等の諸早岐(首長)及び任那日本府の吉備臣等と會して對新羅同盟を結び、任那回復の計を講じた。然るに安羅日本府の河内直等は新羅と通じて同盟の不利を謀り、計畫更に進歩を見なかつたが、我が政府は何等の裁決に出づる能はず、日を空しふして五年の歲月を經過した。

欽明天皇九年(二〇八年)百済と高句麗との戦争に、新羅は百済を救ふたが、任那日本府及び安羅は却て高句麗に内應した。かく任那及び在韓諸將の行動が我が朝廷の方針に背反したのは朝廷の威信すでに衰へたる證據であつた。然るに十三年(二二二年)には、新羅と高句麗と同盟して百済、任那を攻むるに至つた。百済並に加羅、安羅の諸國は、しきりに援兵を我に請ふたので、十五年五月内臣に命じて百済に赴かしめた。この戦も百済は遂に同盟軍のために破られ、士卒四萬九千を失つたのである。

尙十三年十月には百済王使者を我が國に派して佛教經論を献じた。これより先き繼體天皇十六年(二二二年)梁人司馬達等が來つて佛教を弘めんとしたが、時人はこれを信じなかつたのである。されば佛教はその時から三十年後、百済によつて初めて我が國の土に根を下ろしたといふことが出来る。爾來これを機端とする新舊思想の衝突が起り、



蘇我、物部兩氏の軋轢となつた。敏達天皇十四年(一四五年)には佛教排斥派の物部守屋、物部連等が憤つて佛像を難波の堀江に投じたのである。

百濟はます／＼我が國に依頼し、欽明天皇十八年(二一七年)成徳王立つや、太子を質として朝廷の歡心を買ふた。二十二年(二二一年)新羅の使者奴氏大舍が來朝したとき、百濟の使者の下位に座せしめられたので、使者は怒つて歸り、去つて穴門(長門)に泊した。時に、河内鳥飼首等、穴門の館舎を修繕してゐたが、新羅の使者に對し、西方無禮の國に罪を問ふ者の客館であると語つた。使者大に驚き國に歸つてこれを告げたので、新羅は斷然意を決し、城を築いて備をなし、二十三年(二二二年)大伽耶を滅して任那全土を奪つた。

かくて神功征伐以來領有せる我が國直轄の地任那の屯家は全滅した。日本府の存在は約六百年に亘つたのである。

七、河邊瓊岳と調伊企儼 當時韓半島の諸國は大陸文化の影響を受け、三韓は事實に於て支那の内屬國たる觀を呈してゐた。我が國の勢力減退するに及び、新羅、百濟は常に魏普六朝の冊封を受け、その關係は日本に對するよりも遙かに深厚となつてゐたのである。然るに我が政府は迂愚にもこの間の消息を知らず、大伴、物部の雄族は内に在つてたゞ鬭争を事とし、ために朝廷の威信を全く半島の上に喪ふに至つた。根本の理由は對外思想に缺け、國民的自覺が皆無であつたからである。されば先きには魏普を背後の勢力とせる高句麗、新羅と争ふて任那を回復せんとし、後にはこれを回復したといふもその實徒らに百濟の領有に委せて何の得るところなく、遂には百濟救援のために新羅の使者を斥け、新羅をして固く排日の決意を抱かしめるやうになつた。

欽明天皇二十三年、大將軍紀男麿、副將軍河邊瓊岳をして新羅を征せしめ、大伴狹手彦を大將軍と爲して高句麗を撃たしめた。新羅は大兵を以て迎へ戦ひ、大に敗れて降を我が軍門に請ふた。紀男麿は百濟に凱旋したが、無策なる河邊瓊岳は新羅軍を追ふて深く敵地に入つた。新羅軍力竭き、白旗を掲げて降意を示したことを知らず、河邊の軍も亦白旗を掲げて進軍した。これを見た新羅軍は、日本軍も亦力竭きたものとし、勇氣忽ち百倍し來り、奮撃突進し來つたがため、勝敗遂に地を替へて我が軍大に破れ、河邊瓊岳、その妻甘美姫、將校調伊企儼、その妻大葉子以下、或は擒にせられ、或は斬らるゝもの數知れずあつた。新羅の將河邊臣を縛して問ふて曰く、汝の生命と妻と何れが惜しきと。河邊臣、女子一人のため生命を奪はれることを欲しないと。そこで新羅の軍士は河邊臣の目前で甘美姫を輪姦した。新羅の將その卒に命じ、伊企儼の禪を脱し、その尻髻を日本に向はしめ、劍を抜き彼の首に擬して曰く、日本の王我が髻肉を喰へと叫ばゞ免さんと。伊企儼言下に叫んで新羅の王我が髻肉を喰へと。忽ち殺された。その子男子、父の屍を擁して自刎した。大葉子亦殺さるゝに臨み、

韓國の城の邊に立ちて大葉子は

領巾ふらすもよやまとへ向きて

と歌つた。異國の城邊に捕はれの身となりつゝ領巾をふりて遙かに故國を思ふの意を述べたものである。

一方の河邊瓊岳は、その妻甘美姫の放たれて起つを見、喜んでこれと語らうとしたが、甘美姫應ぜず、妾が身を賣つてこの辱めを與へながら、何の面目あつて相見るものであらうかと。



八、百濟の陰謀と日羅 外に於て新羅征討の我が軍はかくの如き空前の敗辱を蒙つた。たゞ僅に伊企儼とその妻大葉子とによつて凛然たる殉國の魂を發揮したのみである。内に在つては物部氏對蘇我氏の政争に國政整はず兵備亦振はなかつた。ために三韓諸國の我に對する輕侮はますます増長するのみで、從來最も親情を見せかけてゐた百濟も我に對して積極的異圖を懷くやうになつた。それは同國威德王餘昌が我が筑紫の一地を請ひ、そこに先づ婦人小兒を送つて歸化せしめ、次に兵を送り機を見て爆發せんとするの陰謀であつた。敏達天皇十二年(一四三年)朝廷はかゝる百濟王の野心を知らず、只管任那の回復を遂げんとて、多年百濟に仕へたる邦人日羅を召してその對策を問ふた。日羅答へて曰く

治道の要は人民を護養するにある。遽かに兵を興して滅亡を招くべきではない。故に今日の計は臣連二造より、下百姓に至るまで皆富みて乏しきところ無からしむるにある。かくすること三年、食を足し、兵を足し、喜悅を以て民を使はざり、水火をも憚らずして國難を脱却し得やう。その後船舶を造りて各港に列置し、これを韓人に示して恐れを生ぜしめ、有能の士を使者として百濟王を迎へたらんには、彼自ら欽服の心を生ずるであらう。然る後その罪を問ふがよい。彼若し筑紫を請はざりてこれを許し給へ。彼等新に日本の中に國を造らんとせば必ず婦女幼童までも伴ひ來るであらう。その時壹岐對馬に多く伏兵を置いてこれを殺し、また内地要害の各所に堅く壘砦を築くがよ。

と。隨行の百濟の使者は日羅によつてその陰謀が發かれたので、遂に灘波の客館に彼を暗殺した。敏達天皇、太く日羅の死を惜み、これを小郡の西畔の丘の前に葬らしめられた。

### 九、白村江の大敗

佛教の渡來による思想の衝突は、ひとり蘇我氏を盛ならしめたが、この蘇我氏も亦皇極天皇四年(一三〇五年)六月葛城王、中臣鎌足等によつて滅ぼされ、延て大化の改新となつた。支那に在つては隋朝新に興つて天下を統一し、半島の諸國は皆使を遣はして朝貢した。新羅は眞平王に至り官制ますます備はり、綱紀いよく整ふたので特に親交を隋と結び、日本及び百濟に對抗して國勢次第に盛となつた。

この時高句麗の嬰陽王は、靺鞨の兵と合して隨の領土遼西の地を侵略し、隋の文帝の怒に觸れて攻撃を受けたが、これを撃退した。煬帝代り立つ(一六〇五年)に及び、自ら三十萬の大軍を率ゐ、左右兩道より進んで高句麗を伐つたが却て高句麗のため薩水に破られた。(一六二八年)嬰陽王、戦利品たる俘虜、鼓吹、弩及び枕石の類を我が朝廷に送つて來た。隋亡んで唐起るや、新羅はますます深く唐に頼つて攻守同盟を結び、高句麗、百濟はいよく日本と締盟して結束を固めることゝなつた。唐太宗、天下の大軍を擧げてこれを討つべく卑沙城に迫つたが、高句麗は遼西、靺鞨の兵を合せて迎ひ戦ひ、唐軍は遂に成功せずして還つた。

孝德天皇大化三年(一三〇七年)十二月、新羅は金春秋を遣はし、特使高向玄理等を送り來つて孔雀一隻、鸚鵡一隻を献上したので、金秋を質として留めた。春秋は天日鉾の末裔であつて、時に年四十五、姿顔美はしくして善く談笑した。居ること三年、具さに我が國の情勢を視て歸り、後唐に入りて深く太宗と結び、孝德天皇白雉五年(一三二四年)終に新羅國王の位に登つて武烈王と稱した。我が鹽乘津彦の末裔金庾信、新羅の宰相として武烈王を輔け、唐と提携して百濟及びその背後にある日本を悩ましたのである。



齊明天皇六年(一三二〇年)新羅は百濟王義慈が淫樂を恣まにして政道亂るゝに乗じ、唐の高宗と通じて百濟を挾撃し以てこれを併呑せんとして唐軍の來援を請ふた。高宗、大將軍蘇定芳に二十萬の軍を授けて海路より進ましめ、新羅軍は陸路よりこれに合して百濟軍を挾撃し、攻戦三日遂に都城を陥れた。この時百濟國王義慈王を初め、王子大臣等九十餘人は捕虜となつて唐に送られ、百濟國全く滅んだ。

時に百濟の遺臣福信等、餘衆を收めて百濟の再興を志し、義慈王の弟豐璋の人質となつて我朝にあつたのを迎へて王とし、且つ援兵を送らんことを請ふた。齊明天皇則ち難波宮に行幸して出師準備を命じ、七年(一三二一年)三月、親ら舟師を率ゐて筑紫に幸し、將に兵を百濟に進められんとして、七月急に朝倉の行宮に崩ぜられた。葛城皇子猶太子として朝政を攬られた。

百濟滅びて間もなく唐兵高句麗に入り、その首都を陥れたとの報に接した。朝廷、阿曇比羅夫等を使はして先づ百濟を救はしめた。次で天智天皇即位前元年(一三二二年)三月、唐、新羅の兩國兵を合して高句麗を挾撃したので、高句麗から我に援兵を求め來つた。朝廷その請を聽いて軍を發し、唐と新羅との連絡を遮斷したので、高句麗は一時危険を緩和することが出來た。

翌二年(一三二三)三月、新羅復た高句麗に來寇したので、我が朝は更に上毛稚子等を將とし、兵二萬七千人を率ゐて新羅を討たしめた。然るに百濟ではその王豐璋と大臣福信との間に不和を生じて全く亡國の狀を呈し、新羅はこの機に乗じて來寇した。また唐の鎮將劉仁願自ら戰艦百七十隻に將として白村江に屯し、日本の水軍を掩撃した。白村江とは錦江の河口であつて白江とも言つてゐる。當時我が國の水軍は、戰艦の構造並に戰術に於て到底唐軍の敵でな

かつたがため、一たび兵を交ふるや忽ち大敗し、海陸兩方面より挾撃されて全く進退の度を失ひ、遂に二萬七千の大軍を擧げて海底に覆没するの悲運に陥つた。

百濟の滅亡するや、多數の遺民は我が國に歸化した。四年(一三二五年)には四百餘人を近江國に置き、五年には二千餘人を東國に居らしめたが、その中には佐平、餘自信等の名家があり、教育宗教の進歩、工藝技術の發達に貢獻するところ尠くなかつた。

高句麗も亦天智天皇七年(一三六八年)唐將李勣のため滅ぼされた。

白村江の敗戦は我が國に取つて手痛き打撃であつた。曩きに任那を喪ひてより滿百年にして、我が國の勢力は全然韓半島より驅逐さるゝに至つた。我が國民は初めて國防の急務なるを感じ、對馬、壹岐、筑紫等に防人と烽火とを設け、筑紫の海岸に長堤を築きて敵軍の上陸を防ぐ用とし、又水を貯へて所謂水城を作り、更に歸化韓人をして長門及び筑紫の沿岸に築城せしめ、更に對馬の金田、大和の高安、讃岐の屋島等の諸城を築く等、頗る入念に唐兵の來襲に備へた。天智天皇は更に意を決して都を山河形勝の地たる近江の滋賀に遷された。かくて韓半島を通じての日本の大陸政策は全然斷絶すると共に、内に在つては蝦夷、熊襲等の先住民族を征定歸服せしめ、外に在つては主として唐朝との平和的交渉を生ずるに至つた。



第二章 大陸諸國との外交

一〇、遣隋使小野妹子 我が國と支那大陸との正式外交關係は、推古天皇十五年(一六七年)七月、小野妹子を隋國に派遣したことより始まつてゐる。

この年は隋煬帝大業三年に當つてゐるが、小野妹子が煬帝に與へた我が國書に、「日出處の天子、書を日沒處の天子に致す、恙なきや」とあつたので、隋王これを見て喜ばず、鴻臚省(外務省)に命じて「自今蠻夷の書禮なきものは奏する勿れ」と戒めたといふ。けだし煬帝といへば、支那に正確なる記録の發生して以來、豪華を極むること第一人者として聞え、又かの大運河を開鑿したほどの勢威ある帝王であつたから、從來屬國視してゐた小國日本から「恙なきや」と問はれて不快を感じたことは當然であらう。然かし小野妹子は對等の國使として迎へられ、同國に留まること十ヶ月翌十六年(一六八年)四月、國交を修めて歸朝するに當り、隋朝から答禮使として裴世清一行を同行して來た。

同年九月再び妹子を大使として隋に遣はした。これは裴世清の歸隋と行を共にしたのであるが、この時、高向玄理、僧南淵請安、僧旻等の學生がこれに従つた。妹子は翌十七年に歸朝したが、僧旻は彼地に在ること二十六年後なる舒明天皇四年(一三〇二年)、高向玄理、僧請安は同じく三十三年後なる舒明天皇十二年(一四〇〇年)の久しきに及んで何れも歸朝した。

推古天皇は欽明天皇の女であつて、聖德太子が執政の任に當つて居られた。即ちこの隋朝に對する外交も主として太子の功業と稱すべきである。隋朝遣使の目的が何であつたかは、隋書に「使者曰く、聞く海西菩薩の天子、重ねて佛法を興すと。故に遣はして朝拜せしむ」とある通り、佛法興隆を主とするためであつたが、同時に隋朝の文物制度を輸入せんがためでもあつたのである。

これより先き、非公式に支那大陸との間に交通が行はれ、我が國より彼の國に渡航せし者のあつたことは、小野妹子遣隋の際、鞍作福利を通事として同行せしめたに徴しても明かである。彼は小野妹子に先つこと八年にして、すでに隋國に渡つてゐたのである。

一一、遣唐使續々派遣 推古天皇二十六年(一七八年)を以て隋亡び、唐新に興つた。我が國よりは舒明天皇二年(一三〇年)大上御田歙、醫惠日を第一回遣唐使として派遣したが、大上御田歙は曩きに推古天皇二十二年にも第二回遣唐使として派遣された者である。爾來宇多天皇寬平六年(一五四年)菅原道真が書を上つて遣唐使の廢止を建議し、遂にその議が容れらるゝに至るまで、前後二百數十年を通じて、正式に唐朝に派遣された者は十二回に及び、外に彼我僧侶、商人等の往復せし回数も決して尠しとせぬ。

就中、遣唐使及びその一行中の留學生に在つて後世著名の人物となつた者に、山上憶良(文武大寶元年)阿倍仲麻呂(元靈龜二年)吉備真備(上)藤原清河(孝謙天平實四年)橋逸勢(桓武延暦二十二年)僧空海(上)僧圓仁(仁明承和元年)等がある。又僧最澄(傳教)圓珍(智證)の如きも入唐して佛法を修めた者である。

平城天皇の皇太子高岳親王は、弘仁十三年(一四二二年)髪を削つて眞如と改め、東寺に入つて弘法大師(海)の弟子となり、遂に清和天皇貞觀三年(八六一年)入唐を請ひ許されて京を發し、翌四年九州より出航し、在唐三年の後貞觀八



年、八十歳に垂んとする老齡を以て單身印度行の途に就かれ、その後杳として消息を絶たれてしまつた。然るに支那留學の僧仲璣よりの來狀によれば眞如親王は流沙を過ぎて羅越國に到り、逆旅に於て遷化せられたといふことである。羅越國とは何處であるかといふ問題に對し、從來多くの説は暹羅の北方たる老樹であると認めてゐたが、近時桑原文學博士の研究によればスマトラのパレムバンの對岸に當る馬來半島の一地方であるといふ。

當時我が國では唐の遣日使のため、宿泊所として難波に難波館、京に鴻臚館、豊浦に臨海館、博多に鴻臚館、敦賀に松原客館を修築された。

遣唐使一行は概ね四隻の船舶に分乘し、難波を發し、瀬戸内海を過ぎ、筑紫博多に至り、風浪を見計らひ肥前松浦郡值嘉島に寄り、同島曼樂崎から出で、壹岐、對馬を経、朝鮮より渤海灣を迂回するか、又は濟州島から盛京省を過ぎ、或は渤海灣から山東省に上つて唐の都長安に赴いたので、往復に年餘を費した。若し南支那あたりに漂流すれば數年を費したものである。かく遣唐使の船舶が海難に遭遇したので、これが動機となつて新航路を發見することとなり、從來の渤海航路の外に南方航路即ち支那の東海岸から南海岸を経て東京灣に至る航路を見るに至つた。

**一一、阿部比羅夫の肅慎征討** 應神天皇以來、朝廷は専ら西方に意を用ひた結果、日本武尊の東征により畏縮せる蝦夷は、再び東北地方に騷擾を醸すやうになつた。仁徳天皇五十五年(一〇二七年)蝦夷征討に向へる將軍田道は却て伊寺水門(陸前國石ノ巻)に戰死した。敏達天皇の時にも入寇したが、これは間もなく恭順の意を表して、東北は暫く無事であつた。舒明天皇の時又復來寇し、久しく東北の重鎮であつた上毛野の形名の軍を擊破した。孝徳天皇五年(一三〇九年)

越後に盤船柵(イフネノクサ)を治めて蝦夷に備へた。

齊明天皇の時、越の國守阿部比羅夫は戰艦を製造して蝦夷を征討することとなり、同天皇四年(一三一八年)越前敦賀に舟師を集め百八十隻を率ゐて出征した。先づ今の能代及び秋田に至り、その土族を征服して津輕海峽なる島頭濱に着し、更に海峽を渡つて今日の北海道に蟠居し居りし肅慎を征め、凱旋に際しては生籠二、籠皮七十枚を献上した。而して比羅夫はその翌年も、またその翌々年も引續き舟師を率ゐて蝦夷及び肅慎を征討したのである。

肅慎は息慎或は靺鞨ともいひ、今の吉林、黒龍江地方の總稱であつて、後には挹婁、勿吉、女真等の族となつた。阿部比羅夫當時には樺太、北海道、奥羽の一部にまでも擴がつてゐたのである。

**一三、東夷の鎮定** 元明天皇和銅二年(一三六九年)陸奥、越後の蝦夷が跳梁したので、陸奥鎮東將軍巨勢麿征越後蝦夷將軍佐伯石湯等の指揮の下に發せられた兵は、遠江、駿河、甲斐、信濃、上野、越前、越中から徵發せられた。五年初めて出羽國を置き、七年尾張、上野、信濃、越後の民を移して柵戸を設けた。

聖武天皇神龜元年(一三八四年)東夷叛き、陸奥の大椽佐伯屋麻呂を殺したので、これが討伐に向けられた朝廷の師は阪東九國の壯丁を以て成立してゐた。この年鎮守府將軍大野東人、始めて多賀城を築いて東夷を威壓し、天平五年(一三九三年)には桃生、雄勝の二城を築いた。その後、光仁天皇寶龜五年(一四三四年)に蝦夷また入寇し、桃生の柵を侵すや、阪東八國に勅して兵を徵し、陸奥に赴援せしめた。七年出羽の兵叛き、國兵これを撃ちて利が無かつたとき救援に赴いた者は亦下總、下野及び常陸の兵であつた。



桓武天皇雄偉の才を抱いて即位さるゝや、蝦夷を掃蕩して東北の患を除かんとし、先づ累年兵亂の疲憊から免かれしめんがため、陸奥の民に詔して給食三年に及び、また阪東諸國にも諸所の正倉を開いて徴發の勞を慰めた。次には國軍の戰鬥能力を鍛鍊せんがため、戰鬥に堪ゆる者を檢定し、毎國一千人乃至五百人以上の壯丁を教練せしめた。彼等は後年坂上田村麻呂の麾下に在りて拔群の戰功を樹てたのである。

延暦三年(一四四四年)大伴家持を節持大將軍に任じ、その後も連年軍備を擴張し延暦八年(一四四八年)には紀古佐美を大將軍とし、東海、東山、北陸、阪東諸國の軍五萬二千八百餘人を多賀城に會して征途に上つたが、無能なる古佐美は何の爲すところもなく、却て蝦夷軍のために敗れながら、詐つて戰勝を天皇に報告したること發覺して貶黜された。かくて次に出現したのが坂上田村麻呂である。

田村麻呂は漢土よりの歸化人の後裔である。左京大夫坂上田村麻呂の子で、身長五尺八寸、體重二百一斤、眼は蒼準の如く、鬚髯金線の如く、膂力絶倫であつた。延暦十三年正使大伴弟麻呂に従つて蝦夷征伐に従ひ、大に功があつたので、同二十年(一四六一年)蝦夷復た叛するや征夷大將軍に任じて征討に従つた。翌年陸奥に膽澤城を築くや、鎮守府をその地に移し、次で東國の壯丁四千人を移してこれを守らしめた。二十三年(一四六四年)には陸中に志波城を築き、同年田村麻呂は再び征夷大將軍に任ぜられ、陸奥を經略して蝦夷に備へた。

田村麻呂に次では有名なる文屋綿麻呂が、嵯峨天皇弘仁二年(一四七一年)征夷大將軍に任ぜられ、蝦夷を討つてその憂患を除いた。

一四、渤海の入貢 聖武天皇神龜四年(一三八七年)渤海國から初めて入貢があつた。渤海國とは高句麗の後裔で、

姓は大氏、舒明の朝(一三二〇年)長白山の北に一國を建て、震國と稱した。高句麗、唐に亡ぼさるゝや、大氏殘業を率ゐて北に走り、挹婁の東牟山に城廓を築いて住んだのである。文武の朝(一三五七年)太祚榮なる者諸部を併呑して漸く國勢を張り、元明天皇和銅六年(一三三三年)唐の玄宗から渤海郡王に封ぜられ渤海國と稱するに至つた。元正天皇養老三年(一三一九年)祚榮死し、子武藝立ちて武王と稱した。我が朝に來貢したのはこの時代であるが、當時來朝のため出發した寧遠將軍高仁義等二十四人は、海上途を失して蝦夷の境に到り、仁義等十六人は捕へられて殺された。高齊徳等八人辛じて免れ、出羽に來たので、出羽の國司より驛傳を馳せて奏上し、朝廷からは使者を遣り、衣服冠履を賜つた。

神龜五年(一三八八年)天皇太極殿に出御、渤海使節高齊徳等の朝賀を受けられたが、方物は貂皮三百枚であつた。天皇は齊徳等に位階を授け、饗宴を張られ、引田蟲麻呂ヒトクムシマロを送使として璽書を渤海王に賜ふた。翌年蟲麻呂歸朝天平十一年(一三九九年)には渤海國使節已珍蒙等、遣唐判官平群廣成を伴ふて來朝した。廣成は唐に使い、歸路海上に漂流して再び唐に至り、更に登州を發し、渤海に出で、渤海國王の命によつて送られ、出羽に吹き付けられたのである。

渤海國の使者は神龜四年の高齊徳に始まり、醍醐天皇延長八年(一五九〇年)に至る二百餘年に亘り、その回数凡そ三十三回に及んでゐる。彼等の着船場は時に越後であり、時に筑紫であり、時に或は出羽であり、或は能登であり殆んど區々であつた。光仁天皇寶龜四年(一四三三年)渤海使節が來たとき、前使節の表文の無禮なるを譴め、又今次の上表の違例を責め、近年の使者屢々禁を犯して、諸蕃調貢の定例に由らないことを詰り、今後は必ず筑前から來るべき旨を諭した。寶龜八年(一四三七七年)渤海の使節が越前から來たので、これを咎めると對馬沖にて激風に漂され、溺死百二



十人、免がるゝ者四十六人漸くこの土に達した云々と答へた。朝廷深くその艱苦を慰問し、京都に入るを許された。桓武天皇延暦十七年(一四五八年)來貢の年限を六年に一回としたが、彼はその年限長きを不便としてこれが制限を除かんことを請ひ、翌年を以て許された。その後我が國は消極政策を採り淳和天皇天長元年(一四八四年)には十二年毎に一回の來貢と定めたのである。延長八年最後に來貢したときには渤海國すでに滅び、國王の遺族契丹に降り、自ら東丹國使として來貢した。

我が國より渤海に渡つた使節は神龜五年引田蟲麻呂以降、弘仁二年(一四七一年)林東人に至るまで、前後十三回、八十餘年に亘つてゐる。

### 一五、刀伊賊の來寇

我が水軍が唐の水軍のため白村江に擊破されてから、海上權力頓に衰へ、從來入貢を怠らなかつた諸國も、忽ち輕侮心を起して來貢を絶つたのみならず、嵯峨天皇弘仁四年(一四七三年)には、新羅の邊船五隻に乗じて肥前近海を奪掠し、同十一年(一四八〇年)には朝鮮の歸化人七百餘人東國に叛し、續て清和天皇貞觀十一年(一五二九年)には新羅の邊民二隻の船を以て博多を襲ひ、終に宇多天皇寬平六年(一五五四年)に至つては邊民四十五隻を以て對馬に來寇し、九州に攻め入らんとする警報があつたので、人民は殆どその堵に安んずることが出来なかつた。

その後新羅に内亂起り、朱雀天皇承平五年(一五九五年)新に興つた高麗のため併合せられたので、我が國に對して手を延ばすことが出来なくなつたが、一方我が國の海上權力衰退の結果、内地島嶼間の連結も自ら弛緩するに至り、朱雀天皇天慶二年(一五九九年)平將門東國に叛し、藤原純友遙かにこれに應じて伊豫に叛し、瀬戸内海を掌握し、

兵船一千五百隻を以て博多に侵入し、次で太宰府を占領したが、終に追捕使小野好古のため誅せられた。然かしこれがため九州一帯は非常に亂れ、その際に乗じて外人の來寇する者多く、一條天皇長徳三年(一六五七年)より長保元年(一九九九年)に至る三年間、三度び高勾麗の邊民來襲し、續いて後一條天皇寬仁三年(一〇一九年)刀伊賊來寇して非常の慘禍を蒙むるに至つた。

刀伊は肅慎より發し、契丹の部屬東丹國である。醍醐天皇の時、契丹の阿保機、漠北から起つて四方を侵略し、渤海を降し、國號を東丹と改めた。刀伊はこの勢を以て高麗を襲はんとしたが、高麗兵備を嚴にしてこれを抜くことが出来なかつたので、直ちに轉じて我が國に兵船を差し向けたのである。兵船の長八九十尺より百二十尺に及び、三十の楫を聯ね、刀を翳す者五六十人、楯を負ふ者七八十人、總勢約五千人、寬仁三年四月壹岐對馬を侵した。壹岐守藤原理忠戰死し、島民亦或は殺され或は捕へられ、一人講師當覺のみ逃れて急を太宰府に告げた。刀伊更に進んで筑前能古島に據り、博多を侵し、怡土、早良、志摩の諸郡を侵した。太宰權帥藤原隆家、勅符を俟たずして前少監大藏種村、少貳平致行等に命じ、邀撃せしめた。刀伊船に乗つて早くも遁れ去り、途すがら高麗に寇したが、高麗の兵船に撃たれて全軍覆没し去つた。

刀伊來寇のため對馬、壹岐、筑前の民の殺戮せられたる者四百六十二人、劫掠し去られた者千二百八十九人、壹岐に生殘したる者僅に三十五人、高麗の沿海を航行すること二十餘日、日本俘虜の老弱を海に投ずること約千百人、高麗より送還を受けし者二百餘名に過ぎなかつた。當時高麗の戰艦は舷面に鐵製の衝角を有し、敵艦を衝撃するの用に供してゐた。



隆家は戦功によつて爵を進められ、種材は壹岐守に任ぜられ、錦旗を賜つた。當時朝廷には隆家は勅符を待たなかつたから、專行の罪亦大なりと論ずる者もあつたが、功あつて賞せられずば何を以てか志氣を勵まさんとの反對論によつて駁せられた。

#### 一六、日宋關係

當時支那では唐亡びて村上天皇天徳四年(一六二〇年)宋起り、後百六十餘年にして崇徳天皇大治二年(一一七七年)南宋起つた。これより先き我が朝では遣唐使廢止以來、延喜の朝に至つて全く交通は絶えたが商賈の往來は依然行はれ、唐商高麗商は我が國に航通してゐた。唐亡びて宋興るや、一條天皇寛弘二年(一〇〇五年)宋商の留寓を許し、貿易のために居留地を開かれた。かくて宋の物貨は次第に我が國に輸入せられ、大に國人の間に珍重せらるゝところとなつたが、その後宋貿易を制限する政策に出で、後冷泉天皇永承年(一一七〇年)中筑前の人清原守武その徒五名と共に私かに入宋貿易した籙を以て翌年佐渡に流された。我が國より僧侶の入宋する者に至つては一層頻繁であつた。圓融天皇永觀元年(一六四三年)東大寺の僧齋然(せうぜん)の入宋せしを初め、一條天皇長保五年(一〇六三年)には僧寂照(じやくしやう)、白河天皇延久四年(一一七三年)には三井寺の僧成尋(せいじん)が入宋してゐる。殊に成尋の入宋するに及び宋朝より我が國に國書を送つて來た。これに對し我が朝よりは白河天皇承暦二年(一一七三年)僧仲回到返書を齎らして宋に派遣してゐる。その他かの有名なる榮西禪師が、高倉天皇仁安三年(一一八二年)入宋せし外、百餘年間に重なる入宋僧は道元、圓爾等五十餘名の多きに達してゐる。

眼を海外に放つて宋との貿易の振興を計つた政治家に平清盛がある。彼は近衛天皇久安二年(一一八〇年)安藝守とし

て音戸の瀬戸を通じ、商船來航の勞苦と時日とを減少したのみならず、二條天皇應保元年(一一八二年)には大輪田の泊即ち兵庫の築港事業に着手し人員五萬人を使役し、三年の歲月を費して竣工したが、後更に經ヶ島の築成に努力し、前後九年にして功成つた。かくて宋商次第に往來するに至り、高倉天皇嘉應二年(一一八三年)後白河法皇、清盛の福原の邸に行幸があつたとき、そこで宋人を見られたことがある。かゝることは我が朝延喜以來未曾有の事であつたので保守思想に固まつた京都公卿衆の中にはこれ天魔の所爲かと慨嘆する者あるに至つた。

高倉天皇承安二年(一一八三年)宋明州の刺史より方物に添へて日本國王に賜ふ云々の書を贈り來つたのが問題となり大外記清原頼業の如きは方物を返すべき侃諤の論を主張したが、清盛はこれを斥けて貿易を興さんがために受くることとし、翌年三月宋使に對して返書を賜はり歸國せしめた。

清盛は宗盛を六波羅に留めて京都を守護せしむる以外、事實上の政府を福原に移し、宋服を纏ひ、宋船に乗じて京都の公卿衆、僧侶等を驚かしめた。治承四年(一一八四年)六月、高倉上皇の嚴島に行幸の途、福原に到るや清盛は新に宋式の船を造り、上皇に臨乗を請ひ、宋人をしてこれを漕がしめ、嚴島の内侍八人に宋の裙佩を着けて庭に舞はしめた。すでにして上皇の福原を發して嚴島に向ふや、清盛また宋船に乗つてこれに従つたのである。

安徳天皇養和元年(一一八一年)清盛の死後、平氏衰へて遂に源氏に亡ぼされたが、宋との貿易は筑前博多、薩摩坊ノ津等の諸港に於て依然行はれてゐた。その後後深草天皇建長六年(一一九四年)入宋貿易船を五隻に限り、米の輸出を禁じたりしたので、日宋貿易は次第に衰微したが、その反面に於て密貿易を盛ならしめ、宋との貿易によつて從來巨利を博してゐた日本商人は、宋の戦亂のためその利が無くなるに及び、高麗貿易を企て、又宋の商人と共に高麗邊海を



劫掠した。これ即ち倭寇の起原である。

### 第三章 元寇防戦史

一七、國難到る 後一條天皇寛仁二年、刀伊の兵筑前に來寇せし後、二百五十年に亘つて對外關係は極めて無事であつた。大陸との交渉は宋との貿易に限られ、平清盛、源實朝の如きこれに熱心なる爲政家もあつたけれども、概して消極的退嬰主義に固められて來た。前九年役、後三年役以降北邊亦靜かであつて、天下の士民は北條氏の善政に服し、昇平久しきに及んで外寇を忘却し去れる形であつた。然るにこゝに龜山天皇文永五年(一九二八年)空前の大國難は突如として我が帝國を襲ふた。それは元主忽烈が使を遣はして我が國を臣從せしめんとし、若し聽かなければ大陸征服の餘威を以て我を一撃の下に全滅せんと企てたことこれである。

これより先き成吉思汗(一二六二年—一二二七年)によつて創められ、その部將によつて歐亞大陸に領土を侵略せる蒙古は、成吉思汗の孫忽烈の代に至つて國を元と號し、都を金の首府燕京に奠めて傲然世界に雄視した。その領域は北部支那を大帝國の中心として、東は日本海より西はポーランド、ハンガリーに及び、北はバイカル湖、ウラル山脈より南はアラビア海、ヒマラヤ山南に跨り、版圖の大、兵馬の強、實に世界未曾有とするところであつた、忽必烈即ちこの大を持って東海の粟島日本を壓倒せんとしたのである。その勢正に磐石を以て累卵に臨むが如きものであつた。

當時我が國は宋人、高麗人等により金色燦然たる黄金島として傳へられてゐたから、すでに世界の大部分を征服し終れる蒙古が、殘存せる日本に向つて食指を動かさざる筈は無かつた。これに加ふるに朝鮮人趙彝やイタリ人マルコ・ポロの一族等が元朝に仕へて、盛に日本征服を勸説するところあつたのである。



蒙古人が一國を征服する方法は、最初に書を送つてその國王に降服を促かし、且つその國情を知らんがために、使節、僧侶等を往復せしめ、更に進んでその人民を劫掠し、或は國內の不平を助長せしめたりして、有ゆる手段を講じて牒報を集むるに努力するのが常であつた。我が國に對しても亦この手段を採用し、文永三年(一九二六年)十一月、兵部侍郎黑的、禮部次郎殷弘の二人を第一回の勸降使とし、高麗人を嚮導として出發せしめたが、彼等は海上風波のため命を果たさず、巨濟島の松邊浦から船を回へした。忽必烈即ちその爲すなきを責め、更に高麗王の巨藩阜を第二回使節として派遣し、文永五年正月初めて筑前太宰府に到着した。

蒙古が赫々たる勢威を以て、歐亞の天地を捲巻してゐたことは、當時の宋商、宋僧、朝鮮人等によつて仄かに我が國の爲政家の間にも知られてゐた。また僧日蓮は文應元年(一九二〇年)『立正安國論』を著して日蓮宗を創め、敵國外患の來ること近きにあるを警しめつゝあつた。然るに朝廷はたゞ日夕宴遊を事とし、公卿の舞樂を練るに忙はしかつたが、文永五年二月突如として鎌倉よりの急使來り、蒙古の我に向つて投降を勸説せしことを上奏した。こゝに於て滿延歡笑の夢破れ、如何にせんかと官外記以上の意見を徵集したが、彼等の多くは蒙古の名稱が經史に見えないとて茫然自失するのみであつた。それでも菅原長成に命じて辛じて蒙古に對する返書を認め、これを鎌倉に下すに至つた。當時幕府の執權は北條政村であり、少壯十八歳の時宗はこれが連署であつたが、時宗最も強硬にこれが拒絶を主張し、勅裁を仰いで使者を斥け、斷じて返書を與へざる方針を取つた。同年三月時宗執權となり、政村その連署となつたが、蒙古の使者は直ちに歸途に就かず、太宰府及び博多に留まること約四ヶ月に及んだ。

文永六年(一九二九年)黑的、殷弘の二人、復た對馬に來り、我が情勢を知らうとしたが島人がその上陸を拒絶したの

で、島民塔二郎彌二郎の二人を執へて歸つた。九月高麗王から使を派して我が捕虜を送還し、蒙古の牒書を齎らしたが、これ亦幕府に於て握り潰してしまつた。

一八、初回の元寇來襲 かゝる鎌倉幕府の強硬なる態度は、いたく忽必烈をして怒らしめた。文永八年(一九三一年)彼は重臣趙良弼をして兵三千を率ゐて渡航せしめんとしたが、趙は遊説の間に日本を屈せしめんと欲し、僅に秘書三十四人を従へて出發し、九月十九日筑前今津に着いた。大宰少貳資經趙に對し國書を求めたが、趙は直接京都に赴き天子に謁して呈せんと拒み、遂にその副本を進めて十一月を限り、答書を得ざれば兵を日本に加へんと言つた。時宗依然返書を送らず、趙を對馬に放つたので、趙も忽必烈に對する面目上、彌四郎以下十二人を捕へて還つた。九年高麗王の臣張鐸來り、十年趙良弼重ねて來たが、何れもその使命を完ふることが出来なかつた。然かし元使はかく幾回も朝鮮日本間の海上を往來する間に、その形勢に通じ、耽羅島を策源地と定めて、着々日本襲撃の準備に努めたのである。

文永十一年(一九三四年)龜山天皇位を皇太子に譲り、これを後宇多天皇となす。この時天皇の御歳僅に八歳、廟堂に滿つる者は無學無識の公卿輩のみであつたので、國難迫るもその爲すところたゞ神社に祈願し、佛閣に祈禱するばかりであつた。これに反して幕府は關西沿岸の各地に令して兵備を嚴にしたが、然かも別に防禦工事を施す等のこと無かつたのは、當時の鎌倉武士が大膽不敵であつて、大蒙古を眼中に置かなかつたからである。

忽必烈は高麗に於ける出征準備が大半完成したので、文永十一年(一九三四年)正月、征東行省(征日都督府)を合浦



(今の)に設け、將軍洪茶丘を遣はして同地に於ける造船その他の出征準備を急がしめ、同時に漸次その兵力を朝鮮半島の半部に集中した。かくて征討軍は同年七月出發と豫定してゐたが、準備が遅れたので、十月三日漸く合浦を出發した。兵家の算定によれば該遠征軍の編成並に兵力は左の如くである。

|        |           |                         |
|--------|-----------|-------------------------|
| 司令官    | 日本征東都元帥   | 欣都                      |
| 副司令官   | 日本征討右副都元帥 | 洪茶丘                     |
| 蒙漢軍    | 五千人       | (忻都軍 四千五百人<br>洪茶丘軍 五百人) |
| 高麗軍    | 八千人       |                         |
| 高麗梢工水手 | 六千七百人     |                         |

合計 一萬九千七百人(内陸上戦員一萬三千人)

戦艦(運送船) 三百艘

小形兵船及舢舨 三百艘

汲水船 三百艘

合計 九百艘

元寇防戦の勇士竹崎季長が、戦後畫師に命じて畫かしたところによれば、蒙古の戦艦はその構造近世の西洋形帆船に類し、甲板、船口及び船窓を具備せるのみでなく、船部に高く望樓を造り、居ながら敵の動作を瞰視し得るものであつた。

蒙古は數回に亘る牒報で、日本西海の重鎮が太宰府に在ることを知悉し、第一着にこゝを占領して九州一圓を制し然る後中央日本に侵入せんと企てた。従てこゝに到る経路として對馬、豊岐二島を領有し、博多附近に上陸せんと豫定したのである。十月五日蒙古の大艦隊は對馬佐須浦に投錨し、翌朝上陸を開始して劫略を恣まにした。守護代宗助國以下八十餘騎、死力を盡して防戦したが衆寡敵せず、悉くこの國難に殉じた。かくて蒙古軍は十四日午後更に豊岐を侵して暴虐を逞ししたが、守護代平景隆防戦利あらず、翌十五日城陥り、島民亦全滅した。勢に乗じた蒙古軍は十七日早くも肥前の西北岸に上陸して我が松浦黨を破り、十九日にはその全艦隊を今津灣外に集め、一部隊を上陸、博多方面に向はしめ、二十日には博多を占領して箱崎八幡宮を焼き拂つた。日本軍は防戦よく努めたが、その戦法は依然たる舊式の一騎打であつたに反し、敵は輕快なる革製の衣袴を用ひ、武器としては刀の外に短弓、若くは長槍、斧の類を携へ、尙補助兵器として火箭、鐵砲を携へ、我が鎌倉武士の膽を奪つた。この火藥、鐵砲は、支那より傳へたものであつて、支那に在つては遠く吳の時代より硫黄を硝石に混じてこれを爆伏と名付け、宋の大祖(九六〇年—九七五年)の時火箭の發明あり、眞宗(九七八年—一〇二二年)の世に火球を製して、砲架より打出したと傳へられる。曩きに蒙古兵が金の南京(開封府)を攻圍せしとき、金軍は火槍及び硝藥を裝填した鑄鐵罐を使用して大に蒙古軍を惱ましたことがあつた。『鎌倉九代記』に「大元の軍中より鐵砲とて鞠の勢なる鐵丸を一度に二三十投り出す、その逆る勢は坂を下る車輪の如く霹靂すること閃々たる電光に外ならず」とあるは支那より傳へられたる一種の迫撃砲のとであつたであらう。然るにこの日、日没に及びて蒙古軍は一旦退却を開始し、夜に乗じて全く船中に引上げた。翌朝我が軍の兵士が敵の陣容如何にと見るに、陸上にはもとより隻影なく、海上にはたゞ一艘の敵艦志賀島に漂泊せるのみであつたので、



全軍意外の感に打たれたのである。傳へ言ふ、その夜暴風俄かに起り、敵艦の沈没するもの二百餘隻に及んだと。然かし蒙古軍も亦日本軍の抵抗意外に強く、長期に亘つて戦争を繼續するだけの準備を有してゐなかつたので、一旦退却したのが大なる理由となつてゐる。

**一九、鎌倉幕府の外征計畫** 文永役後、蒙古は日本征服の容易ならざるを思ひ、建治元年(一九三五年)四月蒙古人杜世忠、漢人何文著、回々人撒都魯丁等を使者として長門室津に上陸した。八月太宰府はこれを鎌倉に護送し、九月七日に至つて幕府は遂に彼等使者を龍ノ口に斬つてしまつた。次で幕府は諸國に令を下し、日常の費用を節して元軍の來襲に備へしめ、又鎮西の要地に守護を配置し、沿岸の警戒を嚴にした。

幕府はかく國防計畫に専心したのみならず、建治二年(一九三六年)三月を期して百尺竿頭一步を進め、我より進んで高麗を襲撃する企圖を發表するに至つた。即ち今日に傳へらるゝ最初の文書は建治元年十二月八日、鎌倉幕府より安藝守武田信時に宛て、明年三月を期し異國を征伐せらるべきにより、舟師舵手を備へて太宰府の徵發に應ずべきを命じたことである。時宗がかやうな計畫を立てたのは、敵軍再襲の準備未だ成らざるに乗じ、我より進んで機先を制せんとしたものに相違無かつた。

かくて建治二年三月となるや、少貳經資、大友頼泰、島津久經等は幕府の旨を承けて鎮西の將士に外征の令を傳へ兵船武器糧食等一切の準備に就かしめた。伊豫の河野通有の如きは若し十年以内に蒙古再襲せずば、我より進んでこれを征討すべしとの起請を爲すほどの意氣込であつた程である。されば一たび外征の計畫が發表さるゝや、喜び勇んでこの舉に加はらんことを注進する者相踵ぎ、婦女老人に至るまで淋瀝たる慷慨の氣を洩らしたのである、然るに惜しいかな、外征實行の機未だ到らざる中に、蒙古は着々再襲の計畫に出たので、遂に守勢作戰に甘するの外無きに至り、全力を擧げて九州、中國の防備に傾注してしまつた。

**二〇、第二回元寇來襲** 弘安二年(一九三九年)六月、元將范文虎の部下周福、樂忠等の一行對馬に來り、降を勧めたが、その書辭無禮を極めたので、これを博多に斬つた。忽必烈即ち高麗に於ける船艦の修造を督勵すると共に、同年南宋の殘黨を崖山に撃ちてこれを殲滅したのを機とし、江南四省に命じて船艦六百艘を造らしめ、征日本省を置き范文虎、忻都等をして軍事を議せしめ、前回に比し一層大規模の出征準備を整へ、一舉にして日本を撃滅せんと計畫したのである。

蒙古第二回の征東軍は弘安四年(一九四一年)五月を以て進發した。その軍は二軍に分れ、一軍は高麗方面より發し、他の一軍は支那方面より發し、兩軍豊岐に合して太宰府を衝かうとする作戰であつた。兵家の推定によれば蒙古軍の編成は凡そ左の通りである。

總司令官 征日本行中書右省丞相 阿刺罕  
 東路軍(高麗より發するもの)  
 司令官 日本征討 忻都  
 副司令官 都元帥 都元帥 洪茶丘  
 同 副司令官 同 洪茶丘  
 日本外交史



漢蒙軍 一萬五千人  
 高麗軍 一萬人  
 高麗梢工水手 一萬七千人

合計 四萬二千人  
 大小艦船 九百艘

江南軍(南方支那沿岸より發するもの)

司令官 征日本行中 書省右丞 范文虎  
 贊軍 二萬人  
 梢工水手 一萬人  
 艦船 六百艘  
 陸上戰員計 四萬五千人  
 非戰員小計 二萬七千人  
 總計 七萬二千人

兩軍は五月二十一日を以て登岐に合し、同島は前回の如く蒙古軍のために虐殺、凌辱の犠牲となつた。蒙古再襲の報矢の如く京師に達するや、風説は更に風説を生み、或は神馬天空に戦ふといひ、或は日本滅亡の神示ありと傳へられ、舉國震駭、遂に商業交通も全く杜絶し、京都の住民は敵軍未だ本土に上陸せざるに先つて、夙くも餓死せんとす

るに至つた。龜山上皇最もこれを憂ひ、身を以て國難に代らんことを伊勢神宮に祈願せられたが、執權時宗は泰然動かさること山の如く、部署を定めて靜に敵軍の來るを待つた。

六月五日、元兵は遂に博多沖に現はれ、玄海、志賀、能古、の三島を占領して我を壓せんとした。我は箱崎、博多の間に二丈五尺の石堤を築き、高所より敵を射んとしたが、敵は更にその橋に艦橋を作り、却て我の動靜を手取る如く視察し得たのである。かくの如く武器の優劣歴然たるものあり、河野通有の如き海將は、自ら敵艦に登りて敵兵を斬り、大に武勇を發揮したが、全體としての戰勢は我に頗る不利なるものがあつた。かくて兩軍對峙すること十八日に及んだが、閏七月一日の夜半颶風遽かに起り、元軍大半顛覆したので、我軍はこれに乗じて殘敵を屠り、七月七日に至つて已んだ。この役元軍死するもの數萬人、辛じて逃れ歸つた者は首將范文虎等の極めて少數であつたと言はれる。

- 一、蒙古軍が海上の戰爭に習熟しなかつたこと。
- 二、范文虎の率ゐたる贊軍が、蒙古に降服したる新附軍であつて士氣昂らなかつたこと。
- 三、日本襲撃の時期を誤まり、暴風期に際會したること。
- 四、日本軍に妨げられて上陸出来なかつたこと。

等の諸項を擧げることが出来る。  
 然しながら忽必烈は、再度の失敗に懲りて日本征服の志を斷念した譯でなかつた。彼はこの彈丸黒子の一小國を征



服し得ざることを遺憾とし、更に三征を議して高麗及び江南各地の船舶を徴集し、糧食を合浦に輸送集積して征日本の兵力をこゝに集中せんと企てたのである。然るに時恰かも交趾支那及び緬甸二國の征服に忙殺せられたがため、彼は遂に日本三征の軍を出すに至らず、病を得て一二九四年(皇紀一九五四年)空しく雄圖を齎らして逝去した。

我が國も亦辛じて元寇の來襲を卻けることが出來たが、この外戦のため國力疲弊し、財政枯渴し、遂に鎌倉幕府倒壊の一大遠因を成したのである。

#### 第四章 足利時代の對外關係

二一、日元交通關係 元が蕞爾たる日本を織滅せんと企て、征東の軍を遣りて我が海邊を脅かしつゝあつた間にも、兩國間に交通が行はれてゐたのは事實である。即ち第一回元寇來襲後、僅かに三年後なる建治三年(一九三七年)には我が商船夙くも元に航し、翌弘安元年(一九三八年)には元が准東宣慰使を任じて沿岸の有司に諭し、公然我が商船を通ぜしめた。又弘安二年には我が商船四隻慶元港(寧波)に着し、貿易して歸航を許されたのである。かく江南地方との間に貿易關係の密であつたのは、宋朝以來相互に親密の情が残つてゐたのに由るのであつて、弘安四年元寇の役に當つても、我が軍は蒙古人高麗人は悉くこれを殺したが、江南人に對しては殺戮を避けて捕虜としたほどである。然るにさすがの彼等も弘安役後十年間は、我が商船に對して嚴重なる警戒を加へ、江南の各要港には戰艦を備へ、軍隊を屯せしめた。

弘安役を去る十一年なる伏見天皇正應五年(一九五二年)我が商船五市のため元に赴き、三隻は風のために壞れたが、唯一隻慶元港に達した。元では日本が復讐に來たものと疑惧し、都元帥府を立て、海邊の防備につとめ、次で後二條天皇嘉元元年(一九六三年)元は千戸の所戍を定海江に置き、年々渡航する日本船に備へた。

伏見天皇永仁五年(一九五七年)元僧寧一山來朝して和を求めたが、時の執權北條貞時は一山を以て元の間諜なりとしこれを伊豆に流した。然るに一山が支那宗教界の耆宿なること判明するに至り、貞時迎へて巨福寺の長老たらしめ、後圓覺淨智の二寺に歴任せしめた。後に夢窓國師と呼ばれた僧疎石は、實にこの一山の教を受けた者である。



後二條天皇徳治元年(一九六六年)我が商船慶元に航して元と貿易し、翌二年西國の民慶元に至りて吏民と鬭争し、その一城を焚き、更にその翌花園天皇延慶元年(一九六八年)邦船慶元に至り、火を放つて掠奪した。これには元商が違約して代價を支拂はぬとか、元吏が元商を不當に保護したとか、いろいろ理由があつたのであつて、日本商賈としては已むを得ざる自衛手段に出たのである。

かゝる間にも、日元貿易は盛に行はれた。後醍醐天皇の正中元年(一九八四年)八月二十六日、所謂唐物を御前に飾りこれを公家衆に見せしめられたのは、よく當時の状況を物語るものである。かくて翌正中二年元貿易は公許せられ、幕府は建長寺造營の資を得んがために、貿易船を元に派遣した。幕府が令を下して沿海の地頭に海賊を取締らしめ特別に保護を加へたこの船は、翌嘉暦元年(一九八六年)唐物を積んで歸航した。

**二三、天龍寺船** 後醍醐天皇延元三年(一九九八年)足利尊氏、北條氏に代つて幕府を京都に開き、日本を統一するに至つて支那との通商を開始した。翌年後醍醐天皇吉野の行宮に崩御されたので、僧疎石は天皇のために佛寺を建て、冥福を祈り、人心を鎮撫するの必要を尊氏に説き、遂に京都嵯峨龜山殿の舊址に一寺を建立して天龍寺と呼んだ。これより天龍寺は足利氏の菩提寺となり、歴代の寄附積つて、一萬貫の地を領するに至つた。けれども當時戦亂の後を承け幕府の施與のみでは到底この巨利を經營することが出来なかつたので、疎石の案出によつて、船を元に送り、通商を開き、その利益を以て寺院建築の費に充つることゝなつた。かくて天龍寺より年年商船を元に送つたが、これが所謂天龍寺船である。後年豊臣時代に朱印を與へたる船舶中にも、この天龍寺船なるものがあつた。初めこの船は

至本と呼べる商人の請負を以て出し、歸朝の時にはその利益の如何に拘らず、一艘に就て現錢五千貫文を天龍寺に納めしめたのである。然かも元に航海せしときの名目は朝廷を代表する使節と稱してゐたものらしい。

後龜山天皇正平二十三年(二〇二八年)元亡びて明興り、明より修交を求めて來たが、明の希望は主として海賊の取締に在つた。建徳二年(二〇三一年)日本の使節僧祖來、北京に赴いたが明朝は福建省に命じ、その船舶も貨物も一切免稅せしめた。應安七年(二〇三四年)にも我が使節僧宣溪聞が明朝に遣はされた。

當時天下の争亂久しく、文學を家とする公家も落魄四散したが、僧侶のみは學問の淵藪として四民から尊敬供養を受けた。殊に天龍寺には海外貿易の管理及び外交文書起草翻譯の權が自然に歸するに至つた。

**二三、倭寇** 藤原氏時代、朝廷に對して一敵國の觀があつた海賊は、伊豫、土佐、阿波、讃岐の四國全部を巢窟とし、山陽全道の沿海より、和泉、攝津に蔓延した。平氏全盛の世となつてから、政令四海に行はれ、海賊も亦從てその影を潜めたが、鎌倉幕府以來一層秋霜の如き權威を以て、海賊を根絶することが出来たのである。然るに鎌倉幕府衰亡の原因を成した元寇襲來は、こゝに勃然として國民の冒險心を煽り、従前の國內的海賊は、こゝに一躍して萬里の海濤を蹴破する世界的遠征隊となつた。

建武中興も一時にして打ち過ぎ、天下再び擾亂して南北朝對立の時代となつたときは、壯心抑へ難き沿海浮浪の徒の驥足を海外に伸ばすべき絶好の機會であつた。こゝに海賊は倭寇として更生したのである。

足利時代の初期、海賊の巨魁となつた者は、伊豫の村上義弘、續いては北畠顯家の子師清であつた。この二人は共



に瀬戸内海に蟠居して、遠く大陸の沿岸に出動したのである。倭寇の名の初めて史上に現はれたのは、高麗史に「忠定王二年二月倭寇固城、竹林、巨濟、合浦、千戶崔禪、都領梁瑄等戰破之、斬三百餘級、倭寇之侵始此」とあることから起つてゐる。忠定王二年は我南朝の正平五年(二〇一〇年)である。この年四月、我が邊民は船百艘に乗じて高麗の順天府を侵し、六月轉じて合浦に入り、これより連年掠劫を絶たなかつた。高麗王大に憂ひ、正平二十二年(二〇三〇年)二月、使を遣して倭寇を制止せんことを請ふたが、洛中には入れらず、天龍寺に宿らせられた。後龜山天皇天授元年(二〇三五年)にも高麗は再び修好の使を派したが同じく卻けられたのである。時に藤原經光、衆を率ゐる高麗に赴き順天に住居したが、全羅道元師金光致これに疑惑を懷き、經光を暗殺せんとして果たさなかつたので、事態ますます悪化し、邊民の高麗を侵す者一層甚しきを加へた。天授三年、高麗又使者を派して隣交を修め、侵掠を禁せんことを請ふたが、九州探題今川了俊厚くこれを通じ、俘虜數百名を附して送還し、翌四年には僧信好を遣はし、軍を率ゐて高麗に行き、我が邊民を捕へしめた。

この時高麗の將李成桂、永興に起り、勢に乗じて明德三年(二〇五二年)恭讓王を廢して自立した。これは李朝の太祖であるが、倭寇は容易に李成桂の軍に勝つことが出来なかつた。然かしその侵害は依然とし繼續し、後小松天皇應永五年(二〇五八年)及十六年(二〇六九年)の兩度に亘り、李朝より使を派して邊民掠奪の擧を禁せんことを請ふた。

更にこれを支那の沿岸地方に見るに、元末よりその勢を逞しうし出せる倭寇は、大明新興の勢力を物ともせず、八幡大菩薩の旗旗を海上に翻へして、幾十百隻の戰艦一隊となり、福建以北直隸以南の沿海諸州を却掠した。明朝はこれをバハン船と呼び、直隸、山東、浙江、福建各省に行都司を置いて防戰の策を講じたが、倭寇の來るや火の如く去

るや風の如く、徒らに奔命に疲るゝばかりであつた。彼等は日本固有の甲冑に身を固め、大刀小劍を双手に翳し、これを揮ふこと湍の如くであつたので、明人附するに胡蝶軍の名を以て恐怖した。胡蝶軍の過ぐるところ財貨は奪はれ家は焼かれ、男女は擒にせられ、數里の人煙全く絶ゆるものも少くなかつた。正平二十四年(二〇二九年)明太祖使者揚載を南朝征西將軍に遣はして倭寇を禁せんことを請ふたが得るところなく歸還し、文中二年(二〇三三年)僧克勤、仲猷等を遣はして幕府に要請せしめたが志成らなかつた。

**二四、懷良親王** 足利氏の初め、西陸僅に南朝を遺存した菊池武政は、後醍醐天皇の皇子懷良親王を奉じて征西府を守護した。倭寇の難に困じ果てたる明朝は、建徳元年(二〇三〇年)再び使を征西府に遣はした。使節は趙秩と呼ぶ者であつたが、親王これを接見して曰く「曩きに蒙古は我を臣妾にせんと欲し、その臣趙姓なる者を使し、我を誘ふに甘言を以てし、言未だ終らざるに十萬の水師を以て脅かしたが、天の靈を以て軍悉く覆つた。今新天子中夏に帝となすや」と。趙秩自若として對へて曰く「我大明天子、神聖文武、蒙古の比ではない。我も亦蒙古の使者の後ではない。能く我を殺さば殺せ」と。親王こゝに於て意解け、厚く禮遇されたのである。

太祖は三度び日本に使を出したが、何時も西國に於て征西府のために沮止されるので、今度こそはと文中二年前記の如く二名の使僧を幕府に遣はして禁寇を請ふたが成らなかつた。歸途この二名は懷良親王をも聘問したが、親王は長くこれを拘禁せられ、文中三年五月を以て二人は漸く明に還ることが出来た。



その後日明兩朝の間に數度の交渉があつたが、弘和元年(二〇四一年)日本から使が到つたとき、太祖は親王及び足利義滿にその無禮を責めて征討の意を仄めかした。これに對し親王は昂然として對へて曰く、「聞く天朝興戰の策あらんも、小邦亦禦敵の圖あり、文を論すれば孔孟道德の文章あり、武を論すれば孫吳韜略の兵法あり。又聞く陛下股肱の將を選んで精銳の師を起し、我が境を侵さんとすと。水澤の地、山海の洲自らその備あり、豈に肯て途に跪いてこれを奉ぜんや」と。明太祖はこれを見て非常に憤つたが、元寇の前轍に鑑みて來たり攻めなかつた。

**二五、明化せる足利義滿** 倭寇の猖獗は足利將軍の威力を以てしてもこれを鎮壓することが出来なかつたが、一面明使の來往は兩國貿易を促進せしめ、殊に豪奢一世を曠ふして費用に窮せる義滿をして、貿易の利によりその費用を捻出せしめんとするに至つた。當時貿易の利は大したものであつて、日本にて一貫文の刀劍は明に輸出して五貫文となり、日本にて十貫文の鑄銅は彼地で五十貫文に當り、更にその五十貫文に相當する唐絲を購入して歸ると、日本では百貫文に値し、往復の間に原價十貫文は十倍して百貫文となつた。又日本に於て十貫に値する金の棒を明に輸出して百五十貫の絲と交易し、この絲を日本に輸入して、二百貫文となつた。即ち金塊を材料とすれば忽ち二十倍の利益を收めた。當時日本の通貨は主として銅錢に限られ、而かもこれ等銅錢は支那大陸にて鑄造せられたものであるから、義滿がこの貿易の利を銅錢に易へて自己の奢侈生活に資すべく、明朝の要求を受入れたことは當然である。

應永五年(二〇五八年)明太祖朱元璋殂し、建文帝その後を繼いだ。明太祖は倭寇に困惑し、日本を世界十五不征國の一に列したのである。

應永八年(二〇六一年)義滿は筑紫の商人肥富某に相國寺の僧仲芳等をつけて明に遣はした。仲芳書を以て當代第一と稱せられたが、明の天子深くこれを好みし「永樂通寶」の四字を書せしめて當時鑄造の銅錢に用ひた。

應永九年七月、明の使僧一庵道彝、天倫一如來朝したので義滿はこれを北山の第に迎へたが、この時義滿から明帝に贈つた書には、「日本准三后某上書大明皇帝陛下」とあり、これに對し、明帝より義滿に贈つた國書には、「爾日本國王源道義心王室に存し愛君の誠を懷く」とあり、また「君臣の道に篤きに非るよりは疇ぞ克く茲に至らん」大統曆を班示して正朔を奉ぜしむ」とあつた。

應永十年(二〇六三年)明建文帝去り、叔父燕王篡立して永樂帝と稱した。新帝即位後早々日本から賀使來つて義滿の書を齎らした。それには冒頭に「日本國王臣源表」とあり、中には「皇威遠く東海の濱に暢ぶ」等の文句あり、義滿は日本國王と自稱せるに拘らず、明帝の前に一貫して臣従を表はしたのである。

もとよりこれら國書の起草に當つた者は天龍寺若しくは相國寺の僧侶であつて、彼等は極端なる明朝の崇拜者であつたから、文中自らかゝる卑屈の態度を取つたものであらう。然かし義滿亦貿易と銅錢の利に迷ふて明朝を一段高く評價したことは疑なき事實である。彼は應永十四年(二〇六七年)常在光院の觀楓の時、明帝の贈つた明服を着け、明興に乗り、明人に擔はれて得意であつた。

## 二六、足利義持の對明斷交

けれども豪強なる地方武人は中央政府の軟弱なる屈辱外交の前に憤伏しなかつた。

應永二十四年(二〇七七年)の如きは邊民八十隻の兵船を運ねて明の松門衛を襲ひ、金郷、平陽、岐山を攻めて劫掠を恣



まにした。明永樂帝我が幕府を怨み、使者をして責問せしめたので、將軍義持は明に對する斷交の書を與へた。けだし足利義滿の對明外交には、朝廷の中にも不快に思ふ者尠くなかつた。義滿死し義持代るに及び義滿臨終の際日本神靈の靈夢を蒙つたと稱して明朝との交通を斷絶してしまつたのである。然かも幕府の實力は義滿時代と少しも變化なく、海賊の横行と密貿易とは益々盛となつた。

然るに何時の間にか、明に對する崇敬と貿易の利とは、再び日本をして明との政治關係を生ぜしめ足利義教の時代永享四年(二〇九二年)僧道淵を使者として明に遣はし修好を求めしめた。明帝即ち道淵をして日本に歸りて天龍寺を住持せしむとの命令を發し、また倭寇抑止のことを切要したのである。

## 二七、勘合符

勘合符の制は明永樂帝の時代から始まつた。應永十年義滿使者を明に送るや、永樂帝大に喜び、趙居仁を正使として日本に遣はし、義滿に贈るに王者の冠服及び方物若干を以てし、又勘合符壹百通を送つて通商の信とし寧波を以て貿易港と定めた。而して爾來兩國の使節交換は十年に一回とし、使節の人員二百名を過ぐべからざること、及びその時期に非ず、人員又その數を超え、若くは刀槍を帶ぶる者は孰れも寇賊と見做すべきことを約した。この條約は趙居仁等應永十一年(二〇六四年)五月十二日入京し、同月十六日義滿に謁見して訂盟したものである。一方に倭寇の侵掠止まず、明の官民これが防禦に腐心せる際、日明兩國政府は平和通商の交を結び、勘合符を携へたる我國の商賈は、明國の海港に往來したのである。

勘合符は勘合印を押切にしたる割符であつて、貿易の自由を保證する一種の手形である。勘合印底簿と稱する臺帳があつて、一々これに引合せて眞偽を鑑別する。その法は先づ日字號勘合符百枚、同底簿二冊、本字號勘合符百枚、同底簿二冊がある。この日字號勘合符百枚と日、本兩號の底簿各一冊は明の禮部に保管し、本字號勘合符百枚と日字號底簿一冊は日本に送つて幕府の保管となり、本字號底簿一冊は福建の布政司がこれを保管した。日本より發する貿易船は本字號勘合符一枚に、船數、乗組員數、積載品目錄を記載したる證狀を添へ、寧波港に於て明の官吏に提示する。明の官憲は勘合符を底簿に引合せ、印影、墨色等相違なきときは貿易を許す。またその歸航に當つては、日字號勘合符一枚を明の朝廷より受け、歸朝の後、幕府に保管したる底簿に合せて鑑別するのである。

日明貿易は義持の時代に中絶し、義教の時代永享四年日明貿易復活し、明使雷春、裴寬等來朝して更に勘合符二百通を齎らした。

## 二八、大内貿易

足利幕府の威望失墜するに従ひ、全国各地には幾多の豪族生じて遂に將軍の號令に服せず、外國に對しては往々日本國王と稱して交通する者を生じた。周防の大内氏の如きはその顯著なるものである。

大内氏は推古天皇十九年(六一一年)日本に歸服せんとして渡來した百濟國餘璋王の第三子琳聖王の後胤であつて、周防國多々良濱に船を繫で多々良姓を賜はり、館舎を建て、大内と號した。足利氏の初期、明興るや大内氏は逸早く明との貿易を開き、巨萬の富を擁して豪奢を極め、その所領山口を第二の京都としての繁華の都府たらしめたのである。



日明貿易開かるゝや、幕府は諸候に命じて海賊の襲撃に備へしめた。上下松浦黨、千葉氏、島津氏、伊集院氏、肥後菊池氏、備後村上氏等數多かつた中にも、大内氏の海政管理は斬然群を抜いてゐた。

大内義弘は當時無双の名將であつて、義滿の先陣となつて菊池を討ち、功を以て豊前を加領し、更に山名の亂に紀伊、和泉を加領し、周防にては船を造り、泉州堺では貿易を營んだ。當時諸國人は堺に集中し、堺には製造工業が勃興した中にも紡績業が盛に起り、後京都西陣織の基礎を成したものである。又南北朝統一にも盡力したので勢力將軍を凌ぐに至り、將軍の遺明船が大内の船に奪略せられむことを懼れ、航路を轉じて逃げ回つたことさへある。

應永四年(二〇五七年)義弘は太宰大貳に任せられ、西國兵馬の權を掌握したので、海陸の武將悉く義弘の配下に屬した。然るに應永六年義滿と不和を生じ、遂に泉州堺に戦死するに及び、義滿はその子持世が幼冲なるを憐みて領内に蟄伏させ、義弘の父弘世を赦免し、弟盛見に相續させ紀伊和泉を削つた。盛見は義滿の命を享けて大船を造り、前代同様盛に外國貿易に従事したのである。

明が勘合符を送つて來て以來、賊船と區別された勘合船の外に、賈人、貨物付擔品、太刀、硫黃、扇子等を載せた類船を伴ひ、公然福建浙江の海岸にまで押しかけ、一般商人と共に貿易の利を收めるやうになつた。世にこの船を進貢船とも唐船とも稱してゐる。

義滿、大内盛見に命じて大船を造らしめて以來、堺の商人、鎮西の諸候亦争ふて巨船を造り、造船術も漸次進歩した。貿易品の重なるものは、太刀、扇子、銅、硫黃、屏風、漆器、鎧、鎗、琥珀、蘇木、牛皮、貼金、灑金、厨子等であつて、明より輸入する物品は白絲、綿絲、布、綿紬、錦、緋紅絲、水銀、針、鍊鐵、鐵鍋、磁器、古書、古畫、藥

材、粉醋等であつた。

義教將軍となるや、盛見は歎願して兄義弘の子持世に相續させた。持世は將軍から明の勘合符を預り、明貿易の實權を掌握した。その孫政弘の時代(一四六九年—一四九三年)舟師を率ゐて全羅道に攻め入つたので、朝鮮國王は全羅の貢物を收める條件の下に和を請ふた。

義教の後、義政將軍文明六年(二一三四年)また勘合符を求めたが、使者海上に於て賊に遭ひ、悉くこれを奪はれてしまつた。そこで翌七年又僧妙茂等を遣はし、情を具して再び勘合符を請ひ受けた。

政弘の子義興は明應二年(二一五三年)將軍義植の來投を受け、周防、長門、豊前、安藝、石見の六州を併せ、剩へ朝鮮全羅道の貢物を收めてゐたから、威令遠く内外に及んでゐた。

文龜元年(二一六一年)將軍義澄は、義興が前將軍義植を襲殺するを聞き、大友等西海諸州の將士にこれを討たせたが永正五年(二一六八年)義興は義植を奉じ、山陰、山陽、西海の侯伯を率ゐ、數百の軍艦に搭じて堺浦に達し、將軍義澄は近江に出奔したので、義植は入京して將軍の職に復し、義興は上杉憲實の義子となつて管領に補せられた。永正八年(二一七一年)義興は東福寺の僧桂悟を明に遣はし、強て勘合符を請うた。

天文八年(二一九九年)大内義隆が、將軍義晴の命を受けて僧碩鼎を明に遣はしたとき、船三艘にして進貢の太刀七百十把、附塔品として太刀二萬四千五百二十把、銅二十九萬八千五百斤を搭載した。かくて義晴も亦勘合符を求めたのであるが、増加する一方の公商は明國に於て待遇宜ろしからざるか、或は賣價意に満たないと直ちに起つて暴行を演ずるに至つた。大永三年(二一八三年)大内義興の使僧宗設にして猶且つ市舶大監を殺し紹興府を焚くの擧を敢てしたの



である。されば大内義隆が天文十六年(二二〇七年)僧周良を遣はすに當り、渡唐船法度二十六ヶ條を定めたのは平和の通商に一段の進歩を加へたものとされてゐる。

**二九、渡唐船法度** 渡唐船法度二十六條は、天文十六年二月二十日、沙彌、加賀守源朝臣、下野守藤原朝臣、伯耆守平朝臣、安房守多々良朝臣、從五位下多々良朝臣、從五位上多々良朝臣の連署を以て發布されてゐるが、その中に「日本人成敗のこと大唐の法度に任すべき事」とは治外法權の主張を撤去したるもの、「唐人等に對して口論鬭爭致すに於ては是非を謂はず日本人の曲事たるべき事」とは前條の主義を敷衍したるもの、「若し唐人別けて無道の事申し懸くる儀之れあらば、諸役者の面前に於て一向その意趣述べべき事」とは絶対に彼此の衝突を防止したるもの、「明州着津後、刀杖武器を身に隨くる者は用捨あるべからざる事」「押賣狼藉停止の事」と令したのはもとより當然である。次に「罪科人出來の時には衆評を以て輕重を正し罪を行ふべき事」とて、刑の量定を衆議に依るを原則とし、正使並に諸役者の專斷を防止したるもの、「諸役者にして無道の成敗あらば、歸朝を令するの時直訴すべき事」とて、その獨斷專行に對して直訴の道を開きたる諸條があり、又正使以下諸役者の綱紀を維持せんとして、「正使並に諸役者は發足の朝より大明に至るまで宜しく禁酒すべし、但病ならばこれを許す。從人水夫等に至つては盃に耽るべからざる事」と令し「船中並に所々旅泊、遊客女人等徘徊、堅く禁止すべき事」と戒め「博奕其大小共、勝負禁制たるべき處、違背の輩は何處に在るとも其身を放ち、錢は沒收せしむべき事」と規定した。その餘各條皆平和通商に従ふ者の訓戒となつたもので大内氏多年の經驗から得たる貴重なる結實であつた。

然るに天文二十年(二二二一年)九月、大内義隆はその臣陶晴賢のために殺され、大内氏の滅亡と共に勘合符は兵火に失し、こゝに明との貿易は絶滅した。實に正平二十三年明興りて直ちに修交を我に求めて來てから、百八十餘年の星霜を閱するのである。

**三〇、倭寇の終焉** 日明貿易の絶滅に伴ひ倭寇の勢はますます猛烈となつた。四國、九州、瀬戸内の沿岸に本據を構へたる大小無數の海賊は、大永、享祿を経て天文、弘治に入るに及び、勢ひ猖獗止まるところを知らず、時に或は個々に、時に或は聯合し、北は遼東、山東より、南は廣東に至るまで、支那大陸の沿岸一帯殆ど倭寇の害を蒙らないう者は無かつた。その頃明朝でも大永事變に懲りて交通を嚴禁し、賦課を重くしたので、盜賊四方より起り、中にも黃巖民、周來保、龍巖民、鐘晉福、王直、徐海、陳東麻、葉會一、本黃、朝太等は我が八幡船隊と結托して支那の沿海を劫掠したのである。

倭寇が最後のなる大劫掠に従事した時代は、明朝にあつては嘉靖(一五二二年)—(一五六六年)年間の四十五ヶ年に亘つてゐる。この間浙の東西、江の南北、濱海數千里蹂躪されざるは無く、明朝が萬曆(一五七三年)以降著しく衰頹せる重大原因の一は、實にこの日明海賊の合體せる侵寇に由るのである。今明の史籍に掲載せらるゝ倭寇の年代は凡そ左の如くである。

天文五年 寧波、臺洲、浙東

天文十八年 浙江



天文二十一年 浙東

天文二十二年 普陀山、上海縣

天文二十三年 嘉湖、嘉興、蘇州

弘治元年 南沙野、嘉興、常熟、南京、浙江、福建、平陽

弘治二年 温州、浙江、皂林、相鄉、慈谿城、海鹽縣、沈庄、舟山

弘治三年 寧波、泰州、西浙

永祿元年 蘇松、福建、臨海縣、柯海

永祿二年 福安縣、廣東、蘇州、通州、江北、劉家莊

永祿三年 崇明、舟山

永祿五年 福建、懷安縣、興化縣

永祿六年 福建、平海縣

永祿七年 福建、仙遊縣

倭寇の遠征はたゞに支那沿岸に止まらず、冬春の交には東北風を利用して遠く南洋に向ひ、東京、安南、交趾、呂宋、東埔寨、暹羅はもとより馬來半島より、爪哇、ボルネオにまでその範圍を擴張して、有ゆる民族を威壓したのである。

然るにさしも猛威を揮つた倭寇も鎮壓さるゝ時が遂に來た。それは豊臣秀吉が中國四國を平けて九州を統一するに及

び天正十五年(二二四七年)令を下して盜賊横暴の徒を禁壓したことにある。翌天正十六年七月八日、秀吉、更に海賊禁令を下し、嚴重なる取締法を施くに至つて、前後三百數十年間東亞の海上を壓したる八幡船隊はその跡を絶つに至つた。



## 第二篇 織豊徳三時代の對外關係

### 第五章 對歐外交の開始

三一、初めて歐洲に知られたる日本 日本がその存在を歐洲に知られたのは何時頃からであらうか。第十世紀の末アラビアで公刊されたイタワシ・アル・サファに見ゆるアル・ナフンなる國は日本を指せるものであるとの説がある。またベルシアの史家ラシツド・ウツチンは一二九四年(一九五四年)編纂せる史傳中に、チーメンクーの名を以て日本國を呼んだのである。然かしこれらは歐洲人の注意を惹くに至らず、一二九八年(六年)ラテン語を以て書いたマルコ・ポロの紀行出づるに及んで、チバングの名は初めて歐洲に宣傳せられた。

マルコ・ポロは一二五六年(建長八年)伊太利ヴェニス(文永八年)の商人の家に生れた。父の兄弟が夙にクリミヤやヴォルガ地方と交通し、遂に忽必烈大汗の都和林に滞在した關係から、彼も亦一二七一年(文永八年)十五歳の時、父に伴はれて羅馬を發し、バグダッドからベルシア灣のオルミユズに至り、北の方ケルマン、コラサン、バルク、バダクシアンを横斷し、オクソスを溯り、パミル高原に入り、カシユガルに下り、葉爾惹(ヤルサ)、和闐(カナン)から、戈壁沙漠を横切つて、一二七五年和林



に入つた。當時二人の叔父が忽必烈の帷幕に在つたので、彼も亦日本のことを耳にしてゐた。次で一二八一年（弘安四年）蒙古軍が日本のために殲滅されたことも熟知してゐたのである。

かくてポロは元朝に留まること十七年、王女のベルシア王に嫁するを送らんがために、一二九二年（正應五年）サイトン港（廈門）を發し、ベルシヤを経て、一二九五年（永仁三年）ヴェニスに歸つた。出發以來正に二十五年振りである。時あたかもヴェニスはゼノアの艦隊のために襲撃せられ、ポロも亦部將として戦つたが、敗れ傷きて終に俘囚の身となつた。有名なる『東方紀行』は彼の獄中の作である。

チバングは大陸の東、一千五百哩の海上に在る大島である。人民は白色にして文明榮え、且つ儀容を整へてゐる。彼等は偶像崇拜者であつて、何人にも服従しない。彼等の有する金の分量は無限である。何となれば彼等は金を自國に産出し、王はその輸出を許さず、且つ大陸から遠く隔絶してゐるから訪問の外客も少ないのである。予は該島の君主の大なる宮殿に就て記せんに、君主は壯麗なる宮殿に住み、その屋宇の全部が黄金を以て掩はれたること、宛かも我が國の家屋及び教會堂が鉛を以て掩はれたるが如きものである。尙宮中一切の敷石及び床板は全部黄金であつて、指二本の厚さがある。その裏も亦黄金であるから、かゝる宮殿の價格を計算することは到底至難である。又蔷薇色の大なる眞珠を産し、白眞珠と同様に高價である。島民死するときは口に一個の眞珠を含ましむる習慣である。その他の種類の寶石も豊富である。

以上はポロ紀行中、我が日本を歐洲に紹介した劈頭の數句である。これより先き、東方に黄金島があるとは古代から歐洲人の懐いてゐた妄想である。プリニウスやアトレマイオスの如き古代羅馬の地理學者に至つては、黄金島がい

ンドス河以東にあるといひ、或は後印度にあるといひ、或はまたマラツカ半島附近にあると言つた。中世時代アラビアに回教徒起り、歐亞大陸の連鎖を成す地方を占據したので、自然海上往來が盛になつて來、また十一世紀末にかけての十字軍遠征は、久しく地中海を以て世界の中心と思惟したる歐洲人の迷夢を打破するに至つた。かくて亞細亞大陸の事情が明かになるに従ひ、商人、宣教師等が續々東方にやつて來た。且つ和林や薩萊に都したる蒙古人の文明建設に憧がれ又は敬意を表すべく、歐洲を旅立つ者の増加したことも争ふべからざる事實である。プラノ・カルビニ、ルブルイクス、モン・コルビノ、マリゴリ、イブン・バツータ等數ふるに違がない。マルコ・ポロもその一人として東方チバングの黄金島に憧がれてゐた。否、元主忽必烈の日本征服計畫中にも、たしかにこの黄金に對する慾求があつたと見ねばならぬ。中世以降奥州に於て金鑛の産出が盛であつた。それにかの藤原清衡が、平泉に於て金色堂を建立したのは鳥羽天皇天仁二年（一七六九年）である。堂壁を金箔もて塗りつぶしたこの金色堂の噂が、誇大に大陸に傳へられて日本國即ち黄金島たる事實を證明するに役立つたことは想察に餘ある。然かし未だ歐洲人の誰れもが日本を實見したのではなかつた。歐洲人たる葡萄牙人が、初めて我が國にその足跡を印したのは、マルコ・ポロの紀行著述以來、大略百五十年も後の話である。

三三、葡萄牙人の東漸 十三世紀の中葉以降支那より磁針が歐洲に輸出されて、これを航海に利用する者が増加した。遠洋航海の雄志を鼓舞して幾多の冒険家が輩出した中にも、葡萄牙の王子ヘンリー（一三九四年—一四六〇年）は、ヴェニス人の獨占に歸したる東洋仲繼貿易の利を奪はんと苦心した。即ち彼は一四一二年（應永十九年）以降、毎年探検船を阿弗利



加の西岸に派遣し、海路直ちに東方に達する交通路を發見せんとして努力空しからず、一四三四年(永享六年)從來南方航路の極端たりしバヤドール岬を通過し、一四四一年(嘉吉元年)ブランコ岬に達し一四四五年(文安二年)チニス・ゴアズはベルデ岬を廻航して綠草青樹の繁茂せるを見、南方の熱度は動植物をして生存せしめないといふアリストテレス以來の謬説を打破したのである。

一四七四年(文明六年)フロレンスの天文學者トスカネリ(一三九七年—一四八二年)はマルコ・ポロのチパングを賞揚し、葡萄牙王の間に答へて印度及びチパングに到るには、東航するよりも西航の方が近距離であることを唱導した。これはチパングへの距離が支那里で千五百哩と算せられたのを伊太利里と誤認した結果である。一四七七年(文明九年)マルコ・ポロの紀行は初めてニウルムベルヒに於て獨逸語に翻譯出版せられ、一四八一年(文明十三年)にはアウグスブルグにても翻刻せられチパングの名はますます有名となつた。一四九二年(明應元年)ゼノアの航海家コロンバスは、トスカネリの説に従つてチパングに到らんと計畫し、西班牙王フェルナンド五世の後、イサベラの同情によつて諸般の準備を整へ、八月三日パロス港出帆、西航八十六日、十月十二日に至りバハマ諸島中のサンサルバドルに上陸し、尋でキューバ、ハイチ等の諸島を發見した。彼はその後三回の航海によつて米大陸を發見し、この大陸が前途に横つてゐるため、これ以上西航することの不可能を認め、これを以て東亞細亞の一地方、即ちチパング附近に到達したものと信じてゐたのである。

當時他方の葡萄牙王ジョアン二世はヘンリーの遺志を繼ぎてますます遠洋航海を獎勵し、その探検船は早くも赤道を南下してアングラの海岸に沿ひ、一四八六年(文明十八年)バルトロメオ・チアズは阿弗利加の南端を廻航したので葡萄牙

王はその前途を祝福し、カボ・ダボア・エスベランザ、即ち喜望岬なる佳名を附した。果然、後十一年一四九七年(明應六年)エマヌエル王の命により、司令官ヴァスコ・ダ・ガマの統率の下にリスボンを出帆せる四隻の探検船隊は、喜望岬を周廻して印度洋を渡り、一四九八年(明應七年)五月二十日、印度マラバル海岸のカリカット附近に安着することが出来た。時正にコロンバスが第三回西航の途に上つた秋であつて、西班牙上下の注意がカリブ海上に集中せるとき、葡萄牙東方經略の第一歩は、カリカット埠頭に印せられたのである。

### 三三、東印度に於ける葡萄牙

葡萄牙船隊が初めてマラバル海岸に到着した時は、印度は統一されたる國家ではなく、カリカットの港はザモリン王朝の治下にあつた。而してカリカットの住民の多くはアラビヤ人又はサラセン植民の子孫であつて、多年マラバル海岸地方とアデンとの貿易に従事し、紅海を経て、エチプト及び歐洲への通商を獨占してゐたから、ザモリン王朝の勢力も亦印度洋上に侮るべからざるものがあつた。ヴァスコ・ダ・ガマの來航するやザモリン王はこれを歓迎して通商貿易の約を結んだが、先住のアラビヤ人等はこれを喜ばなかつた。ガマは若干の葡萄牙人をカリカットに駐め、自らはマラバル海岸を巡航して一四九九年(明應八年)八月二十九日リスボンに歸着した。

葡萄牙王エマヌエルは再び印度遠征を企て一五〇〇年(明應九年)ペドロ・アルヴェー・カブラルを首將として出發せしめた。一行は途中暴風に會して西南に流され、南米大陸に漂着してブラジルを發見し、葡萄牙王の名の下にこれを占領したが、やがてヴァスコ・ダ・ガマの後を遂ふて喜望岬を廻航し、遂にカリカットに安着した。

カブラルはカリカットに商館を設け、代理人を置き、土人との貿易を開始したが、その不在中アラビヤ人のため



に襲殺された。けれどもカブラルはカンナノール、コチン等に到りて貿易を開き、商館を設置し、夥多の貨物を獲て本國に歸航した。一五〇二年(文龜二年)ヴァスコ・ダ・ガマ、艦隊二十隻を率ゐて再び印度に來り、ザモリンの不信を責めてカリカットを砲撃し、アラビア人の船艦を破壊してその商權を擴張した。翌年フランススコ・ド・アルボケルク、印度に來るや、ザモリンの軍を撃退し、初めてコチンに城塞を築き、重砲を備へて敵の來るを待つたが、果して葡萄牙艦隊の歸航に乗じてザモリンの來り襲ふに會し、寡兵を以てこれを撃退せしのみならず、進んで曠野に會戦して敵軍を破つた。この報道はエマヌエル王をしていたくも喜悅せしめ、その新領を東方亞細亞に開拓し得べき期待を有せしめたのである。

エマヌエルは一五〇五年(永正二年)三月、ドム・フランスコ・ド・アルメイダを總督に任じ、マラバル海岸に新政府を創建すべく出發せしめた。アルメイダ即ち十月カンナノールに到着し、コチンに總督府を開き、所在のアラビア人と衝突し、一時はヴェニス人と同盟せるエチプトのサルタンと戦つて破られたが、遂に屈しなかつた。

一五〇九年(永正六年)アツフォンソ・ド・アルボケルク、アルメイダの後を襲ぎて印度總督となり、先づアラビア人の本據カリカットを衝き、轉じてゴアを襲ひ、翌年ゴア河口のパンジムに總督府を移して、葡領印度の首府とした。又その翌一五一一年にはマラツカを占領し、更に部下を香料列島に派遣して探檢に従はしめ、爪哇、スマトラ等と直接貿易を開始したのである。

一五一五年アルボケルク、ゴアに病歿後はヌノ・ダ・クンハの如き名總督出で、一五三五年(天文四年)ヂュ島に葡萄牙の要塞を築くことを得た。これアルメイダ以來望んで得られざりしところであつて、オルムズと呼應して葡萄牙の印度

洋上に於ける二大根據地となつた。

葡萄牙の印度經營に着手するや、耶蘇教を宣傳して、平和の中にその勢力を扶植せんとした。カブラルの航海に當り早くも數名のフランススカン派僧侶を同伴したのはその所由である。これらの僧侶はコチンに在つたが、次でドミニカン派の僧侶も加はり、政廳のゴアに移るに及んではその數漸く多くなつた。彼等は土人中ネストリアン派の信者あるを發見して大に歡喜したが、更に使徒トーマスが殉教の地點と稱せらるゝマドラス附近の地から、その遺骨と稱するものを發見し、一五二二年(大永二年)ゴアのセント・トーマス寺院に改葬するに及んで、その活動は印度に於ける宗教上の一勢力となつた。そこで一五三九年(天文八年)ゴアはローマ・カソリック僧正管區となり、ジヨアン・ド・アルボケルク僧正の職に就いた。フランスス・シャヴィエルがエスイタの代表者として初めてこゝに來たのは一五四二年(天文十一年)であつた。

三四、葡船初めて日本に到る　アツフォンソ・ド・アルボケルクがマラツカを略し、葡萄牙の商館を設置するや、曩きに香料列島の探檢に従事してゐた勇士等は、この地より船を出して更に東南諸島の探檢を續け、モルツカス、セレベス等に葡萄牙の勢力を扶植し、又ミンダナオ、ニュー・ギネア、ペグ、暹羅、東埔塞地方との交通貿易を開いた。エマヌエル王は大明國が統一したる國家であつて、東南諸島とその選を異にするを見、一五一七年(永正十四年)使者を派遣して國書を齎らし修交を求めしめた。當時支那船の南洋諸島に向け、頻繁に往來してゐた時代であつたので、葡王は直接間接に明國貿易の好望を聞知したのである。一五一八年葡萄牙人アンドレドは廣東灣口に着したが修交の目的



を達せず、却て支那官兵のために撃攘されたが、當時南方諸島に至れる支那商人、或は邊境不逞の海賊船の援助を得て明國の官吏に賂し、盛に密貿易を行ひ、寧波及び泉州に植民的市場を建設した。かくて廣東河口に假泊して僅に通商を営んだが、一五五七年(弘治三年)海賊平定の功により、澳門に植民することを許され、五千兩の運上を納めて城寨を設けたのである。

以上の如く歐洲より阿弗利加を廻航して印度洋に來た葡萄牙人は、印度を経て支那にその歩跡を延ばしたが、遂に東方の日本に觸接せざるを得なかつた。葡萄牙人が日本に到りし最初の歐洲人として、何時頃來航したかは學者をしてその斷定に苦しませてゐるが、諸説を綜合考察しても、一五四三年(天文十二年)以前に遡ることは不可である。南浦文之の「鐵砲記」に

天文十二年癸卯秋八月廿五丁酉、我西村小浦に一大船あり。何國より來れるかを知らず、船客百餘人、その形類せず、その語通せず、見る者以て奇怪となす。……二十七日己亥に至つて赤尾木津に入船す。

とあるが、これフェルナオ・メンデス・ピントの一行が初めて我が種子島に漂着し、我が國に鐵砲を傳へたことを指すのである。

ピントの記述によれば、葡人の種子島に漂着したとき、島主時堯及び島人は厚意を以て待遇したので、葡人もこれを喜んで船室内に貨物を陳列し、島民の縦覧に供したが、珍らしい物のみであつたので、島民争ふてこれを購求し、元價二千五百兩のものを三日間に三萬兩で賣盡した。

かくてピント等は種子島を去つて寧波に航したが、その地の葡國植民等は日本貿易の有望なるを聞き、直ちに日本

に貿易船を發遣することとなり、九隻の船に商品を満載して日本に向はしめた。然るにこの商船は途中暴風雨に遭ふて或は沈没し、或は破壊せられ、七百名の乗員と三十萬弗の商品とを波浪の犠牲としたのであるが、ピント等少數の葡人は琉球に漂着せし後、九死に一生を得て寧波に歸つた。けれども葡萄牙人等はこの出來事のために勇氣を挫くとなく、寧波又は泉州の植民地から年々船隊を日本に派遣したが、その頃日本に於ける貿易地は、種子島、鹿兒島、山川、坊ノ津、並に豊後府内であつて、齋らし來つた商品は、支那産の生絲、織物、藥劑、酒類等であつた。

これらの貿易品は日本人の眼より見て、一として珍奇ならざるものは無かつたが、就中群雄割據の當時に深甚なる注意を促がしたものは鐵砲であつた。島司に傳授せられた鐵砲及び火藥の製法は瞬く間に島民一般に傳へられ、ピントが一五五六年(弘治二年)再び府内に來た時には、同地に於てすでに三萬挺以上の鐵砲を藏してゐたのに一驚を喫したと言つてゐる。而してピントは、恐らく日本全國を通じて鐵砲の有高無慮三十萬挺を下らざるべしと斷定してゐるが、たとへこの記事が誇大に失するとしても、各地の諸侯が鐵砲の用を聞いてこれを手に入るべく苦心したことは明白なる事實である。従て葡萄牙人を自領の港に招致して通商を試み、更に鐵砲の多數を輸入せんと希望した諸侯の多かつたが中に、肥前平戸の松浦隆信は、支那人を介して葡船を自領に招致することに成功した。

### 三五、耶穌教の傳來

これより先き一五四九年(天文十八年)八月ゼスイツト教派の東印度布教師フランシスコ・シャヴィエルは、ポロ彌次郎なる日本人に導かれて鹿兒島に上陸した。彌次郎はかつて葡船に乗じて支那に赴き、更にマラツカに行きてシャヴィエルに會したのである。シャヴィエルは彌次郎を見てその伶俐なるに感じ、また葡萄牙



の商人から日本人の禮儀に正しく、天帝の教を聞くことを好むなどの話を承知して、日本布教の志を立つるに至つた。

鹿兒島に來たシャヴィエルは、島津家の許可を受けて天主教の布教に従事したが、佛教徒の反對に會してその許可を取消され、平戸に赴いた。かくてシャヴィエルは平戸に於て布教上の便宜を得、熱心に宣傳に従事したので、幾くならず約百人の信徒を得たが、彼等は荷國商船の商人に對して、天主教に親善なる諸侯の領内に入港すべきを勧めたから、その後、葡萄牙船は専ら豊後と平戸とに入港し、その代り鹿兒島、山川、坊ノ津等薩摩の諸港には、天文十九年以後、葡船の帆影を見ることが出来なくなつた。

シャヴィエルは平戸に來て領土の保護の下に多大なる布教上の便宜を得たが、彼は更に進んで日本に於ける中央政府の所在地に布教の中心を求めんとして先づ山口に向つて去り、同じ宣教師コスム・ド・トレーも亦山口に去つたが、間もなくシャヴィエルは豊後の大友宗麟より招かれたので、トレーを山口に留め、自ら往いて大に歓迎された。シャヴィエルは天文二十年(一五五一年)豊後日出より葡船に乗じて一旦印度に還り、更に支那傳道を試みんとして不幸その翌年途中にて病歿した。

一五五五年(弘治)宣教師バハサザル・ガゴ・ジュアン、フェルナンデス等又平戸に來り、隆信の許可を得て地所を購ひ、こゝに教會堂を建設した。隆信は日本渡航の目的を以て澳門に滞在せる宣教師メルヒヨル・メニエスに書を以て「貴師の渡來は神の嘉するところである。予は大なる尊敬と儀禮とを以て貴師を迎へん」と言ひ、松浦氏の一族籠手田兵部少輔安昌は、洗禮を受けてアントニオと稱し、大に天主教を宣傳したから、その所領度島及び生月島の住

民は悉く天主教に改宗し、壯麗なる教會堂を建つるに至つたのである。

### 三六、横瀬浦及び福田の開港

けれども平戸領内に於て天主教に反對する者も決して少くはなかつた。彼等は多く佛教徒であつて頻りに天主教布傳の妨害を試み、騷擾絶ゆることが無かつたから、隆信は遂に一五五八年(永祿元年)宣教師に諭して領内を撤去せしめたが、これがために葡船の入港の絶ゆることを恐れ、翌年再び宣教師を迎ふるを條件としてその入港を求めた。ところが一五六一年(永祿四年)に至り、葡船乗組員と平戸の町民との間に、極めて些細の事から争端を發し、言語の通ぜざりしたため鬭争は忽ち擴大して一大血闘を交ゆることゝなつた。この時雙方に死傷者も多かつたが、葡人側では船長初め十四人が殺害されたのである。そこで領主隆信はこの事變のために葡人の感情を害し、貿易斷絶に至らんことを恐れ、書翰を宣教師の首長コスム・ド・トレーに贈つて百方陳謝の意を表し、今後十分に天主教徒を保護せんことを申送つたが、遂にトレーの心を動かすに至らなかつた。

天文二十年(一五五一年)大村純忠、有馬氏より出で、肥前大村の城主となるに及び、その所領狭少にして財政亦窮乏し、到底驥足を伸すことが出来ないことを慨してゐたが、終に外國貿易船を自領に招致し、大に通商の利益を獲得して雄を鎮西に振はんことを志し、先づ豊後府内に在るコスム・ド・トレーに書を贈つて横瀬浦を提供し、葡萄牙人來つて貿易を行はせ、十年間一切の課税を免ずると共に、横瀬浦の周圍二里四方の地を劃して開港場となし天主教徒以外の者の居住を禁止すべく、こゝに教會堂を建設して宣教師を十分に收容すべき旨申し送つた。コスム・ド・トレーは從來平戸の領主松浦隆信の態度に慚らなかつた折柄、純忠の書翰を得て大に喜び、宣教師ルイス・アルメイタを大



村領内に遣はして、横瀬浦開港の議を計らはしめた。また永祿五年(一五六二年)葡萄牙船の平戸に入るに及び、トレーは説いてこれを横瀬浦に回航せしめ、自らも該船に乗りて横瀬浦に來り、會堂建設と共に熱心布教に従事したから、附近の天主教徒は勿論、博多、平戸、京阪地方の商人も亦來住し、微々たる一漁村は遽然繁華の市街に變化したのである。

かくの如くにして横瀬浦開港の計畫實現するや、大村純忠は深くこれを喜び、遂に三十名の重臣と共に天主教に改宗せんと決意し、トレーに就て洗禮を受くるに至つた。トレー亦感喜して純忠を天主教の保護者であると尊敬し、羅馬のコンスタンチヌス帝に比すると共に、横瀬浦を呼んで宗門中興の地となした。然るに純忠嗣立の時から快からざりし老臣等は、純忠が天主教に歸依し、祖先の木像を焚燒せるを見て益々憤懣に堪へず、遂に先代の庶子後藤貴明と通謀し、永祿六年(一五六三年)七月二十九日、急遽兵を擧げて純忠を襲ふたので、純忠は纔かに身を以て免れ、林中に潜伏すること數日、援を生家有馬氏に請ふことが出來たのであるが、一方横瀬浦を襲ふた叛徒は、火を市中に放つて教會堂を燒き、トレー以下の宣教師皆難を逃れてこの地を去つたので、宗門中興の地も一朝にして廢墟に歸した。

然るに翌永祿七年、葡萄牙船サンタ・カタリナ號外一隻は、かゝる事變を知らずに横瀬浦に入港せんとしたが、中途にその全滅を聞いて針路を轉じ、平戸港外に投錨した。平戸領主松浦隆信即ち好機逸すべからずとし、當時度島に布教中であつたルイス・フロイスを平戸に招き、新に天主堂を建てることを許したのであるが、この天主堂は天門寺と稱し、永祿八年(一五六五年)十一月落成した。けれども隆信の宣教師に對する態度は依然として昔日と渝らなかつたので、宣教師等は親善なる大村侯の領内に貿易港を移さんと熱望し、同年更に二隻の葡船來航するや、説いてこ

れを大村領福田港に向はしめた。この時夙くも大村純忠は有馬氏の援兵を得て、後藤の叛亂を鎮定したから、他領に逃れたる宣教師を再び領内に招き、横瀬浦に代ふるに福田港を以てしたのである、この計畫は主としてアルメイダの立てたところであるが、悲しいかな福田の港灣は狭小であつて、到底碇泊に不便であつたから、永祿九年より十二年まで(一五六六年—一五六九年)葡船は福田の外に、ロノ津、志岐(天草)にも入港したが、終にその最後の永祿十二年を以て長崎灣戸町浦に着船することとなり、翌元龜元年(一五七〇年)に至つて所謂三國一の良港長崎に入港した。これより先き大村純忠は永祿十一年書をコスム・ド・トレーに贈つて長崎に教會堂建設を勧めたから、トレー則ち人を派してその工を竣へ、一年にして一千五百の信徒を得たと言はれてゐる。寂莫たる一漁村長崎が急に面目を改めて、開港三百六十年の歴史を保持し來つたのも、實にこの時に始まるのである。

### 三七、長崎開港

葡國商船が長崎を以て最も安全なる良港と認むるや、大村家ではこの地を以て永久の貿易地と定めんとし、新市街を建設するため、元龜二年二月友永對馬を遣はして地割を決定した。かくて最初、島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町の六町が出來たが、これらの町名は大體住民の出身地によつて命名されたのである。但し文知町とは文知といふ富豪の名を取つたと稱せられる。その後文知町は外浦町に、横瀬浦町は平戸町に合併さるゝところとなつた。

長崎の名は領主長崎氏より出たのであるが、十四代長崎甚左衛門に至り、四邊の強藩と對抗することが出來ぬところから、歎を大村に通じてその女を娶り族人となつてゐた。甚左衛門財政窮乏の餘り、元龜元年長崎及び山里、浦



上、淵三村の年貢を抵當として葡國宣教師より銀百貫文を借用したが、大村家では容易にこの負債を償却することが出来なかつたから、葡人はこれ等の地方に對して自己の知行所の如く振舞ひ、土民を懐柔してその勢力を扶植するに努めた。その後天正の初年に至り、葡人は遂に長崎外三村を切支丹寺領となすことに成功し、宣教師は住民に對して領主の權を振ふに至つた。勿論これは將軍の御教書によつて與奪せらるべき性質のものであり、葡人が印度の各地に於て、兵力を以て占領したことは同一視することが出来ないにしても、伴天連が地方に對して行政司法の權を掌握したことは事實である。

かくして長崎の街は日に日に殷賑を加へ來り、市中には一種の自治制度が行はれて、住民中の重立てる者四人が選ばれて頭人となり、合議を以て行政事務を執つた。然るに長崎に隣接せる舊領主長崎甚左衛門はその殷賑を喜ばなかつた。また長崎のために繁榮を奪はれた舊城邑深堀氏は殊に憤懣に堪へなかつた。遂に深堀氏は天正六年（一五七八年）手兵七百を率ゐて長崎市街を襲撃したが、頭人等市民四百餘人のために撃退さるゝの憂き目を見た。この戰に於て長崎市民は佛朗機即ち大砲を設けて奪鬪したのである。深堀氏の敗北に次で長崎氏も亦天正十年（一五八二年）頭人高木勘左衛門以下市民の自衛團のために滅されてしまつた。

長崎市民の敵影を失ふて以來、長崎は益々繁榮の市街となつた。『日本西教史』の著者に依れば、初め宣教師が土民及び寄留の葡萄牙人を保護せんがため長崎に來た時には、戸數僅に五百に満たなかつたが、歐洲船舶渡來してより日に繁華を加へ、一五九〇年（天正十八年）には、歐洲船三月碇泊の間に於て來往の商人を別とし、居民五千戸を數へ、天正末年までに出來上つた町は二十二町に達したから、從來の四町を合せて二十六町に及んだのである。

かく市街の發達に伴ひ、外國宣教師及び商人連中の不徳と罪惡も亦漸く増して來た。商人にして晝夜を分たず船中に婦女子を誘ふて淫樂に耽る者もあり、宣教師にして葡人側を曲庇し、敵討をした者の親戚等悉くを長崎以外の地に放逐せし亂暴者もあつた。殊に天火と稱して神社佛閣を燒打した例も乏しくなかつた。外人の放縱殆ど度無きに至らんとしこのまゝ放任せば國家の禍害不測の裡に發せんやも測り難くなつたとき、こゝに豊臣秀吉あり、天正十五年（一五八七年）島津氏を討ちて九州を平定するや、天主教の國害をなすを認め、その年六月十九日、迅雷の如く天主教禁制令を公布し、我が國に滞在せる伴天連に對しては二十日を限つて退去すべき旨を嚴命した。而して寺澤志摩守廣高、藤堂佐渡守高虎を長崎に遣はし、同地を伴天連の手より沒收して天下の公領と定めたのである。これより先き天正十五年五月十八日大村純忠卒しその子喜前封を襲いだすが、喜前は天主教を奉ぜず、父と不和であつた點から、再三秀吉に哀請して舊封を回收せんとしたが許されなかつた。かくして從來大村家の私領を外國貿易の爲めに開いた長崎港は今や公然日本帝國の開港場とした世界的に開かるゝことゝなつた。天正十五年六月十九日の令に曰く、

- 一、黒船の儀商賣の事に候間、格別の事年月を経諸事賣買可仕候
- 二、自今以後佛法の妨を爲さざる輩は、商人の儀は申すに及ばず何にても切支丹國より往返苦しからず候條その意を得べき事

と、長崎開港史は正にこゝに第二期を劃することゝなつた。



## 第六章 耶蘇教禁止

## 三八、耶蘇教の傳播

葡萄牙人の對日貿易は全く私人の開拓するところであつた。彼等は初め支那沿岸の寧波又は泉州より來り、一五五七年澳門を占領するや、こゝを根據地として我が國に渡航したものであつて、從てゴアとの關係も密接でなかつたが、天主教々師の續々として印度から來るに及び、我が國とゴアとの關係も漸く密接となつた。殊にシャヴィエルは我が中央政府の特許を希望して京都に入つたが、その志を得なかつたので轉じて山口の大内義隆を訪ひ、印度總督及びゴア僧正の書を呈したのである。これ山口は日本に於て京都に次ぐべき大都會であつて、その王は諸侯中の最實力あるものと認められたからである。時に天文二十年（一五五一年）であつて、九月一日義隆の滅ぶる日より少し以前のことであるから、ゴア總督の書は兵火に罹つたものであらう。シャヴィエルが印度に向つて歸るや彼は大友義鎮から印度總督に呈する書を齎らし歸つた。この巧妙なる外交的政略は、その後進によつてもしばしば踏襲せられ、彼等はたゞに羅馬法王の代表者たるのみならず同時に葡萄牙官憲の代表者たるが如き態度を示した。また葡國商船に於ても、當初宣教師等と何等の默契が無かつたに拘らず、半ばその信仰心から、半ばその商略として彼等を迎ふるに或は滿船飾をなし、或は祝砲を放ち、或は王侯の如き鹵簿行列を作つて、我が國人の前にその威嚴を粧つたのである。それ故或る時は彼等の指揮によつてその碇泊地を變更し、或る時は彼等と結んで地方の諸侯に對し、その要求を強制した。

當時通商貿易の利は我が國人の一般に冀望して已まなかつたところである。然かし信教の一事に至つては多くの疑

懼を有してゐた。炯眼なる天主教の宣教師等は夙にこれを看破し、葡國官憲の威力を假裝し、貿易の好餌を提供して、これを布教の政略としたのである。葡國商人亦布教師が定住して、その教徒と共に宛然葡國の植民地を形成せる港灣に於て、通商を試むる利益は、他の異教徒の港に入つて相互に事情通ぜざる顧客を索むるの不便不利に優れること明かである。されば葡國商人と宣教師とは不斷に提携して、支那沿岸に於ける寧波、泉州、澳門の如き植民地を、我が國に於ても有せんと熱望した、この點から言へば長崎は彼等にとつて屈強の適地であつたのである。

以上の如き事情の下に、耶蘇教たる天主教は九州各地に傳播した。當時の人々は天主教を『切支丹佛法』と呼び『でうすと申す佛法』などと稱してゐたが、九州一圓に多くの信者を出すに及び、その勢は更に中國四國に擴がり、遂に近畿に宣教師が入り込むやうになつた。

シャヴィエルに次で京都に來た宣教師は、永祿二年（一五五九年）のガスバル・ヴィレラであつた。彼は比叡山の一僧侶より招かれて京都に入つたが、その雄辯宏辭はよく一部京都市民を動かすの力があつた。泉州堺の商人安右衛門來つてヴィレラを助けて布教に従事した。當時足利義輝未だ滅びず、執政三好長慶令を下して宣教師を保護するに及び、比叡山の佛僧にして改宗する者十五人、外に禪僧慧春も亦天主教に改宗して梅庵と稱し、多くの信者を集めた。

永祿八年（一五六五年）に至り、ルイス・フロエスが京都に來り、ヴィレラと兩人で義輝將軍に謁したが、佛教徒の反對を受けて堺に逃げ歸つた。然るにその後京都の信者から迎へられて永祿十二年（一五六九年）織田信長より、京都に會堂建設の許可を與へられた。すでにして元龜元年（一五七〇年）更にフランシスコ・カブラルは京都に來り、フロエスと共に岐阜に赴いて信長に謁し、翌元龜二年にはオルガンチノ・ソルデまた京都に上つた。彼は京都の會堂が



古材木を用いた頗る粗末な建築であつたので、自ら設計して和洋折衷の立派な殿堂を建てた。この建築には天主教を奉ぜざる畿内の諸侯及び信者が盛に寄附助力を與へ、京都所司代も亦銅錢二萬貫、人夫一千人を寄進するといふ勢であつたから、極めて宏壯なる殿堂が、天正四年（一五七六年）秋に落成式を挙げた。その後天正七年（一五七九年）には安土に僧院及び會堂を建築することを許された。又印度より日本宣教視察として來朝したアレックスサンドロ・ヴァリニアニは天正九年京都及び安土に於て信長に謁し、安土に學校を建て、子弟に教育を施すことを認められた。當時京都に於ける天主教徒は二萬を超え、佐渡の鑛山にさへ多くの信者が居り、蝦夷地にまでも天主教徒が入り込んだのである。

### 三九、信長の保護と諸侯の不信

信長は何故にかく天主教を保護し、その宣教師を厚遇したのであらうか。それは當時京都を中心としたる僧侶が、事毎に信長の政治的改革に反對して妨碍的態度を執つた反動からであつた。當時信長に取て最大の敵は寺院であつたのである。日蓮宗を除く他のあらゆる宗教は、鋒を描へて彼の前に反抗の氣勢を示した。然かもこれ多年兵馬の權に加ふるに、人民の迷信と、學問及び外交上の特權を兼有したる僧侶が、突如として彼等の社會に闖入したる信長に對し、猛然として反對の態度に出たのである。信長は深く耶蘇教に歸依した譯ではなかつたが、政治的に利用せんがためにも、これを保護せざるを得なかつた。のみならず權力を好み、社會の上層に位してその實類廢墮落の生活を送り來れる佛教徒に比すれば、最初の天主教宣教師及び信者の行狀は精勵勤勉であつて、神に對する奉仕の念に燃え、且つ民衆に對する慈愛の精神が籠つてゐたといふことが出来る。されば天主教は驚くべき勢を以て、全國に擴大したのである。

殊に九州に於ける信者の増加は著しきものがあつた。豊後、豊前及び筑前の一部を領有する大友宗麟が、熱心なる耶蘇教の保護者であつたのは言ふまでもない。天主教はすでに五島を風靡し、天主教を嫌忌する松浦の領内にも侵入し、肥前肥後を掩有して、九州一圓殆ど耶蘇教國となつた。大村侯の領内のみでも天正三年（一五七五年）に洗禮を受けたる者二萬人、その翌年には一萬五千人を算し、天主教寺院の數四十に達した。九州に於て公然信仰を告白した者が、天正八年（一五八〇年）に十三萬人に達したといふから、京都附近の信者二萬人を合せて、全國の信徒十五萬人に達し、寺院二百、宣教師五十九人を有した。然かも彼等教徒は全國民中最も進歩したる智識階級に屬する者であつたのである。

耶蘇教は信長の信任と保護とを得て、次第に中世日本の歴史の中に成長して行つた。宣教師等が濟貧救病のために伊吹山五十町四方を開いて藥園とし、本國より三千種の藥草を輸入して栽培したことなどは、どれほど入信者が増加したか知れない。信長の部下高山右近、丹波國主内藤如安、秀吉の部下小西行長、石田三成、黒田孝高、柴田勝家等當代の驍將、智者と呼ばれた者が續々改宗して耶蘇教徒たるに及び、その鬱然たる勢力は最早容易に覆へすことが出来なくなつた。

四〇、大友氏の遣羅使節 天正十年（一五八二年）大友宗麟は、肥前大村侯大村純忠、同高來侯有馬晴信の二人と謀り、特使を羅馬に派遣することゝなつた。これより先き大友は天文十二年（一五四三年）その重臣上田玄佐を羅馬に送つてその文明を視察せしめたが、不幸彼は葡萄牙で病死して歸らなかつた。大友宗麟はフランソアの教名を受けた



ほどの熱心なる天主教徒であつたが、日本在留宣教師の長老アレキサンダー・ワリニャーノの勧めに従ひ同信の兩侯を誘つて、三名の使節を出すに至つたのである。

當時の羅馬法王はグレゴリー十三世であつて、グレゴリー曆の制定とゼスイット派の保護とを以て後世の歴史に輝ける人物である。使節に選ばれたるは日向の領主伊東氏の一族たる伊東祐益教名ドム・マンシヨ、有馬晴信の近親千々岩清左衛門教名ドム・ミゲルの二名であり、この二正使に副ふるに中浦ドム・ジュリアン、原ドム・マルチノの二名を以てした。以上の四名は何れも十三歳から十五歳までの少年であつたのである。

伊東マンシヨ等の少年使節一行は、天正十年一月二十八日長崎を出帆し、約二ヶ年半の航海の後、天正十二年（一五八四年）七月、漸く葡都リスボンに到着し、それより西班牙のマドリッドに赴きて國王フィリップ二世に謁して非常なる歓迎を受け、進んで伊太利羅馬に至り、法王グレゴリー十三世及び次に法王となれるシキストゥス五世に謁見した。この時法王を初め、王侯僧侶の歡喜は言語に盡くせぬほどで、彼等の中には世界を救濟せんとする上帝の大業が東方日本に於て端を發せられたりとし、感慨極つて落涙する者も少くなかつた。

かくて一行はヴェニス、ミラノ等の諸都市に於ける兵器、金銀、硝子、皮革製造所を巡視し、ゼノアよりマドリッド、マドリッドよりリスボンに出で、往路を通つて天正十八年（一五九〇年）長崎に歸着した。さきに一行が日本を出發してから往復八年の長日月を費やし、當年紅顔の美少年も、今や堂々たる大丈夫となつて歸つて來た。實に古今の旅行中、最も大なるものゝ一といふべく、一行によつて齎らされたる歐洲文明の物語は、九州諸侯より下つて人民一般の間に詩の如く繪の如く宣傳せられたのである。

#### 四一、堺と博多

これより先き泉州堺は外國貿易の根據地として、殷賑並びなき勢を呈してゐた。かの大内氏がこの地を領有して以來、遠く支那大陸との間に交通貿易の道開け、且つ大内氏が支那貿易船に對する勘合印を發する特權を有してゐたので、市民の對外觀念は一層雄大となり、外國文明は必ずこの港を門戸として輸入し來るといふ有様であつた。されば足利時代の文學として貴ばれた連歌の如き、或は織田豊臣二氏以來天下に流行した茶道、香道、插花、謡曲の如き、その他百般の工藝皆この堺を根據地として發達したのである。將軍義政の頃、幕府の財力窮乏するや、屢々堺の商人より公債を募つたが、その抵當としては河内十七ヶ所の土地を以てした。かやうな次第で堺の市民は幕府に對して心漸く衿り、種々の權力を生じ、幕府もこれを默認するに及びて、堺市は自ら一種の自由都市の如き組織を見るに至つた。かの鐵砲が種子島より傳へられたのは天文十二年（一五四三年）であるが、これに先つ三十二年、永正七年（一五一〇年）相州小田原の山伏玉龍坊なる者が、堺にて鐵砲を購ひ、これを北條氏綱に献上したと傳へらる。堺と當時の所謂南蠻諸國との貿易が夙に行はれてゐたことを想像出來るのである。堺の鍛冶は鐵砲を模作して盛にこれを製造し、堺の商人は弘くこれを天下に賣つて軍陣の用に供した。元和元年（一六一五年）日本に來た英人コックスは、その日本日記に於て堺が鐵砲の事業に最も多忙であつたことを報告してゐる。一方堺の商人はその得たる巨富を以て殊に茶道に費やしたのである。納屋助左衛門が文祿三年（一五九四年）呂宋貿易から歸つたとき、眞壺五十を秀吉の幕中に見せたが、將士争つてこれを購ひ、助左衛門は一夜にして巨富を獲たと言はれる。茶聖と呼ばれる、紹鷗も利休も共に堺人であつた。



堺と耶蘇教との關係も亦密接なるものがあつた。初めシヤヴィエルは天文十九年布教のため日本に來り、山口より堺を經過して京都に行つたのであるが、堺では別段布教することなどは無かつた。越えて十年、即ち永祿四年（一五六一年）に至り、京都に在つたヴィレラが堺に來り、助手ロレンソと共に、宣教に従事したのである。次で永祿八年フロイスは堺に來り、留まること五年間、熱心に布教したので、漸次信者は増加した。天正年間に至つては小西行長父子が洗禮を受けて入信してゐる。行長の父隆佐は堺の藥種商であつたが、文祿二年病を以て逝かんとするや、遺言して「自分は葡萄牙の金で二千デユカードを寄附するから、堺に病院を建て、又京都の南蠻寺を再興して貰ひたい」と言つてゐる。行長はこの父の長男として生れ、幼少より秀吉に托せられて成人したが、父の關係から熱心なる耶蘇教信者となり、關ヶ原の戦には西軍に味方したために、終に切腹を命ぜられたが、自殺は耶蘇教信者のなすべきことに非ずといふ信念から、京都加茂河原で刑死されたほどである。

堺と前後して我が國海外貿易の要津となつた地は博多である。かの大内氏が外國貿易の專權を占むるや、その領土は九州に延びて居つたから、博多は益々政治的にも經濟的にも重要な海港となつた。然かしその半面には天下必争の地として諸侯争奪の目標となり、これがために一再ならず兵火に罹つたことも事實である。天正十四年（一五八六年）六月、秀吉が島津氏を討ちて箱崎に凱旋したとき、博多の巨商に島井宗室、神屋宗湛の二人があつた。神屋氏は父祖の時代より石見銀山を經營し、また銅銀を商ひて、明國に往來してゐた。島井氏はその本業酒造兼金貸業であつたが、時に船を朝鮮に遣つて貿易に従事した。而してその曾孫に至つては我が海外貿易家に資本を貸付け、その金融機關として活躍したのである。この二人は秀吉に謁して博多の再興を勧め、兵火に破壊されて荒野と化したる博多は、

この兩巨商を中心としたる努力に依つて更生した。當時秀吉を驚かした一事は、博多地方にて用ゐらるゝ船船が、堺、兵庫等にて見らるゝが如き日本船ではなく、葡萄牙船を模倣したものが多かつたことである。けだし葡萄牙船の使用は一面平戸、長崎より初まり、他面豊後の大友氏に初まつたが、博多はこの兩者の中心として自ら交通貿易の中心となつたからである。

**四二、耶蘇教迫害始まる** 天主教は信長及び九州諸侯の保護の下に非常なる發達を遂げた。鹿児島では最初宣傳せられたる一五四九年（天文十八年）より、秀吉の死したる一五九八年（慶長三年）までの四十九年間に、洗禮を受けた者五十五萬人であつて、徳川家康が江戸城を造つた一六〇五年（慶長十年）までには七十五萬人に達した。一六一三・四年、大阪城が家康によつて圍まれた頃には恐らくは百萬人の信徒があつたであらう。若しこれに生兒を加ふれば二百萬の教民があつたといふことが出来る。かくして日本全體を新興宗教たる耶蘇教を以て風靡し去らんことは、敢て難事でもなかつたやうに思はれた。

然るにかの大友宗麟が少年使節を羅馬に派遣したる一五八二年（天正十年）には、天主教の保護者たりし織田信長は明智光秀のために殺され、豊臣秀吉がこれに代つて天下の支配權を握つた。秀吉は信長が敵として破壊し去つた舊宗教と妥協を開始し、京都に大佛を建立したり、比叡山の再興に盡したりした。もとより秀吉が佛教に對してかゝる好意を示したことは、彼が敢て佛教信者であつたからといふではなく、たゞ佛教徒をして彼に敵意を抱かしめざるべき政治的理由によるのであつた。さればとて秀吉は最初から佛教と敵對的立場にある耶蘇教を迫害しやうとも考へて居



らなかつたのである。

かの光秀征討の役に最も功績の多かつた高槻城主高山右近は、前にも述べたる如く熱烈なる耶蘇教信者であつた。彼はその領内に天主教を宣布し、あらゆる手段を盡して人民に入信を勧めたが、それでも猶信ぜざる者が三萬餘人あつた。そこで右近は令を下して天主教を信ぜざる者は速かに我が領内より去れと言つた。三萬の人民即ち餘義なくこれを信ぜんと欲し、京都に於ける葡萄牙の宣教師を招いて教理を聴講したほどである。右近はまた大阪に邸を有してゐたので、宣教師を大阪に招いて多くの武士を改宗せしめた。小西行長の入信はこの時であつた。その後右近が美濃に移さるゝや、同地でもまた威令を以て天主教を宣傳したので、これに困惑せる佛教信者は、私かに佛像を懐にして大阪に出で、秀吉に訴ふるところあつたのである。それでも秀吉は右近に干渉することを好まなかつた。天正十三年（一五八五年）日本に於ける天主教の長老ガスバル・クエロが大阪に來たとき、秀吉は小西行長、黒田孝高の斡旋によつて城内にクエロを歓迎した。尤もこのとき秀吉は胸中に一物を藏してゐた。それは時すでに秀吉は外征の雄圖を藏してゐたので、宣教師の力によつて大型の葡萄牙船を得んとすることにあつた。けれども宣教師等は容易に秀吉の希望を容れなかつた。これは葡萄牙人にして見れば、澳門等で容易に大船を建造することが出来なかつたのみならずたとへ出来たとしても日本人に譲渡することを好まなかつたことは必定である。然かし秀吉にして見ればその部將たる小西、高山、黒田等がこれほど深く入信して彼等宣教師の歡心を買ふべく努めてゐるのに、その希望を容れぬといふことは不快限りなきことであつた。

天正十五年秀吉は島津氏を征討すべく九州に下るや、長崎の地が全く一個の葡萄牙植民地の如き觀を呈してゐるの

を見、不快の念は昂進して憤激措く能はざるに至つた。秀吉は近く天下を統一したる勢を以て外征の師まで起さんと計畫しつゝあるに、然かも九州の一角にかくの外人が土地人民を領有して、租税を徴收し、異教を排斥し、寺院を焼き、佛像を毀ち、有らゆる暴虐を逞しうしてゐるのである。

こゝに於て秀吉の天主教に對する態度一變すると共に、彼等に對する迫害が開始された。

#### 四三、豊臣秀吉の禁教令

折も折、巨大なる葡萄牙船一隻が平戸に入港した。これを聞いた秀吉はガスバル・クエロに託し、船長をしてこれを博多に廻航せしめ、自らこれを觀んとした。然るにクエロは船長の答辭なるものを傳へて曰く、船長は命を奉じて博多に入らんとするも、博多に入らんに再び大洋に出でなければならぬから、船と貨物との危険も考へなければならぬ。且つ海峡が隘隘であるから入航も亦困難であると。彼等は巨船を博多に廻送すれば必ずや秀吉のために没收さるべきを恐れたのである。秀吉はこの答を得るや、即夜疾風迅雷の如く禁教令を下し、一切の宣教師に對し二十日以内に日本からの退去を命じた。若し聽かずんば悉く死刑に處すべしといふのである。天正十五年六月十九日、秀吉五ヶ條の禁教令は左の如くである。

定

- 一、日本は神國たる處、きりしたん國より邪法を授候儀<sup>ナク</sup>太以不可然候事。
- 一、其國郡之者を近附門徒になし、神社佛閣を打破らせ、前代未聞候、四郡在所知行等給人に被下候儀者、當座之事候。天下よりの御法度を相守、諸事可得其意處、下々として猥事曲事。



一、伴天連其知慧之法を以、心さし次第に檀那を持候と被思召候へば、如右日域之佛法を相破事、曲事候條伴天連儀日本之地にはおかせられ間敷候間、今日より二十日之間に用意仕、可歸國候。其中に下々伴天連に不謂族中懸もの之は曲事たるべき事。

一、黒船の儀は商賣之事候間、各別候之條、年月を経諸事實買いたすべき事。

一、自今以後佛法のさまたけを不成輩は、商人の儀は不及申、いづれにてもきりしたん國より往還くるしからず候條可成其意事。

己 上

天正十五年六月十九日

かくて秀吉は高山右近等に改宗を迫つたが聽かなかつたのでその家財領邑を沒收してこれを他の諸侯に分與した。右近は秀吉に對して抗戦せず、たとへ領邑の百千倍を有すとも、神を失ふの損失に代ふることが出来ないとして、家族を引き連れ遍歴の途に上つた。又禁教の彈壓に會した宣教師等は、二十日以内には到底葡領印度に歸航する船も無いからとて、六ヶ月間の猶豫を請ふて辛じて許された。かくて彼等は悉く平戸に於て便船の來るを待つべしと命ぜられたが、同年八月、平戸に集合したる彼等は會議を開いた結果、死を決して日本に踏み止まり、數十萬の信徒を保護獎勵すべきこと、天主に祈つて秀吉の心を翻さしむること、彼等相互の間に深く注意し、一切の行動來往を秘密に附すべきこと等を申し合せた。

## 第七章 豊臣秀吉の外征

**四四、秀吉外征の原因** 南北朝時代以降、潮の寄するが如く亞細亞大陸の東岸に荒れ狂ふてゐた倭寇は、勢ひ烈しく朝鮮、明の二國を打つて、その國礎を動搖せしむるに至つた。秀吉出で、天下を統一すると共に、國民の對外觀念は貿易航海の上に現はれて來たが、この勢を打て一丸とし、國家統制の下に日本民族の海外進出を試みたのが、豊臣秀吉の外征である。當時彼等倭寇の子孫の眼中、もとより唐、天竺の區別は無かつた。日本ばかりに日は照らぬとは彼等の全體に亘つた思潮であつたが、この思潮は秀吉によつて代表せられた。秀吉は海を渡つて唐、天竺を征服し、「唐都」即ち明都なる北京に都を遷して、鳳輦をこゝに迎へまつらんと企てた。世間或は秀吉が天正十六年（一五八八年）淀君との間に擧げたる一子鶴松が、三歳にして天死したる憂悶を排せんとして、この擧に出でたとする者あるも、秀吉の外征計畫は前章に述べた通り、夙く天正十三年に始まつてゐるのである。天正十四年八月、秀吉が九州征伐に關し、黒田孝高等に與へた朱印狀にも「唐國まで成とも可被仰付と被思召御存分通候條」とあり、翌十五年五月二十九日、北政所に與へたる書にも「しゆし不申候はゞらいねんせいはい可申よし申つかはせ候、からこくまでてにいれ我等一ごのうちに申つく可候」とある。この後書は朝鮮に入貢を命じたことを指すものであるが、同年十月十四日諸將に打ち明かしたる外征計畫には「唐、南蠻國迄も可被仰付と思召候之條、九州之儀は五畿内同前に被仰付候はで不叶儀候……」とあり、唐南蠻國までも征服せんと欲するのであるから、九州の如きは五畿内同前に平定せねばならぬといふのである。かく外征の企圖は鶴松以前から回らされてゐたのであるから、その愛子の死が外征の全部の原因と



なつたといふことは出来ない。然かし鶴松が出生したとき、秀吉は府庫を開いて一族諸將大名に金銀總計三十六萬五千兩を散じて、その悦を頒つたといふから、當時彼の治下に於ける日本の富力の程度を知るに足るべく、即ち秀吉はこの富力と兵力とを以て外征の實行に着手したことは極めて明かである。もとより秀吉の志すところは東亞大陸であつて、區々一朝鮮に存したのではない。たゞ朝鮮をしてこの外征の嚮導者たらしむること、往年大元が日本征服の失望を行らんとして、朝鮮を嚮導者たらしめたのと全然同工である。

#### 四五、外征の議決す

秀吉は終に諸將を大阪城に招いて外征の議を諮つたが、これには有繫の諸將も事餘りに遠大であつたためか、遽かに可否の返答を與ふる者とは無かつた。この時たゞ一人浮田秀家あり、席を進めて賛意を述べたので、諸將も漸くこれに和し、外征の議遂に決定した。天正十九年三月秀吉令を發して天下の兵を徵した。徵集兵數は領邑の大小に準じ、一萬石につき四國、九州は六百人、中國、紀伊は五百人、五畿は四百人、近江、美濃、伊勢は三百五十人、遠江、三河、駿河、伊豆は三百人、函嶺以北は二百人、若狭より能登に到る諸國は三百人、越後出羽は二百人を以て標準とし、又沿海諸侯をして十萬石に就き二隻の割合を以て軍艦を造らしめた。これと同時に外征の本陣を肥前名護屋に置き、九州の諸大名に命じて大阪城に匹敵すべき大規模の城廓を築いた。十二月二十八日秀吉關白職を義子秀次に譲り、自ら太閤と稱して軍事を統制し、文祿元年（一五九二年）二月十八日、旗下三萬騎を從へて京師を發し名護屋に向つた。同月第一軍小西行長、宗義智等先づ進發し、第二軍加藤清正、第三軍黒田長政、後續軍島津義弘、小早川隆景の諸將これに次ぎ、壹岐對馬に屯して釜山、名護屋の海上交通線を確保し、四月十三日先

鋒第一軍は釜山に上陸した。翌十四日黒田、大友等の一軍亦上陸し、加藤、鍋島等の第二軍は十七日熊川に上陸したのである。

#### 四六、陸の勝利と海の敗戦

四月中旬、朝鮮に上陸した我が先鋒軍は三路に分れ、同月二十九日を以て忠州に集まり、更に三方に分れ、五月二日朝、加藤清正先づ京城に入り、その夜小西行長も亦入城し、四日に至つて三方の兵皆京城に集合した。我が軍が釜山に上陸してから二十日を費したばかりである。その後の作戦に就き諸將の間に意見の一致を缺いたが、遂に六月三日浮田秀家の指圖により諸將の向ふべき部署を定め、依て加藤清正は咸鏡道に、小西行長は平安道に、黒田長政は黃海道に、石田三成は江原道に、毛利輝元は慶尙道に、小早川隆景は全羅道に、福島正則は忠清道に向ひ、秀家は京城に止まつて京畿を鎮定した。諸軍の進むこと無人の境を行くが如く、六月十二日小西行長は平壤を略し、二十三日加藤清正是會寧府を経て境外兀良哈ウリヤハに入った。かく我が軍の向ふところ疾風枯葉を捲くの概があつたのは、我が國民の士氣大に昂れるに反し、朝鮮にては泰平日久しく、上下共に奢侈淫逸に流れ、少しの武備も有つてゐなかつたからである。然かも我が軍が何故に長驅鴨綠江を渡つて直ちに大明國の領土を衝かなかつたかといふに、それは日本水軍の敗戦と兵力の不足とが最大の理由であつた。

始め我が軍朝鮮に上陸せし後、藤堂高虎、加藤嘉明、脇坂安治等水軍の諸將は、水軍を以て陸軍との連絡を保ちながら、相應じて共に北進せんと欲し、初めて慶尙道の右水使元均と加徳島の近海に會戦して敵を走らせた。然るに一旦全羅水軍節度使李舜臣の率ゆる水軍が、我が水軍を巨濟島に扼するや、藤堂等の海將戦つて勝たず、來島康親、



森村春等は終に戦死した。舜臣は閑山島を根據地として我が軍の西進を妨げ、その後尙數回に亘つて我が軍を破つたがため、我が軍は數ヶ月の久しき間、空しく釜山浦内に蟄伏するのみで復た出で、戦ふの勇なく、陸軍との連絡は全く隔絶して、糧食北送の途絶へ、寒氣亦漸く加はると共に、出征將士の志氣亦次第に沮喪し、太閤の雄圖も空しく挫折するの氣運を招いたのである。

朝鮮王李昭は五月一日京城を去て平壤に走り、その後更に義州に至り、使を明廷に派して朝鮮を擧げて明國の直轄地たらんことを數願した。かくて自己の藩屏たる朝鮮が、日本軍の手に歸したるを見たる明廷は大に驚き、平壤陥落の月餘、七月十五日に至つて遼東總兵官祖承訓五千の兵を率ゐ、先鋒の將史儒等と共に漸く安定に至り、平壤を攻めて大敗し、史儒は戦死し、承訓は纔かに身を以て遁れた。明國はこの敗戦を以て事の重大なるを覺り、兵部尙書石星は當時の勇將小司馬宋應昌を推して都御史とし、朝鮮經營の任に當らしむると同時に、一面外交によつて日本の兵鋒を緩めんと欲し、かつて倭寇の浪士たりし沈惟敬を擧げて神機三營遊擊將軍とし、行長の陣營に派遣して和を説かした。行長も亦糧食不給の關係から深く進むことが出来なかつたので、兩人は降福山の麓に會し、

- 一、休戦の間日本軍は平壤の西北十里に出づる事を得ず。
  - 二、惟敬一旦明朝に歸り、五十日以内を以て更に來り、適當の條約を結ぶべきこと。
- の二條件を定めて休戦の約を結んだ。

#### 四七、文祿の和議成る

この休戦條約は朝鮮人をして我に對する輕侮の念を生ぜしめた。土人の叛亂が到るとい

ろに起つたのみならず、約束の五十日を経過しても沈惟敬は竟に來らなかつた。この間、明は充分に軍備を整へ、寧夏より出師せる明將李如松は十二月二十六日先づ鴨綠江を渡り、應昌は遼東に留つて軍を督した。翌文祿二年正月元日如松安州に至り、三日肅寧館に達した。行長もこゝに於て明人に疑を抱き、沈惟敬を迎ふるためと稱して部下を順安に行かしためたが、明の先鋒これを捕へんとしたために、彼の眞意は明白に暴露した。行長遂に決戦の意を固め、使を後軍に遣はし、援兵を求めたが、平壤と最も近き鳳山に在つた大友義統は、明軍を恐れて京城に退き、又黒田、毛利等の兵は輸送の關係上行長の要求に應ずること能はず、行長已むなく一萬五千の孤軍を以て、明軍十餘萬と戦ひ利あらず、大同江を渡つて退却した。こゝに於て本營よりの命令により、京城以北にあつた諸隊は悉く京城に退却し小早川隆景等も亦開城を棄て、歸路に就いたので、明軍は正月十八日開城に入つた。その後九日にして碧蹄館の決戦があつて日本軍の大勝に歸し、明軍退却して雙方暫く對立の姿となつた。秀吉は自ら朝鮮に渡つて軍を指揮せんと苦慮したが、諸將の諫止によつて止んだ。けだし是れ兵糧輸送の不便に原因してゐる。よつて彼は援兵として毛利秀包の兵二萬を送り、更に大兵を渡海せしめんと苦心したが、京都、名護屋の守兵以外一兵無くして及ばなかつた。

然かし明國側にあつても和議が起つて來たといふのは、碧蹄館の敗戦に加へて陣中疫病が盛に流行し、兵士皆歸心を生じたからであつた。かくて文祿二年四月十四日、遊擊周弘謨、惟敬と共に我が軍に來り、行長と交渉の結果、こゝに七ヶ條の和議を締結した。その内容は今日尙不明に屬してゐるが、後年明使が名護屋に來りしとき、締結したる左の大意と同趣旨であつたと言はれる。

- 一、大明の皇女を迎へ日本の后妃に備ふること。



- 二、兩國の官船、商船互に往來するを得るため久しく斷絶したる勘合の制を恢復すること。
- 三、大明、日本、好を通じて變更あるべからざること、兩國朝權の大臣互に誓詞を交換すべきこと。
- 四、明と條約を結びたる後は、朝鮮八道の内四道を朝鮮に返し與ふべきこと。
- 五、朝鮮國王の權臣、累世遠却あるべからざる旨誓詞すべきこと。

よつて我が軍は、同十八日京城を撤退し、同二十日李如松の軍京城に入つた。かくて和議進行の結果、五月八日沈惟敬、徐一貫の一行は釜山を發し、同十五日名護屋に至り、二十三日太閤に謁し、二十八日前掲の條件に對する秀吉の朱印を得て歸國の途に就いた。日本軍は本營の命に従ひて豫定の退却をなし、總大將秀家は釜山に居り、行長は金海、清正は梁山、海軍諸將と島津義弘は巨濟島に居り、明軍は李如松の率ゆる一萬六千を中堅として日本軍と對峙し双方共に外交局面の轉回を待つた。

明國から沈惟敬を特派使節として來朝せしめたるに對し、日本からも亦小西行長の臣小西飛彈守如安なる者の特使として派遣した。如安の一行は文祿三年十二月北京に入り、十一日明主に謁し、翌十二日談判に入つた。然かもその締結せられたる條件は(一)日本軍の朝鮮撤退(二)秀吉を封じて日本國主とすれどその入貢を許さず(三)朝鮮に對する侵略を再びせざること等、殆ど信憑の出來ぬことのみであつた。

#### 四八、慶長の役

明廷では沈惟敬、小西如安の往來によつて兩國の意見接近したりと見做し、秀吉を冊封せんがために文祿四年正月臨淮侯李宗城を正使、都指揮使揚芳亭を副使として日本に派遣せしめた。然るに兩國の外交關係

が紛糾してゐたため、一行が釜山の日本兵營に到着したのは翌年五月であつたが、この時すでに惟敬は日本に渡つてゐた。そこで正使李宗城は夜陰に乗じて逃亡し、揚芳亭自ら正使となつて釜山を發し、八月十八日堺に着し、九月二日伏見桃山城に於て太閤に謁した。然るに明使の齎せるところは、單に秀吉を封じて日本國王となすといふのみであつて、朝鮮四道の割讓に就ては一言も及んでゐなかつた。この無禮と非理とは秀吉の到底忍ぶことが出來なかつたところである。秀吉は直に明の使者を放逐すると共に、再び外征の命令を發した。

かくて起された慶長の役は、先きの文祿の役に比してその根本的性質を異にした。文祿の役は、朝鮮八道を一氣に蹂躪し、長驅北京に入つて帝都をこゝに移し、以て四百餘州の風俗を易へんとするにあつた。然るに水軍の不利に伴ふ糧食の不給と、出征兵員の不足とは主要原因を爲し、その上老來秀吉の意氣漸く衰へたる折しも、秀頼の出生により萬里遠征の壯圖に代ふるに家郷團欒を想ふやうになつた。こゝに於て日本軍の目標は四百州でもなく、北京でもなく、たゞ朝鮮半島の南半に止まるに至つたのである。再征軍は慶長二年正月加藤清正先づ朝鮮に入つてより、同年七月初までに前役の諸將概ね彼地に渡り、釜山を本據として横に朝鮮南部を占有せんとしたに過ぎない。その總大將の如きも年齢僅に十六歳の小早川秀秋であつた。また秀吉はたゞ朝鮮に對してのみ宣戰したのであつて、明國に對しては何等宣言するところがなかつた。要するにこの役は文祿の役に比し、甚しく守勢的であり、消極的であることを免がれなかつた。

この役に於て我が水軍は初め敵軍を破つたが、やがて文祿役以來の苦手たる李舜臣のために惱まされ、また陸軍は水軍との連絡を缺いた上、前年の兵亂によつて市井全く荒敗したがため、糧食を得るの途なく、加ふるに北方よりは



強大なる明軍の殺到するありて、戰勢利あらず、加藤清正の如きは蔚山に於て孤城を防守して糧食全く盡き、馬肉を食ひ人尿を飲んだとまで言はれてゐる。然るに翌慶長三年六月、太閤俄かに病を發して重態に陥つたので、諸將の多くに歸國を命じ、残るは小西行長、島津義弘、加藤清正、鍋島勝義の諸將のみとなつた。この頭勢を看破したる明軍は、更に猛烈なる攻撃を加ふるに至つたが、辛じて防戦したのである。けれども八月に入つて秀吉の病いよく篤く十七日に至つて十萬の將士をして海外の鬼たらしむる勿れと遺言しつゝ六十三歳を以て遂に歿した。石田三成即ち名護屋に至つて遺命を傳へ、朝鮮に在る諸將悉く營を抜いて歸國するに至つた。かくて十二月十日外征の諸軍悉く博多に歸着し、神武以來の壯圖と言はれた秀吉の外征は、全く寂寞悲哀の裡にその幕を閉ぢた。

**四九、印度及び呂宋との關係** 秀吉の外征が龍頭蛇尾に終つたことは前述の通りであるが、その初め唐、南蠻、天竺までも經略せんと考へてゐたことは明かである。

大友宗麟等三侯の羅馬に派遣した少年使者伊東祐益等一行が、歸朝の途次印度に立ち寄つたのは天正十五年（一五八七年）であるが、この時印度副王は書を秀吉に贈つて布教に對する恩遇を感謝せんがため使者を派遣せんとするところであつた。それ故副王は宣教師ヴァリニャーノを使とし、伊東等一行を送りかたゞ日本に派遣したのである。一行の我が國に着いたのは天正十八年であつた。ヴァリニャーノは翌十九年（一五九一年）正月、秀吉に謁して印度副王の書を呈した。

然かしこの時はすでに秀吉が耶蘇教禁止令を全國に施行したあとであつたので、副王の書は自ら曩日の禁令を緩和

し、宣教の保護を懇請する意味に取られてしまつた。これに對し秀吉は飽くまで邪法の我が國に入るを容さざる旨力説し、「たゞ來つて好を修めんと欲さば、海上にはすでに盜賊の憂なく、國內は安全に通行し得るから、來つて通商貿易を營むが宜しい」と答へてゐる。

秀吉は更に天正九年（一五九一年）北律賓をもその手中に收めんと欲し、原田孫七郎を派して日本に入貢すべき書を比律賓總督マリニャスに送つた。當時比律賓はすでに西班牙の勢力下に在つたが、西班牙と和蘭との間に不和の關係であつたので、マリニャスは日本に乗ぜられんことを恐れ、翌年（一五九二年）使を肥前名護屋に派して秀吉に謁せしめ、原田孫七郎を派せし眞意を確めしめた。秀吉文祿二年（一五九三年）使者原田喜右衛門を再び呂宋に派したので、總督は更にゴンサレス・デ・カルバリオを名護屋に遣はし、將に日比同盟條約を結ばんとする意嚮であつたが、浦戶事件突發するに及び、兩國關係は全然斷絶するに至つた。

**五〇、浦戶事件** 秀吉は天正十五年六月耶蘇教の禁令を發したが、これがために海外通商の杜絶することを好まなかつた。また半歳の猶豫を以てその退去を許された宣教師等は、飽くまでも日本に踏み留まつて秀吉の意を翻さしめんと決議したのである。その後四年なる天正十九年（一五九一年）羅馬より歸つた少年使節四名は、ヴァリニャーノ一行と共に秀吉に謁見し、歐洲の珍奇なる文物を上り、風俗習慣を語つて、秀吉に好奇心を起さしめた。秀吉の天主教に對する意や、緩和せし機會に乗じて、比律賓からフランシスカン教會の宣教師渡來し、公然京都に禮拜堂、説教所、僧院を建て、また大阪、長崎にも一寺を建つるに至つた。これには二個の原因がある。その一つは最初天主教宣



教師オルガンタンが日本に在ること三十年、老病の身にあるを放逐するに忍びず、京都の奉行前田玄以が秀吉に請ふて京都に居住せしめたのを、秀吉の對耶穌教政策に變更を生じたかの如く勘違ひしたことであり、他の一つは原田喜右衛門が呂宋に赴き、太閤殿下フランシスカン教會を迎へんとする意切なるものがあるなど、欺いたことである。かくてフランシスカン派公然の宣教は、世人をして一大疑惑の念を抱かしたのみならず、耶穌教信者の間にもこの擧深く秀吉の怒を招かんことを恐れしめたのである。

果然彼等にとつて禍の日が来たといふのは慶長元年（一五九六年）比律賓總督グスマンの墨西哥に派遣せんとせし船船サンフイリツプ號が、航路を失して土佐浦戸沖に漂着したことである。國主長曾我部元親の上申によつて京都から奉行増田長盛自ら來り、船舶の取調を開始した。この時船長等は西班牙の國威を示さんとて、世界地圖を出し、世界に於ける西班牙領はこの通りであると得意氣に誇つた。増田はこれを見て西班牙領の廣大なるに驚き、西班牙は如何にしてかゝる廣大なる領土を得たかと問ふたところ、船長は一層傲然として「西班牙は先づ諸國に僧侶を派遣して宗教により人心を收攬し、信徒を煽動して内亂を起さしめ、最後に兵を出して領土を獲得するのである」と説き立てたので増田大に懼れ、歸つてこれを秀吉に告げた。秀吉こゝに於て、日本國內に西班牙宣教師を置くことを不可とし、慶長元年十一月十三日（一五九七年一月三日）在留中の僧侶及び日本信徒二十六名を長崎に於て殺戮してしまつた。比律賓總督グスマンのこれを聞いて詰問するや、秀吉は答へて「彼等は日本國內の秩序を紊亂したから誅伐したに過ぎない」と言つた。かくて秀吉と比律賓との關係は斷絶したのである。

## 第八章 御朱印船

五一、朱印船と朱印狀 秀吉は長崎を開いて外國貿易場とし、長崎之黒船如先々相着之可致商賣」と令し、その地子銀を免除して貿易の發達を獎勵したが、更に進んで我よりも外國に渡航し、我が物資を輸出すると共に外國より珍品佳物の輸入を促がした。從來邊境不平の武士が一葉の扁舟に棹して朝鮮支那の沿岸を劫掠したのと相違し、資力豊富なる商人をして大船を續せしめ、これに十分の物資を積載せしめたから、自然黒船同様大規模に外國貿易をなさしめる必要があつた。かくて文祿元年（一五九二年）貿易特許の朱印狀を授けて、長崎、京都、堺の三ヶ所から八名の富商を選抜し、九艘の大船を發遣せしむることとした。これを世に九艘船といひ、その内譯は、

|        |      |      |       |      |       |     |   |
|--------|------|------|-------|------|-------|-----|---|
| 長崎より五艘 | 末次平藏 | 二    | 船本彌平次 | 一    | 荒木宗太郎 | 一   |   |
|        | 絲屋   | 隨右衛門 | 一     |      |       |     |   |
| 京都より三艘 | 茶屋   | 四郎次郎 | 一     | 角倉了以 | 一     | 伏見屋 | 一 |
| 堺より一艘  | 伊豫屋  | 一    |       |      |       |     |   |

であつて、朱印船制度は實にこの時に始まつてゐる。

これらの船は何れも東南亞細亞の地方にのみ行つてゐた。それといふも文祿元年（一五九二年）朝鮮征討の役があり、慶長三年（一五九八年）秀吉の死するまで、所謂兵馬倥傯の間に在つたので、戰雲の棚引いた支那朝鮮地方を避けた結果である。九艘船は年々東南亞細亞に渡航を繼續してゐた。徳川家康慶長七年（一六〇二年）征夷大將軍となつ



て政權を握るに及び、秀吉の政策を繼承して朱印船制度を完成した。即ち先づ八名の船主、九艘の船といふ制限を撤廢し、何人でも貿易船を發遣せんとする者は、願出によつてこれを詮議し、相當と認むる者へは朱印狀を交附することとした。而して老中本多上野介正純をしてこの詮議に當らしめ、京都の豐光寺長老承兌西笑をして朱印狀作製のことに當らしめた。當時出願者は手數料として通例銀一枚(四十三匁)を朱印狀製作者に納めてゐた。後に本多正純の外に長崎奉行の紹介によつても朱印狀を出したことがある。又豐光寺承兌は慶長十二年(一六〇七年)十二月二十七日示寂したから、翌年より圓光寺元信三要その後任となり、十七年五月二十日元信示寂するに及び金地院崇傳本光國師これに代つた。この三人の筆者が朱印狀交付に關する元帳及び往復文書日記等を殘してゐる。『異國渡海御朱印帳』異國近年書草案『異國日記』『本光國師日記』等がこれである。

朱印狀は又船免狀ともいひ、大高(檣紙)の端を三寸許り明けて

自日本到

西洋船也

右

慶長第十三戊申年正月十一日

朱印

と記し、大高一枚を以て上包とし、更にその上を杉原二枚にて包み、假名にてどの國への御朱印と書て下にその望む人の名を書付けて渡すのである。朱印は『源家康弘忠恕』と刻し、幕府が外交文書に押捺したる印であつて本多正純の手によつて扱はれた。それ故、朱印狀を得んと欲せば、先づ駿府に至つて正純の紹介狀を受け、京都に到つて朱印狀を書いて貰ひ、それを持つて再び駿府に行き朱印を請はねばならぬのであつて、かゝる煩はしき手續を経て得た朱印狀は、一年一度の航海にのみ有効であつた。この朱印狀が外國に對して如何なる効力があるかといふに、家康は外交文書に於てしばしばその文書に押捺した印形を證據として、通商貿易をなすべきを聲明してゐるのである。外國の方では日本船の海賊を恐るゝが故に、着船の時は必ず朱印狀を調べたもので、簡單なる朱印狀と雖も船主に取ては頗る重大なる價値を有してゐたのである。

朱印船の構造は唐船造りであつて、西洋人はこれを日本戎克シバニキヨクと呼んでゐる。船體の外観は當時船主の信仰する神佛に懸額として奉納せしものに依て、ほど察知することが出来る。この懸額の今日存するものは京都清水寺の角倉船、末吉船二圖、近江八幡の日觸八幡神社の西村船、長崎清水寺の末吉船等である。その大きさは角倉船に乗つて行つた天竺徳兵衛の記録によれば長サ二十間、幅九間であつて三百九十七人の乗組員があつたといふ。龜井武藏守茲矩は六十萬斤(積載量)の船を造らんと企て、又暹羅に於て八十萬斤の船を買入れんとした。これより先き英人ウィリヤム・アダムスは日本に來りて三浦按針と稱し、家康に寵遇せられ、その命によりて凡そ八十噸の西洋形帆船を建造した。家康親しく甲板に登りて仔細にこれを點檢し、感賞措かず、厚くアダムスに賞賜したのである。その後アダムスは更に百二十噸の帆船を建造したから、これをサンタ・ペナペンツラと命名し、慶長十五年(一六二〇年)五月家康は上總沖



にて難破したる船員の護送を兼ね、西班牙修交使節アロンソ・ムニョス以下、京都の商人田中勝介等に乗組みしめ太平洋を航してノバ・イスパニア(濃毘數般)に赴かしたのである。このノバ・イスパニアとは新西班牙のことで、當時西班牙の領土であつた墨西哥を指すのである。而してこの航海は日本人としての最初の太平洋横断に外ならなかつた。歸途日本に謝禮のため派遣されたるセバステアン・ヴィスカイノは、慶長十六年(一六一一年)五月二十四日家康に謁し、家康の許可を得て、陸路仙臺より奥州の海岸を測量し、越喜來の北、根白に達して引還した。

異國渡海御朱印帳は、承兌、元信、崇傳三代の記録であつて、慶長九年に始まり、元和二年に筆を擱いてゐる。

(一六〇四年—一六一六年) この間僅に十二年であるが、朱印狀の總數百九十七通、その船主七十五人に達してゐる。その渡航地は安南、東京、占城、呂宋、信州、太泥、暹羅、順化、東埔塞、西洋、迦知安、密西耶、艾萊、田彈、麻利伽、交趾、高砂國、摩陸であつて、船主中朱印狀を受くること最も多き者は、船本彌七郎、島津陸奥守、角倉了以、木屋彌三右衛門、有馬修理、平野孫左衛門、明人五官、松浦法印等である。

### 五二、東南洋に於ける日本人

當時武威を東支那海に輝かした我が邊境の壯夫は、冬春の交に東北風を利用して南洋に向ひ、印度、支那、暹羅はもとより馬來半島、爪哇、渤泥に至るまで通商區域を擴張して、到るところに敢爲武俠の精神を發揮した。これらの日本人は東南亞細亞の各地に居住して、一の植民市を形成したのであるが、今その各地の情勢を列擧すれば左の如くである。

(一)馬尼刺に於ては、日本人町は支那人町とラグイオ區との間に在り、常に五百人ばかりの邦人が居住してゐたが

永住を好まずして便船毎に去來してゐたからその數は時によつて定まらなかつた。一六〇六年(慶長十一年)春日本人の滯留者一千五百名を越えた時、西班牙人との間に不和を生じ、將に干戈を執て開戦に及ばんとしたが、カンドルマス僧院の仲裁によつて平和を結ぶことが出來た、當時馬尼刺に在つたアントニオ・ド・モルガはこの事を叙して曰く「當時西班牙人の滯在者は少數であつたから、開戦に及んだならば必ず日本人の勝利となりしなるべく、馬尼刺が遭遇せし最大の危機であつた」云々と。

(二)暹羅のアユチアに於ける日本人町の事蹟は、山田長政によつて人口に膾炙せられてゐる。河内の佛國東洋學院に當時のアユチアの平原圖が現存し、それに日本人町の所在が記入せられてゐる。長政が暹羅國王のために敵國を討つたとき、アユチアに在留せる日本人は六七百名ほどであつた。

(三)安南の廣南にも日本人町があつた。京都の茶屋四郎次郎の交趾國渡海通商圖に廣南の見取圖が記入せられてゐる。伊勢の大湊の角屋七郎兵衛は、當時この廣南の日本町に居住し、松本寺といふ一寺院を建立したが、今日は最早存在しない。されど廣南の港口フェ・フォには日本人の建造せし來遠橋が未だ残つてゐる。

(四)東埔塞に於ては、一六三七年(寬永十四年)頃、日本人の居住者が七八十戸に上り、皆支那船を用ゐて通商に従事した、彼等は國王を助けて謀叛を鎮壓した結果、國王の眷顧を受くること厚く、馬來人、支那人にも尊敬せられて居た。

(五)一六〇六年(慶長十一年)和蘭聯合東印度商會の派遣したコルネリス・マテリエフが、十一隻より成る艦隊を率ゐてマラツカの葡國植民地を攻撃したとき、在留せる日本人は葡國人を助けて防戦善く努め、遂にマテリエフ艦隊を



撃退した。

(六)一六一九年(元和五年)英國の東印度商會の派遣したるマルチン・プリング及びサー・トーマス・デールの艦隊が和蘭人の根據地を奪はんがため、ジャカトラ(今のバタヴィア)を砲撃したとき、同地に在留する日本人の一隊は和蘭人を助けて同地要塞を防禦した。

(七)一六一二年(慶長十七年)暹羅バタニの一貴族は王命によつて殺戮せられたが、該貴族に傭聘せられた二百八十名の日本兵士は、その舊主のために復讐を企て、王宮を襲ひて王を強迫し、盟約に調印せしめて引上げた。

(八)南洋のアムボン島は、セレベスとニュー・ギネアの中間に在るセラム島の南に在る叢嶺たる小島であるが、その香料は各國民の垂涎するところであつて、これが和蘭の勢力圏に歸し、知事以下の吏僚は和蘭聯合東印度商會より派遣され、土民の懐柔に腐心しつゝありし折柄、英國との競争激烈となり、次第に猜疑心を増し、神經過敏になつてゐた。偶々一六二三年(元和九年)同島に在留せる日本人が、和蘭城塞の兵力如何といふが如き不用意なる質問を發するに及び、忽ち是れ英人と共謀して、陰謀を企て居るものならんと疑はれ、和蘭官憲は直ちに該日本人を逮捕し、監禁拷問の末その口供を取り、在留三十餘名の日本人及び十數名の英人を悉く捕へてこれを虐殺した。これ有名なるアムボン島虐殺事件として、當時英國の輿論を動かしたのであるが、肝腎の日本へは少しもその事實傳はらず、從て何等の反響も起らなかつた。

## 第九章 徳川家康の外交

五三、徳川家康と西班牙貿易 葡國との貿易を長崎に奪はれた平戸は、往時の利益を忘れることが出来ず、如何にもして再び外國船を招致し、その繁榮を回復したいと願つてゐた。ところが天正十二年(一五八四年)六月、一隻の西班牙船が平戸に入港したので領主松浦鎮信は大にこれを喜び、多數の小舟を出して三海里の外にまで出迎へ、碇泊二ヶ月に亘つて手厚き待遇を與へたので、乗員一同の満足は非常なものであつた。同船は初め澳門に向つて航行中、針路を誤つて泉州の沿海に出で、葡船の澳門より長崎に向つて航行するに遭ひ、これに尾行して日本に來船したのである。鎮信は又同船に乗込んだアウグスチン派の僧侶トレイ・フランシスコ・マンリケを引見して西班牙宣教師の渡來を望み、且つ教會堂の建設を約し、且つこれに托して書を呂宋太守に贈り、年々平戸に來船せんことを請ふた。一五八七年(天正十五年)比律賓總督ドクトル・サンチアゴ・デ・ペラが西班牙國王に上つた書翰によれば、同年平戸より一隻の商船馬尼刺に來り、平戸領主の書翰を齎らし、西班牙國王が若しボルネオ、モルツカス、暹羅、支那等を征服せんとする意あらば、平戸領主及びその親友ドン・アウグスチン(小西行長)は、その部下の兵を出してこれを援くべしと告げたといひ、總督はこれに答へて西班牙國王は何れの方面に向つても征服の意無きを告げ、その厚意を謝して一行を款待し、返書を齎らしめたと言つてゐる。

前に述べしが如く、日本人は西班牙植民地馬尼刺に於て日本町を建設し、盛に本國との間の貿易に従事してゐたが、



西班牙人はこれに反し、直接日本に渡航して貿易に指を染めることを敢て爲さなかつた。これは日本貿易の有利なることを知らないではなかつたが、葡萄牙人が獨占的にその利益を収めてゐるに對抗して、競争することの容易でないことを認めたからである。又宗教の方面から見ても、日本布教の先鞭を付けたゼスイツトは、他派の競争を恐れて日本布教の獨占権を得んがために、羅馬法王に請ふて一五八五年(天正十三年)一の制令を出させてゐる。即ちグレゴリー十三世は布教の目的を以て日本に渡航し得るものはゼスイツト派の宣教師に限ることを令し、違反者は破門の嚴刑に處することを宣言してゐるのである。故に同じ天主教の中でも、フランシスカンやドミニカン派の人々は日本布教に着手することが出来ない。従てこの兩派の東洋に於ける根據地たる馬尼刺では、貿易商人同様日本に對して徒らに葡萄牙人の活動を傍觀するに止まつた。形勢かくの如きを看取したる日本人が、馬尼刺に通商すべく年々多數を加へ來つたことは當然である。

けれども西班牙と日本との關係は、浦戸事件の如きがあつて平穩無事ではなかつた。西班牙人は天主教の禁令と葡萄牙人の猜疑とを恐れて、直接日本に來つて通商貿易に従ふことが出来なかつた。然かしノバ・イスパニアのアカプルコと馬尼刺との間には、一五七二年以來毎年二隻の定期船が往來してゐるので、その中間たる日本の關東地方に於て安全なる錨地を求め、通商貿易を開始したいとは久しく抱懐したる希望であつた。徳川家康政權を執るに及び、西班牙船を浦賀に寄港せしめ、ノバ・イスパニアと交通を開かんと欲し、フランシスカンの宣教師を介して呂宋太守にその意を通じたのであるが、呂宋太守はこれに答へて我が國との修交を求め來り、こゝに於て馬尼刺との關係は全く一變するに至つた。のみならず羅馬法王クレメント七世は、一六〇〇年十二月制令を出して日本布教の特權をゼスイツ

トのみに與へたるを取消したから、各派の宣教師も亦日本布教に従事し得ることとなり、フランシスカン、ドミニカン及びパウグスチン等諸派の宣教師續々馬尼刺より渡航し來り、薩摩、京都及び江戸に教會堂を建設して布教に従事するに至つた。而して馬尼刺の商船は慶長九年(一六〇四年)呂宋新任太守の書簡を齎らして浦賀に來航の途次、針路を誤て豊後に入港したがその後航路に習熟して二三年の後には年々浦賀に來航してゐる。また馬尼刺の船は慶長十年薩摩に來航して貿易を開始した時、逆風起つてその船が破壊するや、島津義弘は爲めに一船を建造し、翌年正月馬尼刺に送り還さしめた。その年六月馬尼刺から新に一船が薩摩に來航したが、その入港地は疑もなく京泊であつたであらう。何故となればドミニカン派の僧侶は當時京泊に教會堂を建設し、布教に従事してゐたからである。京泊とは今日の網津であつて、川内川口の江灣である。慶長八年には東埔塞からも商船が京泊に來航した。ところが平戸の領主松浦鎮信は往年の希望を捨てず、西班牙船を自領に招致せんと試みたから、慶長十四年(一六〇九年)に於てその一船は平戸に入港し、船長ジョアン・バプスタ・ド・モリナは駿府に上り、呂宋太守の書を家康に呈したが、家康はこれに答へ、且つ

一、呂宋船のひすはんやへ渡海之時分逢逆風着何之湊共相違有間敷者也仍如件

慶長十四己酉十月六日

といふ朱印狀を授くところがあつた。

また仙臺の伊達政宗は自ら大船を造り、慶長十八年(一六一三年)西歐諸國と修交のためその臣支倉常長を羅馬に派遣した。一行は西班牙の僧ソテロに案内せられて九月十五日浦出帆、太平洋を横斷して墨西哥アカプルコに到着、



翌年八月十四日西班牙に入り、國王フィリップ三世に謁見、次で伊太利に航して羅馬法王ポール五世に謁した。一行が歸國したのは出帆後八年を閲したる元和六年（一六二〇年）八月二十六日であつたが、その時には家康すでに死し、幕府は禁教方針を嚴勵してゐたがため、手も足も出ず、政宗海外發展の雄圖も空しく水泡に歸したのである。

#### 五四、平戸蘭館の開始

慶長五年三月六日（一六〇〇年四月十九日）和蘭船リーフデ號が初めて我が豊後の沖合に到着した。これは一五九八年六月二十四日、和蘭ソイデル灣口のテキセルを出帆し、東印度に向つたヤツクス・マイホールの率ゆる船隊中の一隻であつて、噸數僅に百六十、乗組員百九十人に過ぎなかつた。このマイホール船隊は針路を南米に取り、マゼラン海峡に冬籠りした後、太平洋に出たのであるが、智利沖にて暴風雨に遭遇し爲めに船隊は四散するの悲運に會し、五隻の中二隻は後に引返し、一隻は西班牙船隊に捕へられ、残れるアドミラル及びリーフデの二隻のみが積載せる羅紗を賣捌かんがため日本に向ふこととなり、太平洋を西北の針路に進む中、再び大暴風に會して二隻互に相失ひ、リーフデ號のみ辛じて日本に到着し得たのである。この船に水先案内者として乗込んでゐた英人アダムスが、後年記するところによれば、百九十人の乗員中生存者僅に二十四人に過ぎず、然かも豊後到着の翌日更に三人を失ふといふ有様で、立て歩行することの出来た者は僅に四五人に過ぎなかつたと。

彼等リーフデ號の乗員に對し、初めて談話を交換した通譯者は、和蘭の國敵たる葡萄牙人及びこれに親善なる日本人の改宗者であつた。これ等の通譯者は彼等を誣ふるに海賊を以てし、有らゆる中傷を逞しうしたに拘らず、家康は直ちに急使を發して異國船一行を悉く堺浦に回航すべきことを命じた。而して一行の代表者としてアダムスを大阪城に於て引見し、その航海の事由を問ひ蘭國人と交通和親を結ぶの利益を知り、再びリーフデ號を江戸に廻航すべきを命じた。かくして該一行はリーフデ號を修繕して東印度に向ふ勇氣もなく、各自家康から扶助を受けて自由行動を取るに至り、アダムスと蘭人航海士ヤンヨーステンとは深く家康の信任を得て、その外交顧問となるに至つた。その後リーフデ號の船長ジャコブ・クワケルナツク、乗員メルヒヨル・ファン・サントフォルトは家康に請ふて東印度に渡航することを許され、下の如き朱印狀を下附された。

日本へ商船被渡候者、不可有疎略矣。國々所々雖何之津湊、如何様に商賣候共可被心安候。押買押賣違亂在之間敷、舟何程共渡海可然候。委曲從安仁方可申候也

慶長十一年丙午十月十日

#### 關古邊果伽羅那加

こゝに「關古邊果伽羅那加」とは、ジャコブ・クワケルナツクの當て字であるが、更に同じ文句の朱印狀を「半南土美解留宛」に交付された。これは太泥の和蘭商館長フェルチナンド・ミヒェルスゾーンであつて、かゝる朱印狀を交付したのは即ち和蘭東印度商會と直接通商を開かんとする意志があつたからである。

尙こゝに安仁とあるは按針であつて、ウイリアム・アダムスに外ならぬ。按針とは水先案内者の義であつて、アダムスは家康の寵を受け、三浦郡逸見村に於て二百五十石の知行を領してゐたから、邦人彼を三浦按針と呼んだ。最近まで東京日本橋區内にありし安針町とはこのアダムスの邸のあつた地であり、又東京驛前八重洲橋は前記ヤン・ヨーステンの住居した遺跡の名を留めてゐるのである。



さてクワケルナツク及びメルヒヨル・ファン・サントフォルトの兩人は太泥に渡航し、更に馬來半島の南端ジョホルの方に往つたのであるが、和蘭東印度商會のホルネリス・マテリエフ船隊の來るに會し、クワケルナツクは入つてその旗艦の運轉士長に任せられ、後ち葡國船隊と會戦の時戦死した。そは兎に角この朱印狀によつて和蘭東印度商會の日本貿易を開始せんとする希望はいよく強められて、太泥の和蘭商館からは一六〇八年(慶長十三年)二月書翰を家康に呈し、和蘭人に對して朱印狀を與へたるを感謝し、和蘭の船隊は葡國人との戦争により多大の損傷を受けたから、一先づ本國に歸航せしことを述べ、今後二年乃至二年半内には、日本に船を送ることが不可能である故、その間葡國人が如何なる詭計を回らしても彼等の欺妄に聽くならんことを請ひ、メルヒヨル・ファン・サントフォルトに托し、禮物として硝子製の鉢、皿、コップ、瓶等の器物及び黒羅紗若干を贈つたのである。

これより先き、平戸の領主松浦鎮信(法印)は、和蘭貿易を自領に招致せんと企て、慶長十年四月西洋國渡航の朱印狀を受け、銀十五貫目を投じて特に一船を建造し、クワケルナツク、サントフォルトの東印度に赴くに當つてこれに便乗せしめたのであるが、ホルネリス・マテリエフ船隊も支那の東海岸なるサンチョアン附近に於て慶長十二年(一六〇七年)七月平戸の船三隻に會し、その船長の訪問を受けて和蘭船は三ヶ年以内に平戸に赴くべきことを傳言せしめてゐる。而して一六〇七年十二月和蘭本國を出帆して東印度に來たピーテル・ウイルレムスゾーン・フェルクーフェン船隊から、ローデ・レーブ・メト・バイレン號フリフリン號の二隻が、澳門に寄港中葡船を拿捕せんとしてその目的を達せず、そのまま日本に向ひ、遂に一六〇九年七月一日(慶長十四年五月三十日)平戸に入港した。これはマテリエフの約をんだものであつて、クワケルナツク等を送還せし好意に酬ひ、その保護の下に貿易を開くを以て會社の利益

と認めたと依るのである。そこで法印は宿年の希望を達したのを喜び、當主隆信と共に大に和蘭人を歓迎し、長崎奉行と交渉の上、家臣をして蘭人を案内して駿府に赴かしめることとした。即ち七月二十七日兩船の商人長アブラハム・フォン・デン・ブルーク、ニコラス・ボイク外二人は、サントフォルトを通譯として平戸を出發し、駿府に於て家康に謁し、和蘭國王の書翰及び方物を献上して、家康の答書並に通商許可の朱印狀を得、九月十三日平戸に歸着した。家康の答書には「貴邦眞如路數人、遺置本邦、可被立館舍之地、着船之地、任貴國意、分與之」とあるが、眞如路とは葡語の君又は主人を意味し、當時商人の稱に用ゐたのであるが、この答書の意味によつて蘭人は、九月二十日バイレン號に會議を開き、平戸に和蘭商館を開設することとなり、ジャックス・スベックスを商館長とし、以下補助員、使丁等を定め、直ちに耐火土藏附の家屋を借入れてこれを商館とし、太泥より積來つた生絲、鉛、胡椒を陸揚して土藏に納め、十月三日欣然として出帆歸航の途に就いた。

かくて平戸の和蘭商館は開始せられたが、翌々慶長十六年五月には太泥より一船入港し、胡椒、羅紗、鉛、象牙、絹織物、鋼鐵等を輸入し、その翌十七年八月には二隻の蘭船本國アムステルダムから特派されて入港し、丁子、肉蔻、荳、胡椒、生絲、織物等を船載した。而して本國より來れるヘンドリック・ブローウアーはスベックスと共に駿府に至りて家康に謁し、和蘭國王等の書翰及び方物を献じたが、この書翰は曩きにクワケルナツク等の受けたる厚遇を謝し日蘭兩國貿易の開始を喜ぶ旨を述べ、又葡西兩國人は先づ宣教師を入國せしめ、機會を窺ひて國を奪はんとする禍心ある者であることを告げたものである。家康厚く一行を遇し、十月二十九日これに對する答書及び朱印狀を與へたのであるが、これより先き平戸の和蘭商館は、幕府の許可を得て商館及び倉庫の新築に着手し、法印より讓受けたる商



館附近の家屋二十二戸を取拂ひ、その跡に建築をした。倉庫は長十九メートル幅十三メートルであつたといふ。一行の平戸に着した時はこの建築略々竣工し、僅に塀の工事を残すに過ぎなかつたが、これを以て東洋各地に於ける東印度商會所屬の商館中、第一位に在るものと評せられた。彼等は營業を擴張せんがため、堺、京都、大阪の間に一人、江戸、駿府の間に一人の出張員を駐在せしめたが、この出張員は各地の商人と直接取引をなし、又幕府及び諸侯より少からざる買上を受け、大に好成績を挙げたのである。

**五五、英國東印度商會の通商**

英國東印度商會の日本通商も、亦端をウイリヤム・アダムスに發してゐる。即ち商會では彼が日本に在るを開き、一六一一年(慶長十六年)一月、英國を出帆したる商船グローブ號に書翰を授け、これをアダムスに送致せしめたのである。ところがアダムスは同年太泥より平戸に入港した蘭船ブラック號の乗員より英國東印度商會が、爪哇バンタムに支店を設置したるを聞き、望郷の情に禁へず、一六一一年十月二十二日附を以て二通の書翰を裁し、蘭人ピーテル・ジョンズゾーンに托して一通はバンタムに於ける「未知の友人同胞」に宛て、一通は本國に残し置いた愛妻に宛て、彼の經歷と日本の國情とを通知したのである。而して一六一二年グローブ號はバンタムを経て太泥に航し、同地に於てピーテル・ジョンズゾーンが日本より來れるに會し、雙方の書翰を交換した。

グローブ號に次で、一六一一年四月、英國を出帆したクローヴ、トーマス、ヘクターの三船は、ジョン・セーリス統率の下に東印度に向つた。三船は一六一二年十月バンタムに着したが、恰かもアダムスの書翰がグローブ號に依つて同地に齎せられてあつたから、セーリスは大に喜び、クローヴ號に搭じて一六一三年一月バンタムを發し、モル

ツカス諸島を経て六月十一日平戸に入港した。そこでアダムスの紹介を得て駿府に到り、家康に謁して英國王ゼームス一世の書翰を呈したが、大に歡待を受け、國王に對する返書及び通商居留を許可せられた七ヶ條の覺書を交付せられたのである。右七ヶ條といふのは、

- 一、いぎりすより日本へ今度初而渡海之船萬商賣之儀無相違可仕候、渡船仕付而は諸役可令免許事。
  - 一、船中之荷物之儀は用次第目錄に而可召寄事。
  - 一、日本之内何之湊へ成共着岸不可有相違若難風逢帆楫絶何之浦々へ寄候共異議有之間敷事。
  - 一、於江戸望之所に屋敷可遣之間、家を立致居住商賣可仕候。歸國之儀は何時に而もいぎりす人可任心中付立置候家はいぎりす人可爲儘事。
  - 一、日本之内に而いぎりす人病死など仕候者其者之荷物無相違可遣之事。
  - 一、荷物おしかい狼籍仕間敷事。
  - 一、いぎりす人之内徒者於有之者依罪輕重いぎりす人の大將次第可申付事。
- 右如件

慶長十八年八月二十八日

この中第四條は居住の自由及び治外法權を約する條項であつて、和蘭人に對しても未だ明かに契約せられざりしものである。

セーリスのかゝる成功は、アダムスの斡旋與つて力があつたこと勿論であるが、平戸侯松浦鎮信はゼームス王の書



翰を得て大に喜び、英人歓迎に全力を挙げ、セーリス等の駿府往復には二十五挺の櫓を備へ、四十人の舟子に乗組める船を供し、大阪まで送迎するところあつた。そこでセーリスは平戸に歸つてから、同年十一月二十六日、グローブ號内に會議を開き、平戸に英國商館を設置することとし、リチャード・コックスを商館長とし、七名の英人と日本人の通譯三名使丁二名を附けて事務を處理せしむることとし、同年十二月五日平戸を出帆してバンナムに去つたのである。この時平戸の商館に残されたる資本は僅に英貨七千磅位のものであつたが、リチャード・コックスは覺書の特許に基いて江戸と大阪とに支店を開き、また朝鮮との貿易を營まんがため對馬に支店を設けた。尙これ等支店の下には代理店を設けて日本商人に代理事務を委任し、即ち江戸支店の下には駿府及び浦賀に、大阪支店の下には京都及び堺に、平戸支店の下には長崎に各代理店を設けた。かゝる組織は和蘭人が信用貸を以て日本商人に卸賣をしてゐるに倣はず、商館自ら支店又は代理店の手により、直接日本内地の消費者に販賣を試みんとする計畫より出でたものであつて、この計畫が成功すれば仲賣人の手に收めらるべき利益を、商館自ら收得することが出来、日本商人に對し一打撃を與へることが出来る譯であつた。然るにこゝに豫期の如き營業成績を擧げることが出来ないのみならず、從來の商館を維持するに困難なる二大原因が起つて來た。即ち一は徳川氏の對外政策の變化であり、他はこれに伴ふ特權剝奪と共に生じ來つた蘭國との競争である。

## 第十章 鎖 國

五六、對外政策の一大轉化 家康が政權を執つてゐた當初の對外政策は極めて自由寛厚なものであつた。彼は開國進取を以て國是とし、廣く海外諸邦と交つてその國の文化を採取し、通商貿易を盛にして國富を増進せんと期待したのである。されば外人に對しては「華夷一體遠邇様」を以て本旨とし、居住及び旅行の自由を許し、その商船は國內何れの港に入るも差支なきこととし、大膽に開放主義を實行したのである。けれども當時我が國に渡來せる外人は、故國に在つて新教徒の壓迫を受け、熱烈なる信仰心を鼓舞せられた天主教徒でなくば、多年放浪の生活を送つて冒險的奇利を收めんとする山師的商人を以て充たされてゐた。さればその行爲動もすれば奇矯に流るゝか或は心性の墮落腐敗せるもの多く、我が國近世初期の政治家をして、國家の治安を保持し、社會の秩序を維持せんがため、從來の開放的方针を緊縮して、漸次制限拘束の手段に出づるの已むなきに至らしめた。

さり乍ら宗教及び信仰の問題と通商貿易の問題とを混同して外人に臨むが如きは、我が爲政家の爲さざるところであつて、曩きに豊臣秀吉が伴天連を追放したときにも、「黒船の儀商賣の事に候間格別の事」と令して、外國商船の來航を自由にし、その通商貿易に對しては毫も制限拘束を加ふることは無かつた。この禁教勸商の政策は家康の夙に繼承したところであつて、天主教の宣教は絶対にこれを拒絶するも、海外交通及び貿易の發展進歩に對しては極力これを熱望し、宗教の事より累を國交上に及ぼし、延て通商貿易の上に障害を來たしてはならぬと恐れたのである。もとよ

## 汚損資料



り信教の事は人心の自由に屬し、國家の法令を以てその強制を圖つても容易に功を奏せないから、徳川氏の禁令の如きも全國劃一には行はれず、信徒は所在に潜匿して熱烈なる信仰を抱き、勇敢なる外國宣教師は身を商人に扮して秘密に布教を行ひ、その活動頗る侮り難きものがあつた。殊に徳川氏に對して憎悪怨恨を懷き、奮勃たる不平禁じ難き徒は、元和元年大阪役に於て城中に兵糧彈藥を送つてこれを援助したのみならず、その盛なる者の中には信徒を率ゐて城中に入り、徳川氏の軍に對して抗争した者もあつたほどである。されば徳川氏が大坂役後、特に天主教に對する警戒を一層嚴重にしたのは無理からぬことであるが、元和二年（一六一六年）四月十七日家康歿し、人心の動搖甚しきに當つて、その取締はいよいよ苛辣となつた。然かし外國人宣教師が商人に扮して潜かに布教するを防がんがためには勢ひ外人の内地居住を禁止せなければならぬ。そこで曩きに天主教に關係なき外人に對して極めて寛大なる開放主義を取り、種々の特權を與へたところの幕府も、自家の存立上已むを得ず、漸次彼等に對して拘束の手段を取り、禍害を未然に防がんとしたのである。元和二年八月八日、幕府は老中連署を以て諸侯に下知狀を下して曰く

急度申入候、仍伴天連門徒之儀堅御停止之旨先年相國様被仰出候上者、愈被得其意下々百姓以下至迄彼宗門無之様に可被入念候。將又黒船いぎりす船之儀右の宗躰に候間御領分着岸候共長崎平戸へ被遣之御領内にて商賣不仕候様尤候、此旨依上意如此候。恐々

追而唐船之儀者何方へ着候共船主次第賣買可仕旨被仰出候

文中「いぎりす船の儀右の宗躰」云々とあるのは、英國王ゼームス一世がスコットランドの女王メリーの子であつて、メリーは熱心なる舊教信者であり、西班牙王ヒリッポ二世と婚姻した緣故を指すのである。同月二十日英國商館

長リチャード・コックスに與へたる朱印狀に曰く

一、自伊祇利須至日本國渡海商船平戸可賣買、他所不許之、縱令雖遭風被之難至本邦之地、不可有異儀併諸役免除之事。

一、船中資財隨所思以目錄可召寄事。

一、不可有押買狼籍事。

一、彼國人若有病死之輩者其荷物不可有相違事。

一、船中商客於有罪科者任其國法可隨船主心事。

右可相守此旨者也

コックスは最初舊朱印狀と同内容であると信じてゐたが、浦賀滞在中京都駐在の館員より、京阪地方にて直接取引を禁ずる命令出でし旨急報に接し、遽かに該文を翻譯させて見て、始めて貿易を平戸に制限せられたことを知り、喫驚江戸に引返へして百方既得權の回復を請ふたが聽かれず、結局泣寢入に終つた。これ實に徳川幕府對外政策の一大轉化といふべく、後年鎖國令を出せし豫備時代に入つたものである。

五七、平戸に於ける英蘭關係 然るに一方平戸の英國商館は、各地に支店出張所を設けて日本人との直接取引を開始したが、その營業成績は頗る振はなかつた。その主なる理由は、英國及び印度の商品が日本人の嗜好に適せずして大部分賣捌を付けることが出来なかつたからである。即ち象牙及び印度綿布の如きは殆ど需要がなく、織物の如き



はその色彩によつて賣行を異にし、紅色の混じたものは捨賣しても買手が付かなかつた。商館長コックスはこれ等殘品を捌かんとて一六一四年ビークック、カワードン二人をして日本船を襲して交趾支那に到り、價格約七百四十磅の商品を齎らし行かした。不幸にしてこの二人は交趾にて殺害せられ、商品も亦全部掠奪された。そこで更にウイリアム・アダムスの名を以て、暹羅の朱印狀を得、日本船を襲して約一千五百磅の商品を積載し、ウイタム及びセイヤース指揮の下に出帆せしめたが、この船は那覇港に入つて修繕に従ふこと一ヶ月の後、安南附近に行つたけれども、日本人の水夫等命に従はず、已むなく引返して翌年五月五島に歸着した。かくの如く二回の遠征は失敗に終つたが、その年七月バンナムより英船一隻平戸に入港し、銃砲、鋼銃、鉛、胡椒等を輸入するに及び、館員辛じて愁眉を開くことが出来た。翌年更にバンナムより他の二船が入港して生絲及び絹織物を輸入し、前年アダムスを船長として再度暹羅に派遣した船も歸着して、蘇枋木及び鹿皮を齎らしたから、商館の活氣も大に増すやうになつた。然るに次にコックスが江戸に上府して秀忠襲職の賀詞を述べたとき、その請願に應じて與へられたる朱印狀は商館の貿易が平戸一ヶ所に限定せられたため、已むなく江戸大阪の支店を初め、各地の代理店を閉鎖せねばならなかつた。

英商館開設の當初から、この競争上の敵となつたのは和蘭商館であつた。蘭館では夙に從來の商品殊に羅紗の賣價を引下げたので、英館も亦その賣價を原價の四倍より二倍に引下げた。それでも猶販路の困難を感じたのである。大阪役起るに及び、銃砲、彈藥の需要遽かに増加し、英蘭兩館相競ふて巨利を收めたが、普通商品の賣行は減殺さるゝばかりであつた。かゝる英蘭の競争は平戸に於てのみならず、南洋に於ても一層烈しく、一六一七年十一月（元和三年十月）兩國人はバンナムの市街に於て相戦ひ、翌一六一八年の夏には英船三隻ボルネオより爪哇に向つて航行中、

和蘭船隊に拿捕せられ、その拿捕せられた英船アツテンダンス號は蘭國旗を掲げて平戸に入港した。かゝる蘭人の示威運動は太く在留英人を憤らしめ、コックスは上府して幕府に蘭人の無法を訴へたけれども、日本領海外の出來事は、日本の關知するところでないといふ理由で却下された。然るに翌一六一九年には捕獲英船スワン號も亦平戸に入港したが、船中の捕虜英人三名逃れて英商館に匿るゝに及び、蘭人は武力を以てこれを奪還せんとし、水兵六百人を以て商館を圍み、一日三回の襲撃を以て館内に闖入したので、平戸の領主は兩國商館長に命じて戰鬥を中止せしめ、英商館に武士を派遣してこれを保護することゝした。

かくの如き英蘭二商館の争鬪は、兩國共に不利であるからとて、一六一九年六月十二日兩國政府は倫敦に於て條約を締結し、兩國の東印度會社は共同してモルツカス諸島の貿易を營み、その香料の三分の二は和蘭、三分の一は英國側の所得とし、兩會社より各十隻の戰艦を出して防禦艦隊を組織し、西葡兩國の艦隊に對抗することゝなつた。その結果兩國防禦艦隊の一半は、平戸を根據地として適時出動し、西葡兩國人等を攻撃して、その捕獲物は平戸に於て兩國商館の手に分配し、尙日本に向つて航海する日支兩國の船舶には害を加へないが、支那商船の馬尼刺に至るものはこれを拿捕し、從來の馬尼刺に於ける支那貿易を爪哇に轉ぜしむる方策を取つたのである。

それ故元和六年（一六二〇年）七月、英蘭聯合艦隊八隻平戸に入港せし時など、その乗員約千人交代に上陸し、滞在數ヶ月に及び、兩國商館は食料軍需品の供給艦隊の修理等に多忙を極めたのである。然るに元和八年三月、蘭人は支那貿易開始の爲め單獨に十五隻の艦隊を以て澳門を攻撃し、その成功せざるや轉じて澎湖島を占領したがため、英國との共同作戰をなすことが不可能となり、遂に兩國聯合艦隊をバタビアに於て解散することゝなつたが、英國東印度



商館はこの時代の報告を平戸に傳へて、平戸に在つた英艦五隻にバタビアへ引揚を命じ、又コックス等にも歸國の命令を發した。コックス等尙歸國を躊躇してゐたが、翌一六二三年四月、會社は平戸商館を閉鎖するに決し、キャプテン・ジョセフ・レオクラムを特使としてブル號に乘込ませ、平戸に遣はすに及び、コックス等も意を決して商館を閉鎖することゝし、取引上の貸金回收方を和蘭商館長に委託し、幕府及び平戸侯に厚き贈物をなし、元和九年十一月十三日ブル號に搭じて一同バタビアに引揚げ去つたのである。

五八、遂に全く鎖國となる

英蘭防禦條約成立以前、元和三年（一六一七年）和蘭艦隊は、支那海に於て一隻の商船を拿捕し、これを平戸に曳き來つたが、これは當時堺に住せし葡萄牙人ドミンゴ・ジョールヂエの所有船で呂宋より長崎に向ふ途中のものであつた。船中には伴天連二名及び密書數通を隠匿してゐたが、平戸の通詞森助右衛門のため、右密書は日本に潜める伴天連に遣はすものであつて、「日本に於て切支丹宗門に傾く者過半有之ば即刻注進すべし、軍艦數多可被越」と書いてあつたことが判明した。その後防禦條約成立し、元和六年七月、八隻の聯合艦隊平戸に入港せし時、英艦エリザベタ號は澳門を發して日本に向へる一隻の葡船を捕獲し來つたが、同船には假裝せる二名の宣教師が乗込んで居ることを發見した。長崎の商人等よりこの拿捕より受くる損害を幕府に訴へ出づるや、英蘭兩商館は覺書を幕府に呈し、日本より呂宋及び澳門に渡海を許してゐる間は、如何に嚴重に禁止して見ても、宣教師は商人の假面を被つて來るからとて、正に我が國が呂宋及び澳門に對して交通を絶てよと勸告したのである。

この情報に接した馬尼刺政廳では大司教と謀つて宣教師の日本渡航を嚴禁し、日本の嫌疑を解いて貿易關係を維持せんと一六二三年（元和九年）特使ドン・フェルナンド・アヤラを遣はして薩摩山川港に上陸せしめた。一行は島津氏の保護によつて滯留すること半歳、翌年（寛永元年）長崎を経て上京の途に就いたが、幕府は當時京都に在つた長崎奉行長谷川權六に命じて一行を室の津に迎へしめ、

則往年彼國所懇求者、商船往來、兩國之珍産、相互市場賣買之一件耳、然以邪法、頻欲誑風俗、所制止已畢、強及其企者、非彼國之僞謀乎、不收聘禮也

とて斷乎として修交を斥けた。

英人は既に平戸の商館を撤退し、西班牙人はかく着岸を拒絶せられた。されば寛永の初に當り、歐洲人にして日本に居住する者は長崎の葡人、平戸の蘭人があつたのみである。然かも禁令されたる天主教徒は猶跡を絶えず、肥前高來の城主松倉重政、幕府の意を體して頻りに教徒を物色し、これを處刑すること年に數十人に及んだが、寛永九年（一六三〇年）上書して伴天連の根據地呂宋を征伐せんと請ふに至つた。幕府は固より事端を醸さんことを恐れてその建白を容れなかつたが、寛永九年前將軍秀忠歿し、國內の動搖を憂ひてゐた時であつたから、斷然内外の交通を制限して、教徒の來往を禁ぜんとし、寛永十年（一六三三年）二月二十八日の令を發した。

一、異國へ奉書船之外舟遣し候儀堅停止之事。

一、奉書船之外に日本人異國へ遣し申間敷候、若忍び候て參るもの有之に就ては其者は死罪、其船並に船主共に留置言上可仕事。

一、異國へ渡り住宅有之日本人來り候はゞ死罪可申付候、但是非に不及次第有之而異國に逗留五年より内は罷歸り



候者は遂穿鑿日本にとまり可申に付ては御免、併異國江又可立歸においては死罪に可申付事。

こゝに奉書船といふのは、前々寛永八年六月二十日、自今外國に航する商船は、朱印の外更に老中の奉書を長崎奉行に差し添へて下すことゝなつたのを指すのである。

幕府に禁教勸商の政策を維持せんとしたが、かゝる禁令の下に貿易の發育して行く術もなかつた。のみならず幕府はこの令の功果の充分でないことを立證するや、先づ葡人の長崎市中に雜居するを禁ぜんとし、寛永十一年内意を長崎奉行神原職直に傳へ、市中の富商二十五人の出頭を許可し、これをして江戸町向手の海岸を埋立て、一島を築かしめ、葡人専用の住宅土藏數十棟を建造してその賃借料を徴收するを許し、工成るに及んで總ての葡人をこゝに移り住まはせた。島を出島と呼び、又扇形をなすにより扇嶼とも稱した。面積三千九百六十九坪餘、周圍二百八十六間餘、家屋四十四軒、土藏三十軒、本陸との間に一條の橋梁を架し、橋側に番所を置いて出入を監視した。宛から囚虜の如きものである。而して寛永十三年(一六三六年)五月十九日に至り

一、異國へ日本の船遣候儀堅く停止之事。

と令して奉書船の發遣をも禁止し、更に

一、南蠻人子孫不殘置様堅く可申付事、若令違背殘し置族有之に於ては其者は死罪一類の者依料之輕重可申付事。

一、南蠻人長崎に持候子並に右の子共並に養子に仕族之父母等惡難爲死罪身命を助け南蠻人へ被遣候間、自然彼者共の内日本へ來歟又は書道有之に於ては本人は勿論死罪親類以下迄隨料之輕重可申付事。

との令を下した。すでにして十四年十一月島原の亂起り、教徒の勢猖獗にして城容易に授けず、松平信綱、戸田氏

鎮等精兵を率ゐて到るに及び、翌十五年二月漸くこれを陥ることが出來た。されば幕府はますます警戒を嚴にし、十六年七月五日

自今以後カレウタ渡海之儀被停止之訖、此上於差渡令破却其船並乘者速可被處斬罪之旨被仰出者也

と令して沿船の着岸を禁止し、出島の葡人も追放し、支那人及び葡人に對しては

伴天連並宗旨之者不可乘來若教違背候者其船中悉可爲曲事

と嚴達した。カレウタとは荷物船を意味し、實は葡萄牙人の船を指すのである。澳門に於ては深くこの事變を悲しみ、貿易關係の回復を哀願せんとて、寛永十七年(一六四〇年)五月更に一船を齎して日本に向はしめたが、船長崎に入るや船員悉く禁錮せられ、その内六十餘人は間もなく死刑に處せられ、僅に十三人が死を免れて放逐せられた。當時幕府が彼等に與へた諭文に曰く、

阿媽港(澳門)之蠻平素尊天主之教、欲弘其邪法于本朝、比年所來之船中、或雇唐船以載耶蘇之徒號伴天連者至于此

蓋是以此教而唆我里民、窺有覬覦本朝之志

又曰く

阿媽港猶寄事干賣買、匿伴天連干所雇唐船底、久來而微服潛行干群國、以此邪術誣惑庸、且蠻船密養其衆云々と。

### 五九、許されたる唯一の和蘭貿易

以上の如く幕府は葡萄牙人の通商を禁止したが、同時に和蘭商館以外の蘭人



英人及びその妻子遺族に對しても追放の令を下し、蘭船によつて爪哇に送らしめた。寛永十六年末には長崎在住者十一名を平戸に送り、平戸より更に爪哇に出發せしめたが、翌十七年にも四十餘人を追放してゐる。幕府の方針すでに外人個人の貿易を許さず、たゞ和蘭東印度商會にのみ特許されてゐたから、會社は營業の前途頗る有望なるを感じ、寛永十四年及び十六年の兩度に巨額の費用を投じて倉庫を建築したが、十七年九月二十五日幕府より派遣されたる井上筑後守のため、倉庫の破風に會社の徽章を畫き、その左右に西曆年號を刻せるを發見され、天主教の禁を顧みずして基督出生の年號を用ゆるは不都合であると詰問を受け、遂にこれ等新築倉庫を全部破壊すべきを嚴命された。然るに幕府追求の手は尙も已まず、翌十八年四月、幕府は平戸の和蘭商館を、元と蘭人の居つた長崎出島に移すべきことを命じたから、館員等は六月十七日を以て全部平戸を去つて長崎に移轉するに至つた。かくて最後まで貿易を許されたる唯一の和蘭人も、出島に於て嚴重監視の下に立ち、頗る拘束を受けるに至つた。

然かも和蘭人は堅く日本國法を遵守すべきを誓ひ、その後年々商船を日本に派遣して貿易を行ふたが、その船舶噸數には當初何等の制限が無かつたから、年四隻の入港に過ぎぬこともあり、或は十二隻も來航したこともある。入港の多い年には我が金銀價を暴騰せしめ、國內の財政上に影響するところが多かつた。そこで寛文中、蘭人の輸出金額を一年五萬兩と規定したが、元祿八年(一六九五年)を以て再び蘭方商賣銀を三千貫目と限り、同十三年(一七〇〇年)蘭人に諭し、明年以後入津四五隻を超過してはならぬと告げた。然かも日本銀價の暴騰尙も底止しなかつたので、正徳五年(一七一五年)幕府は新井白石の建議に基いて和蘭人商賣方定例を改め

一、凡一年に渡來るべき船數は二艘に限るべき事。

一、凡一年の商賣は銀高三千貫目に過ぐべからざる事。

附金銀兩替の法は只今までの例に准すべき事。

一、商賣銀高二千貫目の内、銅百五十萬斤を取り、銀百二十貫目餘は諸色買物代金とし、百貫目餘を出島殘金とし相殘る所の金は持歸るべき事。

一、商賣の法は商人の入札を用ふべからざる事。

正徳新例以來幾多の變改があつたが、要するに對歐貿易中、和蘭貿易のみが幕末維新の際まで、長崎に於て繼續されて來たのである。安政六年(一八五九年)六月二日、神奈川、函館と共に開港したが、葡人の出島移轉以來實に二百十九年の年所を経てゐる。

幕府時代、和蘭商船の長崎に入港するや、硫黃島の遠見番所より號砲を發して警戒を報ずる。入港の商船が蘭國旗を掲げると、遠見所でも亦これを掲げて通過を許すのである。かくて船は高鉾の裏手に投錨して奉行所より檢使の來るを待つ。奉行所ではかねて爪哇政廳より勘合のため差出したる秘密旗を掲帶して檢按を行ふ。これを旗合せと稱してゐた。旗合せによつて日本通商の和蘭船たることを證して後、船員に諭告するに切支丹禁制の旨を以てし、その切支丹でないことを證するために繪踏を行はしめ、それより禁制品の有無を檢査し、積荷目録を收め、且つ船員の重立つた者一人を人質として檢査船に乗移らしめ、これを拘置する。次に船中の武器を收め、これを長崎の武庫に保藏し然る後に曳船を以て長崎港内に入らしめるのである。かくて貨物を陸揚し、貿易を行ひ、出帆定期たる九月二十日に至れば、輸出品の積込を了らないでも、將たまた天候の如何を顧みず長崎を出帆して高鉾島に順風を俟たねばならぬ。



こゝにて武器を返され、用意を整へて出帆するのである。このやうな束縛を受けても猶和蘭船が來航したのは、如何に貿易の巨利を收め得たかを知ることが出来る。

### 第三篇 鎖國時代の對外關係

#### 第十一章 朝鮮との關係

六〇、宗氏と朝鮮 朝鮮の李朝は一三九二年(元中九年)から始まつてゐる。この年李成桂立つて高麗王璠を廢し國號を朝鮮と呼んだ。我が國南北朝の和議が成立した年である。成桂即位のとき子孫を戒めて「西に對して禮を失ふことなく、東に對して信を失ふことならぬ」と。彼は前例に従つて明に臣事すると同時に、一三九八年(慶永五年)使者朴敦を我が國に派遣して、海寇を禁止好を修めんと懇請した。

これより先き高麗朝時代から對馬の宗氏とは修好關係が成立つてゐた。李明世宗の一四一九年(慶永二十六年)餘りに甚しき我が邊民の掠略に酬むんとて、韃靼の援兵を得て對馬に來寇したが、船艦却て顛覆し、何の勝利も博するに至らなかつた。そこで寧ろ宗氏と相和し、その盡力によつて倭寇の害を除くに如くはないと。一四四三年(嘉吉三年)國王世宗は使節を宗貞盛に送つて、對馬通商條約を締結した。該條約は癸亥條約と呼ばれるが、爾來西海諸國の使船及び商船にして朝鮮に赴くものには、悉く宗氏の文引を受けしむることとし、朝鮮は宗氏の爲めに齊浦、釜山浦、鹽浦



の三港を開いた。

その後も朝鮮に對する海寇のあとを絶たず、一五〇七年(永正七年)釜山の僉使が居留の對馬人を捕へて鞭つたことが原因となり、居留の邦人蜂起して所謂庚午の變となつた。こゝに於て一時朝鮮と對馬との交通斷絶したが、その後再び國交回復し、壬申條約なるものが締結された。但、この條約によつて從來宗氏の有せし貿易上の特權は大に縮小せられたのである。然るに一五六五年(永祿八年)に至り、日韓貿易大に隆盛となり、公然朝鮮に往來する者、宗氏の外に二十二氏を算し、外に商船八隻の密貿易も行はれた。秀吉の文祿役起るに及びこの關係は全然中絶の姿となつた。

#### 六一、大君署名問題

徳川家康は文祿慶長戦役の後を承け、中絶したる日鮮關係を回復せんと欲し、慶長四年(一五九九年)宗義智をして使を朝鮮に派することとした。然るに初め宗氏より派遣した使者は、一再ならず朝鮮で殺害されたりして、兩國の關係容易でなかつたが、同七年に至り、朝鮮の使節對馬に來つて修交を請ひ、十年正月、僧松雲、録事孫文或の二使は義智と共に入京し、伏見に於て家康に謁した。

慶長十二年(一六〇七年)三月、朝鮮正使吳祐吉等一行入京し、四月江戸城に於て將軍秀忠に謁し、又駿府に到つて家康に謁し、國書を呈した。翌年十一月幕府からも僧玄蘇、柳川景直を使節として釜山に赴かしめ、その翌慶長十四年を以て倭館を釜山に置き、貿易交渉の事務を掌ることを約せしめ、また毎年の使船十七隻、特送船三隻と定めた。所謂己酉條約とは是れである。

幕府と朝鮮との文書は極めて慎重に取扱はれた。幕府は室町幕府の例に準じ、禪僧二人をして一切の文書を載せ

しむることとし、京都五山の碩學二人を選んで三年毎に對馬以勸菴に住職たらしめ、別に一寺を倭館の傍に建て、兩長老をして交代にこゝに至らしめた。また幕府は宗氏に十萬石を賜ひ、世々從四位に叙し、侍從に任じ、朝鮮貿易の特權を占むることを認めたのである。

かくも重視された日鮮間の國交に於て、最も問題となつたものは、日本の代表者であつた將軍の名義に關してである。支那では隋唐時代に京都の天子を天皇と稱し、宋明時代に幕府の將軍を國王と呼んでゐたから、足利時代には常に日本國王と稱せられた。第四章中「明化せる足利義滿」の項に記せし如く應永九年(一四〇二年)足利義滿が明國の使節を迎へたときには「日本准后某書を大明皇帝陛下に上る」とまでは書いたが、猶日本國王とは自稱せなかつた。然るに當時明王からの答書には「茲に爾日本國王源道義心王室に存す……大統曆を班示し正朔を奉ぜしむ」とあつて、義滿はこれを受け、自ら日本國王と稱し、明の正朔を奉じ、殆ど臣民たるの禮を執つたのである。

豊臣秀吉が朝鮮征討の軍を起してから、明も朝鮮も日本の侮るべからざるを知つたが、然かも猶且つ足利氏の例を以てせんとし、秀吉の怒に觸れたのである。家康が朝鮮と修交するに及び、我が國には單に「日本國源家康」と署名したのであるが交渉の任に當つた柳川調信が、先例に違ふては朝鮮側で肯んじないものと思惟し、擅に日本國王の四字を加へて與へ、元和三年及び寛永三年來使の時にも、常に國書を改竄した。幕府の當局者中にもこれを知らない譯では無かつたが、詮議立て、却て物議を醸してはと恐れ、黙認してゐたのである。然かしその後寛永年間柳川家とその主宗家との間に紛擾を生じたとき、國書改竄の事實暴露し、柳川家はその領土を沒收された。爾來朝鮮に贈る國書には、「日本國大君某」と改め、寛永十三年(一六三六年)朝鮮使節への返翰から、これを實行することにし、天和二年(一



六八二年)に至る四回の國書には皆日本大君の名を署したが、六代將軍家宣の時、新井白石の議を容れ、韓國使節來聘の制を定め、同時に大君の署名を廢して國王の署名を用ゐることとした。白石は「公家の御事には係るに天を以てして日本天皇と稱し、武家の御事には日本國王と稱す」べきであるとしたのである。八代將軍吉宗の時代となり、白石の説に反對する者多く、享保四年(一七一九年)以來復たもとの制を用ひ、大君の署名を以て維新の時にまで及んだ。

## 第十二章 支那との關係

六二、明朝遺臣の請援　大明は太祖朱元璋が一三六八年(正平二十三年)明朝を創建してから二百八十年の歳月を経たが、多年倭寇のために惱まされ、續いて朝鮮を援けて利あらず、國內亦統一を失して、我が徳川初期の時代、すでに衰滅に瀕しつゝあつた。このとき北方の滿洲より蹶起して次第に蠶食の手を擴ろけて來たのは滿洲族たる愛親覺羅氏であつた。その勢次第に盛大となり、遂に一六四四年(正保元年)北京を陥れて國號を清と稱するに及び、明朝の國內麻の如く亂れ一人天下を收拾する者も無く、そのまゝ滅び去つたのである。

けれどもさすがに明朝には、これを回復せんと企てた遺臣が潜み、波瀾重疊の衰亡史の中に、光彩ある頁を貽してゐる。今、日本に關係ある明朝遺臣として鄭成功の父鄭芝龍を擧げることが出来る。

鄭芝龍は明の泉州安南縣の人、十八歳の時亡命して日本に來り、平戸に滞留する中、日本人田川氏を娶つて一子を擧げた。これが所謂國姓爺の鄭成功である。その後海上を往來して海賊の首領となり盛に明兵を惱ました。一旦明朝に降つて福建鎮撫の任に當つた。一六四五年(正保二年)芝龍は唐王を立て、帝とし、明朝再興を圖つたが、遺憾ながら兵力が足らなかつた。そこで同年十二月、使を幕府に派して、兵三千の援助を受けんことを懇請したのである。

これに對して幕府はいろ／＼評議を凝らしたが、結局巧妙な辭令を設けてこれを拒絶した。正保三年正月十二日幕府より長崎奉行山崎權八郎に與へたる指令中に曰く



日本と大明と勘合百年に及んで無之によりて、日本人唐へ出入無之候。唐船年來長崎へ商賣に參候へ共、密々にて渡候由に候。

云々と。幕府が明貿易を公認してゐたことは明かな事實で、今更密々どころではないのである。然るに日明間の貿易は公許されてゐぬことを拒絶の口實に供したのである。

然るに同年五月、清兵錢塘を渡り明兵の勢全く蹙まつたので、六月になつて唐王は黃微明を正使とし、鄭芝龍の書を齎らして、日本に派し復た援兵を請はしめた。けれども使船途中に暴風に會し、微明また海上清人のため抑留せられて來朝する能はず、僅に隨行者が長崎に上陸して書簡を幕府に上るに過ぎなかつたが、この書簡には、曩きに兵三千の借用を請ふたがそれでは不足であるからもつと澤山借して貰ひたい。又清朝は韃靼より起つたが韃靼はかつて日本に來襲した元の地であるから日本の敵である。それ故どうか友邦の明朝を援けて欲しいといふ意味が書いてあつた。

鄭芝龍再度の請援に對して、幕府が連日會議を開いたことは事實である。將軍家光は心ひそかに明を援けて鄭の志を遂げさせてやらうと考へてゐた。これには京都所司代板倉重宗の建築なども大に影響したのである。紀州の徳川頼宣の如きも大賛成であつて、彼は當時國內に滿々たる不平を抱ける浪人十萬を集め、武勇を大陸に用ゐんと企てゝゐたのである。頼宣に接近して大事を擧げんと企てた浪人中、最も傑出した者が由井正雪であつたことは、隠れなき事實である。

けれども戈を收め國を鎖して漸く天下の泰平に慣れ、苟安を貪るを事とした多數の幕吏は、明朝赴援を無謀の擧と見て賛成しなかつた。その時不幸にも明唐王の兵敗れて福州に歿し芝龍も孤立無援遂に清兵に降伏したとの報至り、幕府の出兵の議は沙汰已みとなつてしまつた。

鄭成功は父の投降を諫止したけれども聽かれなかつたので遂に父と別れ、南澳に據て兵を募り、廈門、金門の兩島を收め、諸州を攻略すること數十回、一六五七年(明曆三年)まで閩越の地を攻めて絶え間が無かつた。後揚子江を溯つて金陵を攻め、厦門の海上に清朝の水師を鏖にし、また臺灣(今日の臺南)を收めてこゝに據り同地に在つて和蘭人を放逐して安平鎮と改稱した。かくて鄭成功病を得て、臺灣に死せし年僅に三十九歳であつた。成功の子經また父の後を嗣いで明朝回復を志とし、成功の代より數十年に亘つてその節操を渝えなかつたことは、日本婦人を母とせる明朝遺臣の事跡として永く後世に傳へらるゝ所以である。

また明朝の遺臣にして清の粟を含むを屑しとせず、日本に亡命せし者も尠くなかつた。かの楠公碑陰の文を草し、勤王の大義を水戸に扶植したる朱舜水の如きは著名なるその一人である。

**六三、長崎に於ける支那貿易** 長崎に於て貿易を許されたるものは歐洲人たる蘭商の外には、東洋人たる清商があつた。これは明朝時代より引續き在留を認められてゐたのである。幕府は鄭芝龍の請援を拒絶するに「密々にて渡候由」などと空架けてゐるが、その實支那との取引の隆盛を望んでゐたのである。長崎の關門を通過する所謂「唐物」は全國に散布せられ、これがために長崎の市中は一層殷賑を呈して來た。清國商船の來舶するものは、南洋諸島から來るものをも包含し、長崎ではその出先を大別して、南京、寧波、普陀山、厦門、臺灣、廣東を口港と稱し、温州、舟



山、福州、漳州、東京、東埔塞を中奥港と稱し、廣南、占城以南の南洋諸港を奥港と稱した。清國よりの貨物は本賣荷物、別段賣荷物に分ち、前者は砂糖、蘇木、藤、象牙、鉛、水銀、朱、紫檀等の唐木類、茶碗、唐紙、麝香、龍腦、藥種、毛氈、更紗、鼈甲、紺青、綠青、白糸、純子、縮緬、紗綾等、後者は唐器、筆墨、文具類、書畫掛物、折本、古器物、錫器、銅真鍮手爐の類、珊瑚珠、寶玉、硝子類、色革、團扇、扇子、傘、毛胴着類、砂糖漬物類、絨氈并藤アンペラ、敷物等の多種に亘つた。本賣荷物の代價としては銅、煎海鼠、乾鮑、鱧鱔を渡し、別段賣は水夫等の商賣であるから、目利見分の上長崎會所にて買上代料は銀錢銀札を以て渡し、水夫等はこれで好みの品を買入れて歸つた。かくて唐物は各地の大名を初め相當の家庭に入つて行くと共に、支那文化はますます社會の上層に流れ込んだのである。尤も水野忠邦が老中となつて天保の改革を圖り儉約令を頻發してから長崎貿易は一時不振を極めたが、間もなく舊に復して支那通商は相變らず盛であつた。

### 第十三章 葡蘭兩國との關係

**六四、葡船通商再開を請ふ** 寛永十六年カレウタ渡海の義が禁ぜられて以來、葡萄牙貿易の根據地澳門に大影響を與へ、ために同地には恐慌が起きたほどである。そこで澳門の商人は通商再開を請願せんがため、使節を選んで日本に派遣するに決し、翌年(一六四〇年)五月長崎に到らしめた。然るに幕府は飽くまでも一行を使節として認めず、且つ前年の鎖國令を強硬に實施せんがために、船を焼き一行を捕へて牢獄に投じた上、遂に斬首してしまつたのである。これは幕府が飽くまでも耶蘇教に對する態度を明かにしたものである。

かくても葡國商人は猶通商再開を希望してゐたが、恰もよし、一六四〇年その本國は西班牙の兼領から獨立し、ブラガンザ家のジョン四世を仰いで王としたので、この事を報告するを名として一六四四年(正保元年)一度使船を日本に派したが、途中暴風雨に會ひて引返へし、一六四七年(正保四年)再び船を遣はして長崎に到着した。この時も亦幕府は斷乎として開港を拒絶し、たゞ新王即位の報告なるが故にこれを罰せぬこととして去らしめた。

その後一六七三年(延寶元年)には英吉利船レタイン號が長崎に入港したが、幕府は葡人の密告により、英吉利王が葡國王の女を納れて妃としたことを知り、同船に對しても貿易を許さず、使節を斥けて國に歸らしめた。一六八五年(貞享二年)には葡萄牙の船、伊勢の漂流十二人に乗せて澳門から送還して來たが、幕府は何等その好意に酬ゆることなく、剩へ今後漂流を送還することを禁じてしまつた。この事は鎖國時代に於ける日蘭間最後の交渉であつて、天文



十一年の初來から百四十四年を閉し、またこの年より一百年間は、和蘭船を除くの外、歐船の來航するものなく、鎖國政策は遺憾なく實施されたのである。

六五、和蘭の開國勸告

平戸の蘭館を去つて長崎出島に移された蘭人との貿易が、殷賑を極めてゐたことは、前篇に於ても述べた通りである。今こゝに特記せねばならぬことは和蘭が幕府に向つて開國を勸告したことである。

これより先き、文化文政の頃に當つて英露兩國の船の近海に來ること漸く多きを加へ、殊に英船は北海に於て捕鯨に従事するを例とし、又文政七年には鹿兒島に上陸し、番所に發砲したりしたので、鎖國中の幕府の神經を刺戟し、遂に文政八年(一八二五年)二月、異國船打拂令を發布せしむるの已むなきに至つた。これは苟くも南蠻異國の船と見れば打拂へといふ命令で、誤つて和蘭船を打拂つても落度はないといふ猛烈な攘夷主義の現はれであつた。その後天保十三年(一八四二年)に至り、この異國船打拂令を緩和し、自今外國人の來つて食物薪水を乞ふ場合には、打拂はずに望みの品を與へ、歸航すべきことを申し諭すことに改めたのである。

この打拂令を緩和した年は、英國が阿片戰爭を起して南京條約を結び、清國から香港を奪取した年であつた。一七五七年プラシーの戰に印度軍を徹底的に撃破して、印度の咽喉を押へてしまつた英國は、除るに極東の海上に侵略の手を伸ばし出したのである。英國の眼中叢蕪たる鎖國日本の如きは、まことに惨じめなるものに映じたに相違なかつた。

ひとり英國のみならず、歐米列國は極東の奇異なる鎖國日本の眼を覺さんとしてゐた。そして一つ間違へば、日本

は列國の前にたゞき潰さるゝが如きは譯のなかつたことである。差し當り香港を奪取した英國が、次には必ずや日本に、開港を迫るに相違ないとは、和蘭の感得したところであつた。そこで和蘭は日本に、清國の嘗めた危険から免れしめんがため、開國を勸告することとなり、一八四四年二月十五日(天保十四年十二月二十七日)和蘭國王ウイリアム二世の名を以て右勸告の書翰と方物とを齎らし、弘化元年(一八四四年)七月長崎に到らしめた。尙該書簡の中には天保十三年の令に、信義を表はしましたはその他相當の理由があつて來航する船の所置に對して何等認めてないことを遺憾とし、今は蒸氣船の時代となつたから、遠方の國も近きに異ならない。宜しく異國人嚴禁の法を緩めよと忠告してあつたのである。

幕府は、かゝる和蘭の好意に充ちた勸告に對しても祖法の破るべからざるを述べて、忠告を謝絶するばかりであつた。その書翰は弘化二年(一八四五年)六月朔日付で和蘭政府に送られてゐる。

我祖創業の際、海外諸邦の通信貿易固と一に定むるなし。後に及んで通信之國通商之國を議定す。通信は朝鮮琉球に限り、通商は貴國の支那とに限る。この外は則ち一切新に交をなすを許さず。……祖法の嚴なることかくの如し已むを得ざる所以を諒せよ。とあつたのである。

然るにそのうち、北米合衆國でも日本に開國を促がす議が起り、一八五二年(嘉永五年)ペリーを差し向けることとなつた。逸早くこのことを知つた和蘭は、同年六月二十五日付蘭領印度總督の名義で、再び日本に開國を勸告したが幕府は依然これに耳を傾けず、飽くまでも祖法維持で突つ張つてしまつた。けれども翌年果してペリーが來つて開港



を追つたときには、幕府は今更の如く狼狽したのである。

六六、蘭學と日本 鎖國後、和蘭人は幕府より貿易を許されたる唯一の歐洲人であつたので、暗黒なる井底にも蘭人を通じて西洋文明の光が差し込んだ。寛永七年（一六三〇年）蟹行文字は「御禁書」となり、西洋事情の漢譯もまた禁ぜられたが、當時毎年の恒例であつた和蘭使節の江戸參謁によつて、西洋事情が傳へられ、幕吏の中にも蘭學にいそむ者が出て來た。將軍吉宗は享保五年（一七二〇年）禁書中基督教に關係あるものを除き、その他の書物の輸入を許し、爾來蘭書はますます流行するに至つた。吉宗の解禁以前、西支甫、嵐山甫菴、樽林鎮山の三人は通事の家より出で、蘭學を傳へた。通事以外に蘭學の濫觴をなした者は西川如見、新井白石である。西川は「四十二國人物圖誌」華夷通商考』を著し、新井は『西洋紀聞』『采覽異言』を著した。吉宗解禁の動機をなした者は、中根玄圭の建議であり、新井よりやゝ晩れて『紅毛天地二圖說』を著したのは北島見信である。

解禁以後、初めて蘭學の基礎を開いた者は青木昆陽である。甘薯先生の名によつて經國の實學を樹立した彼は、一面『和蘭話譯』和蘭文譯』等の著者であつた。前野良澤、杉田玄白は醫家出身であつて長崎に蘭學を修めた。前野は蘭化先生の名があつた。世に新井白石、青木昆陽、前野良澤、杉田玄白の四人を以て蘭學淵源の四先生と稱する。又大槻玄澤は杉田門下中、最も傑出し、『蘭學階梯』の著者である。次で稻村三伯は『法兒馬和解』を著した。對譯辭書の最初である。

醫學もまた鎖國時代に和蘭から輸入されたる西洋文明の最も著しいものである。慶安二年（一六四九年）和蘭の醫師ガスバル・スヘンベルヘンが十ヶ月餘江戸に留まるに及び、所謂ガスバル流の醫術を傳へた。爾來嵐山甫菴、樽林鎮山、前野良澤、杉田玄白、桂川甫周、宇田川玄隨、吉田長淑、宇田川玄眞、箕作阮甫、緒方洪庵等の人材を輩出したのである。

自然科学も亦蘭學の中から成長した。理化學の始祖と稱すべきは平賀源内であらう。植物學者としては飯沼慾齋、伊藤圭介、宇田川榕庵を生み、物理學者としては青地林宗、川本幸民、廣瀬元恭を生み、天文學者としては本木榮之進、三浦梅園、志筑忠雄、帆足萬里、高橋作左衛門等を生んでゐる。志筑はその譯著『鎖國論』の中に於て、蘭語のフォルクプランチングを「植民」と譯し、今日行はるゝ植民の文字の最初を成した。

蘭學はまた志士浪人の間にも行はれた。渡邊華山、高野長英、小關三英等が尙齒會の結社を起して時事問題を研究批判するに及び、世にこれを蠻社の徒と呼んだ。天保九年（一八三八年）十月、これらの志士は幕府の英艦擄奪を非議し、渡邊は『猷舌問答』『慎機論』を、高野は『夢物語』を著して時事を痛嘆したが、平生深く蠻社の徒を憎める目付鳥居耀藏のために讒せられて二人は幕府のために捕へられ、小關は自殺した。その後高野は脱獄し容姿を變じて蟄伏してゐたが、捕吏の襲ふところとなるや、遂にまた自殺して蠻社の獄は終つた。

以上の如く日本人にして蘭學を修め、これを傳へて鎖國時代の文化發展に貢献した者は多かつたが、これら日本人の師となりて蘭學を傳へ、また歐洲に歸つて日本を世界に紹介した者は、日本に來航せし蘭人であつた。その主なる者はカロン、モンタヌス、ヴァレンタイン、チチング、マイラン、デーフ、フィツシエル、レフイソーン等である。尙瑞典人ツーンベルグ、獨逸人ケンフェル、シーボルトの如きも蘭語を日本に傳へ、或は英文、獨文を以て日本を世



界に宣傳し、その功績眞に大なるものがあつた。

#### 第十四章 露英兩國との關係

六七、露西亞東方に現はる 一五五五年(弘治元年)ウラル山東シビル汗の地を收めて、西比利亞の稱を附した露西亞は、廣漠無邊の原野に立ちて一路東を指し、一五九〇年にはトボルスクを、一六〇〇年にはツーリンスクを、一六〇九年にはトムスクを、一六一八年にはエニセイスクを、一六二六年にはクラスノヤルスクを、一六三二年にはヤクーツクを創設したが、コサツクの探検隊は尙も東進を續けてオホーツク海岸に至り、一六三三年(寛永十年)には遂にカムチャツカに到達した。

露西亞の探検隊は黒貂、黒狐、赤狐等の獸皮を獲得せんがために東方への行進を續けたが、北太平洋に出づるに及んで、臘虎、臘臍の獸皮を得るに努めた。かくて一六四八年にはアラスカが、一七二五年にはベーリング海峡が発見されて、露國の汽船は太平洋上に浮ぶに至つた。カムチャツカ半島もサガレンも亦その近海を露船が出沒することゝなつた。

一六九七年(元祿十年)露人アトラソフがカムチャツカに遠征を試みたとき、アナデールスキーの獄舎に一人の若き異邦人を發見したが、日本人を見た最初であつた。アトラソフはかねて臘氣ながらも和蘭人から日本の事を聞いてゐたが、今眼のあたり見る日本人が珍らしく、この若者を露都に伴ふて、日本語學校の教師たらしめた。若者の名はデンベイと呼んでゐる。一七一〇年(寛永七年)にもカムチャツカの海岸に難破して助けられた日本人は十名あり、内



六名は助けられて露都に送られた。カムチャツカの南方に列島があり、その先きに松島、日本の二大島がある」とはその頃日本の漂流より得たる露人の通念であつた。一七一一年(正徳元年)カムチャツカに叛亂せし一團の首領ヨジレフスキーは、千島の火山を望見してクリーリーと命名した。クリーリーとは噴煙の義であり、今猶千島列島の別名を成してゐる。一七二九年(享保十四年)には惣左と權左の兩漂流民がカムチャツカより露都に送られてゐる。

一七三九年(元文四年)露西亞の探検船は奥州仙臺の沖合及び房州天津村の沖合に現はれ、船員を上陸せしめて食料薪水を求めしめた。かくて日本及び日本人の存在を確認した露西亞は、日本が北邊の警備を怠れるに乗じて、一七六六年(明和三年)以來擄捉を窺ひ、また一七七八年(安永七年)には根室に上陸して通商を求めた。このとき松前藩の役人が應接して明年來るべきを諭し歸らしめたが、翌年約の如く來たので談判は長崎以外の地で受けぬと拒絶して、復た去らしめた。

一七八三年(天明三年)伊勢の漂流民幸太夫、磯吉等を露都より送還するを名とし、アダム・ラツクスマン一行が一七九二年(寛政四年)根室に着し、翌年幕吏と松前に於て會見した。この會見で幕吏は幸太夫等の漂流を受取つたが、露西亞側の請たる開港の義を拒絶し、尙通商談判のためには長崎へ行くべしと諭して、長崎渡航許可證をラツクスマンに渡した。このラツクスマン來航は當時太平に馴れたる國民に對して大なる警鐘となつたのである。

六八、林子平、本多利明、近藤守重 露西亞の北門窺齋を憂ひて海防の必要を説き、却て幕府より筆禍を蒙つて罪せられた先覺者は六無齋林子平(一七三八年—一七九三年)であつた。林は天明五年(一七八五年)『三國通覽』を著し、寛政三

年(一七九一年)『海國兵談』を上梓した。三國とは蝦夷、琉球、朝鮮の關係を論述せるもの、また『海國兵談』の序文には左の一節がある。

又近ごろ歐羅巴の莫斯科比亞、其勢無双にして遠く韃靼の北地を侵掠し、此ころは室葦の地方を略して東の限り加模西葛杜加迄押領したり、然るに加模西葛杜加の東には此上取るべき國土なし、此故に又西に顧みて蝦夷國の東より千島を手に入るべき機しありと聞及べり。云々。

室葦の地とは今日の北滿洲、松花江の黒龍江と合流する邊をいふ。この一節以て林子平が如何に露國の東侵南下を憂ひたるかを知るに足るのである。然るに幕府はこれを以て妖言天下を惑はすものとし、その版本を押收し、書を焼き、林を刑して閉門せしむるに至つた。林は「親もなし妻なし子なし版木なし金もなければ死にたくもなし」の歌を作つて自ら六無齋と稱したのである。

林子平より後に生れて長命したる經世家に本多利明(一七四三年—一八二一年)がある。本多の議論は林子平の憂國志士的なるに比して、遙かに侵略的積極的である。彼は寛政十年(一七九八年)『西域物語』を著して日本民族の故郷たるカムチャツカを占領し、こゝに帝都を遷して大陸に發展すべしといふ雄大な意見を立てゝゐる。

日本を第一の最良國となすべき法を論ずれば、カムサスカの土地に本都を遷し、西唐太島に大城郭を建立し山丹、滿洲と交易して有無を通じ其交易に金銀を用ゐず、品物國土の遺取なれば多寡は入用に任すべし。……其勢に乗じカムサスカより南洋の諸島も開け、アメリカ所屬の島々までも自ら屬し従ひ勢ひ具足の日本島となるべきなり。

又曰く



日本國の國都をカムサスカの土地に遷し古日本と國號を改革し、假館を居へ、貴賤の内より大器英才ありて徳と能と兼備の人物を選擧し、郡縣に任じ、彼地に住居を構へ、開業に丹精せしむるに於ては、年を闕せずして良國となり、遂々繁榮を副へ終に世界最第一の大良國とならん。云々

と。右は『西域物語』中の一節である。この著述と時を同じうして『經世秘策』も著述された。然かもかくも雄大な經策も、何等幕府を動かさずして已んだのである。

更にまた一人の人物を逸することが出来ない。その人の名は近藤守重(一七七一年—一八二九年)である。彼の名は『外蕃通書』や『邊要分界圖考』に於て著はれてゐる。寛政十二年(一八〇〇年)幕命を帯びて擇捉に赴き、『大日本惠土呂布』の標木を建てた。蝦夷と千島との探檢の功は偉大なるものがある。

これより先き、サガレンの地は久しく大陸の一部として考へられてゐた。かのキャピテン・クツクが北太平洋に來航した時にも、サガレンが島なりや否やは不明であつた。宗谷海峡をラ・ヘルース海峡と呼ぶのは、一七八二年(天明二年)佛國探檢家の名を取つたのであるが、ラ・ヘルースにして猶サガレンの島であることを知らなかつたのである。樺太の島たることは文化五年(一八〇八年)松田傳十郎が北緯五十二度に當る西海岸ラツカ岬に至りて發見せしところにかゝり、翌年間宮林藏がその事實なることを證明した。この二人の功績も亦大なるものがあるのである。

#### 六九、レザノフとゴロウニン

東洋の毛皮貿易に従事してゐた露西亞はカムチャツカ並にアレウト諸島と廣東、印度、爪哇との間の海上通商路を開くにつけ、仲繼港として是非とも日本の開國を必要とした。一八〇四年(文化元

年)十月重大なる使命を帯びた露人レザノフは長崎に到着し、曩きに松前で貰つた長崎渡航許可證を示して、開國を要求したのである。然るに幕府では例の通りの鎖國論を振りかざしてこの要求を拒絶したから、彼の使命は果たさなかつた。

レザノフは後日アラスカのウナラスカ島より露帝に上書して曰く

毛皮賣買は利益があるが、この事業を發展せしめんがためには競争者たる米人を軍艦で驅逐せねばならぬ。またアラスカの植民を發展させるには、食物を充分に供給せねばならぬ。これには西班牙と談判して比律賓よりパンの原料、砂糖、酒等を得、カムチャツカに用意すると共に、軍艦を建造し、次第に日本の港を開かしむる必要がある。臣は船を修繕し武装の後、明年を期して日本の海岸を襲ひ、サガレンより日本人を驅逐し、松前の植民地を破壊し彼等の漁業を攪亂せば、二十萬の國民は食を失ふべく、日本は蒼皇として開港するに至るであらう。云々

と。かくて彼の部下フツオストフは一八〇六年(文化三年)樺太に寇し、擇捉を犯し、我船舶を捕へ、民家を焼き、守備兵を追ひ、また威嚇の書を松前に送つて互市を迫るに至つた。

さすがの幕府も露艦の狼籍に憤り、警備を嚴にして待つてゐたとき、文化八年(一八一一年)ゴロウニンが軍艦を率ゐて北海を測量してゐたのを發見し、遂にこれを捕へて松前に拘禁した。露艦ではその報復として、高田屋嘉兵衛を海上に拉し去つたが、一八一三年(文化十年)に至り、フツオストフの行動を謝罪する旨の書面が來て、こゝにゴロウニンと高田屋嘉兵衛との交換により、事件は一と先づ解決したのである。爾來しばらくは北邊に事無く、幕府は文化十一年(一八一四年)秋、蝦夷各地の守備兵を引揚げ、たゞ函館と松前とだけに殘して置いた。また曩きに幕府が直轄



とした蝦夷地を、文政四年（一八二二年）擧げて再び松前氏の管轄とした。

この間に於て三代に亘り百科の學に通達せし佐藤信淵（一七六九年—一八五〇年）出で、文化四年（一八〇七年）には『海防策』を著し、文政六年（一八二三年）には『混同秘策』を著した。前者には先づカムチャツカを占領し、オコーツク海を攻め取り、露兵を虜として我領土を開き、以て富國強兵の基を立つべしといふ對露根本策を披瀝し、後者には支那を併合し、進んで西域、暹羅、印度を略するに至らば、世界萬國悉く我の前に稽顙匍匐して臣従を誓ふこと疑あるべからずとの識見を吐露したのである。

**七〇、樺太境界談判**　かくの如く日露間の交渉は小康を得たが、樺太國境劃定は依然兩國の擊争問題となつてゐた。その最先に日本へ談判旁々開港要求のためやつて來たのがプーチヤチンである。彼は一八五三年（嘉永六年）浦賀に來航したペリーよりも一ヶ月ほど後れて長崎に到着した。幕府側から交渉の任に當つた大目付筒井政黨、勘定奉行川路聖謨の二人は、露使に對して開港は今遽かに斷ずる能はざることを、國境問題は北緯五十度を以てせんことを答へ遂に翌年二月彼を立ち去らしめた。七年後の一八五九年（安政六年）にはムラヴィヨフが來た。ムラヴィヨフは一八四七年（弘化四年）東部西比利亞總督の印綬を受けてより經營に専念しつゝあつたのである。彼は同年自ら黒龍江を下り、滿洲沿岸を測定した上、更に日本との間に國境問題を議すべく、七月品川灣に碇泊し、芝西久保天徳寺に宿を取つた。月の二十六日幕府の若年寄遠藤但馬守、酒井右京亮の全兩權を相手として接衝し、大膽にも樺太全島の領有を主張したので議纏らず、遂に江戸を去り、支那を経てニコライエフスクに至り、陸路露都に歸還した。

その後一八六二年（文久二年）幕府は勘定奉行竹内下野守を正使外國奉行松平石見守を副使として歐洲に派遣した。これは安政條約の延期を列國に懇請せんがためであつたが、露國に於ては國境問題の談判を開いた。この時松平副使の強硬なる態度により、露國をして遂に五十度説に服せしめんとしたのであるが、その後幕末維新の騷動で中絶の姿となつてしまつたのは遺憾である。

**七一、英船フェートン號の暴行**　一六七三年（延寶元年）レタイン號が長崎から追ひ歸されてから、百年間に亘つて日英兩國の間には何の交渉も無かつた。然るに英國の印度占領や濠洲開拓などが歩を進めるに従ひ、太平洋上の海上往來が頻繁になつた、十八世紀の末葉以來、日本に來航する英船の數も少くなかつた。中にも當時最も天下を驚かしたのはフェートン號の暴行事件である。

文化五年（一八〇八年）八月十五日英船フェートン號は和蘭國旗を翻へして長崎に來航した。これは日本との通商を開かんとすることが目的でなく、和蘭が英國の敵國たる佛蘭西の屬國となつたので、和蘭船が居たら拿捕しようとして來たのである。フェートン號はこれを和蘭船と誤認して出迎へた和蘭商館員二名を捕へ、和蘭商館長ドーフを経て奉行所と交通せしめ食料品と飲料水とを要求した。若し應ぜざれば長崎の市街を焼くぞと威嚇したので、致し方なくこれに應じてやつた。そこでフェートン號は和蘭人を解放した後、悠々として出港してしまつたのである。當時長崎の武備はこの狼藉者の英船を打拂ふだけの力がなかつた。長崎奉行松平圖書頭は目のあたり英船のこの暴行を見ながらこれを擊攘することが出来なかつた責任を痛切に感じ、十八日遂に自殺し果てたのである。



その後文化十年(一八一三年)に復もや英船が長崎に來たときにも、蘭國旗を建て、ドーフ等の眼を欺いた。英船は和蘭が佛蘭西帝國に併せられたのを理由とし、ドーフの事務を英國爪哇總督の使者カツサに引繼がんことを要求したが、ドーフが固く拒絶したので策の施すべき術もなく、空しく歸航したので漸く一と息ついた。間もなく文化十四年(一八一七年)バタビアから蘭船の入港するに及び、和蘭獨立の吉報を齎らしたのである。

文政七年(一八二四年)鹿兒島に於ける英船の發砲事件が、翌年の異國船打拂令發布の動機となつたことは、前章にこれを述べた通りである。この命令發布後の天保元年(一八三〇年)英國の罪囚がサイプレス號で濠洲に送られる途中、亂を起して船を奪ひ、日本の海岸を漂つてゐたが、陸上から砲撃されて去つてしまつた。尙弘化二年(一八四五年)にはサラマング號が、嘉永二年(一八四九年)にはマリナー號が何れも來航したが、これは天保十三年の打拂緩令和によつて打拂はれなかつたことは勿論、糧食の補給までも許されて去つたのである。

## 第十五章 米艦來航と開國

七二、ペリー以前の對米交渉 米船の初めて日本に來航したのは寛政九年(一七九七年)長崎に來たエリザ號である。但しこれは和蘭が佛蘭西の領地となつたがため、佛國の敵たる英船のため捕へられんことを恐れ、殊更米船を備して長崎に來たまでのことである。翌年再び來航したときにも、幕府はこれを蘭船として取扱つた。然るに寛政十二年(一八〇〇年)と享和三年(一八〇三年)の二回に亘り、米人スチュワルトなる者、和蘭と關係ある如く粧ふて來航したときには、米人なること看破せられ、遂に通商の目的を達せずして已んだ。

米國政府で日本に使節派遣の論の起つたのは一八一五年(文化十二年)のころである。然かし當時の米國の東洋貿易は、大西洋印度洋を超えて行はれつゝあつたので、日本との通商は支那から足を伸ばさなければならなかつた。そんな譯で日本に開國を促がすことは並大抵の努力ではなかつたのである。

あたかも好し、一八三一年(天保二年)日本漁船が太平洋中で遭難し、三名生存して米國西海岸に漂着し、後英國を迂回して澳門に送られた。澳門でもまた比律賓で難破した日本漂流民四名と出喰はした。

當時廣東にオリファント貿易會社を營みつゝあつた米國商人は、この七名の漂流者を送還することを口實とし、天保八年(一八三七年)六月モリソン號に塔じて浦賀に來航した。然るに浦賀奉行は忠實に文政の打拂令を實行してモリソン號を砲撃したのである。モリソン號は轉じて鹿兒島に向つたが、こゝでもまた砲撃され、悄然澳門に歸還するの



外なかつた。高野長英と渡邊華山とは、モリソン號を支那に居た英人ロバート・モリソンのことと思ひ違ひ、先方が何等暴力にも出でざるにかゝる名士を打拂ふは自ら國難を招く所以であることを論じて罪を得たのである。

幕府もまた漂流送還を名とせるモリソン號を頭から砲撃せしことが氣になり、天保十三年（一八四二年）の打拂令緩和となるに至つた。翌年幕府は和蘭を通じて西洋諸國に對し、自今漂流民は和蘭船か支那船かに托した者でなければ受取らぬ旨宣言し、同時に外國船の日本海測量を禁止した。然るに弘化二年（一八四五年）米國捕鯨船メルカトル號は、北海で二十二名の漂流民を救ひ、これを送還するため浦賀にやつて來たが、このときには特別に差許すとして薪水糧食を給與したのである。

その後も米國はペリー來航までに二三回も船舶を日本に派して、開港の有望なるや否やを窺はしめてゐる。かく米國が日本開國を希望したのは、北太平洋方面に於ける捕鯨事業が漸く隆盛に赴き、この方面に薪水糧食を供給して呉れる港灣を必要としたにあると共に、英國のスエズ運河着眼により、それが開峽の曉、米國は大西洋航路を取つてゐては到底英國に對して貿易上勝目のないところから、新に太平洋航路を開き、米國支那及び印度間の仲繼港として、是非とも日本の開國を要求したのである。

**七三、ペリー浦賀に來る** 嘉永六年六月三日（一八五三年七月八日）米國水師提督マシウ・カルブレイス・ペリー四艘の軍艦に兵員五百六十餘名を率ゐて浦賀に入港した。これより先き一八五一年（嘉永四年）米國は、支那艦隊司令官オーリックに命じて日本に向はしめたが、途中過失があつたため召還され、ペリーこれに代つて翌一八五二年末米

國を出發したのである。ペリーは同年十一月十三日付大統領ファイルモアの國書を齎したが、その來航については和蘭政府が便宜を計ることを諾し、また英國政府は最新の海圖を與へて東洋航路に關する助言を吝まなかつた。國書には次の如き意味が認めてあつた。

我が米國は大西洋より大東洋に達する國であつて、就中オレゴン、カリフォルニアの地は貴國と相對し、蒸氣船によれば僅に十八日で達する距離である。

貴國は從來蘭支兩國との外貿易を拒絶してゐるが、米大陸の發展は近時非常なものである。日本は宜しく今にして短見を去り、國を開いて我が國と交易を始むれば、その利益は決して尠少ではないのである。

米國は決して他國の政教に干渉などしはせない。米國の船舶は常に太平洋及び支那海の海上を往來してゐるが、往々貴國の近海にて遭難することがある。幸にして兩國の國交が開けてゐたなら、米船は日本の漂流民を救助して送り届けることが出来る。また米船にしても薪水糧食の供給が受け得られてこの上なく有難い。

云々といふのである。

ペリーは出發に際し、腹を決めたる米國政府の訓令を受けて來た。それは（一）日本をして米國漂流民の生命財産保護に關し、永久の約束をなさしめること（二）米國の船舶薪水糧食の供給を受け、修理を施し、貿易をなすため日本をして一港乃至數港を開かしむること（三）日本が依然として鎖國排外の態度を改めざるに於ては、強硬の態度を持して如何に臨機の處置を採るも妨げざることをの三ヶ條である。かくて彼は喜望岬を廻つて翌年四月香港に着し、更に上海に達し、この際日本が交戦準備をなしつつあることの噂を聞いてます／＼決心の膽を固め、琉球と小笠原島とに立寄つ



てから漸く浦賀灣頭に投錨したのである。

太平の夢に慣れたる日本國民は、今まで外國船を見ない譯ではなかつたが、これほど威風堂々隊伍を組んで投錨したる黒船に接したことはなかつた。海岸を圍る山の頂には到るところ松火を灯して非常の警を諸方に傳へ、大小の警鐘は終夜亂打された。殊にシユスクハンナ艦上から放たれた一發の號砲は百雷の落ちたるかと思はれ衆人の耳を聳せしめた。この報を受けたる幕府の周章狼狽は更なり、流言百出して江戸市民も亦、今にも戦争が始まる如く大混雜を呈したのである。

さきに和蘭よりの勸告を聞き流して、米艦突如の來航に何の準備も無かつた幕府は、結局例によつて一時の彌縫策を講じ、温順しく米艦を去らしむる外に道もなかつた。即ち六月九日浦賀奉行戸田伊豆守、同井戸石見守の二名が幕府を代表して久里濱にペリーと面接し、彼の國書を受け、大將軍の諭書を渡し、以て彼の退去を求めた。諭書は左の如き頗る簡單なものである。

亞米利加使節へ

御諭書

國王之書翰及び政府之副書共請取ぬ。

國朝に捧ぐべきとの義、此所は外國と應接の地に非ず、長崎に赴くべき由幾度諭すといへども使命を耻しめ一分立難と存きり申立度趣、使節に於ては止むを得ざる事なれども、我が國法も又破り難く此度は使節の苦勞を察し曲て書翰を請取候得共、應接の地に非ざれば應答の事に及ばず候趣會得いたし、使命を全ふし速かに歸帆可有もの也。

ペリーはこの書を読んで「我はこれより琉球及び廣東地方に向つて去らん、然かし明春再び來るであらう」と言つた。我が通事は明春もまたこの四艘を率ゐて來るのかと尋ねた。するとペリーは答へて恐らくは更に多數であらうと言つた。かくてペリーは十三日日本を去つたのである。

**七四、ペリー再來神奈川條約** ペリーの捨てざりふは準備なき日本の朝野に物凄き印象を與へた。事の仔細が奏上せらるゝと朝廷では伊勢兩宮と三十二社への祈禱が捧げられた。幕府は今更の如く諸侯の意見を求め、大砲を鑄造するやら、臺場を築造するやら、大船を造るの禁を解いたりした。更に開港か攘夷かの物論が囂々として天下に捲き起つた。志士論客は東西に奔馳して幕府を惱ませた。明治維新に至るまで僅に十五年の壽命を存した一八五三年の幕府は、内憂外患の雲霧に包まれて、狂瀾怒濤の中にある日本丸を何處に棹し進めんかに迷つた。ペリーが去つて一ヶ月経つか經たぬかに、露西亞のプーチャヤンが長崎に來り、開港を迫つたことは、すでに記述せし通りである。

一旦支那方面に去つたペリーは、約によつて翌年再び日本にやつて來た。彼は途中又復た琉球に立寄り、日本にして若しも米國の要求を容れなかつたならば、この島を占領せんとする十分の下準備を残したのである。かくて安政元年（一八五四年）五月十五日浦賀灣に着した米艦隊は、翌日神奈川の前面に侵入して投錨したのである。幕府も前年の約によりペリーの再來は豫期してゐたが、來たらば又復例の調子に追ひ還さうと多寡を括くる心理が動かぬでもなかつた。然かし今眼前に、去年にも増した巨大の戦艦が山の如く横はるを見ては今更事態の重大なることを覺えたのである。



林大學頭、井戸對馬守、鶴殿民部少輔等の「亞米利加應接掛」に浦賀奉行伊澤美作守を加へて、ペリーを相手とする神奈川談判は、二月十日から開始された。我は(一)米船に對して薪水糧食を給付し、また難民は救助するも(二)開港問題は五年後に決定するからそれまで長崎だけに寄泊せよといふにあつた。然るに米國側では最初から本州、蝦夷、琉球の三ヶ所に開港を要求し中ほど琉球を捨てたが、本州では浦賀、蝦夷では松前を所望した。それに對して我は結局本州に於ては下田、蝦夷地に於ては箱館を開くことを提言し、談判はそこに落着して、三月三日(一八五四年三月三十一日)遂に日米和親條約十二ヶ條の締結を見ることゝなつた。世に謂ふ神奈川條約とはこのことである。かくして寛永十六年以來二百十餘年間、日本を全然世界の進歩の外に置いた鎖國は公然こゝに破壊され、日本歴史の上に特に日本外交史の上に、一新時期を劃することゝなつたのである。

**七五、日英、日露、日蘭條約** 米國に次では英國との間に和親條約が結ばれた。日米條約締結の年(一八五四年)歐洲に於てはクリミア戦争が開かれ、極東に於ても英佛聯合艦隊は、露西亞の軍港ペトロパウロフスクを砲撃したりなどした。このとき英國艦隊は殊に日本の海港を必要としたことを疑はぬ。安政元年閏七月十五日(一八五四年九月七日)英國水師提督ゼームス・スターリングは、軍艦四隻を率ゐて長崎に來航し、幕府に對して開港を要求した。その趣旨は露國は「侵略の野心を藏し、西比利亞よりサガレン、千島までも手に入れて今や日本をも窺察せん」としてゐる。今我が英國は佛國と同盟し、この露國を相手に開戦中であるが、戦局は極東の海面にも延び、我が東洋艦隊は敵艦を追撃中であるから、何時貴國の海港に立ち寄るかも知れない、よつて豫め承知を願ひたい」といふのである。

かくて長崎奉行水野筑後守、目付永井岩之丞の二人とスターリングとの間に談判が開かれたが、八月二十三日(一八五四年十月十四日)終に日英和親條約七ヶ條が締結されて、英船のために長崎、箱館二港を開くことゝなつた。一花開いて萬花亦開く、日米日英兩和親條約の締結は、更に續けざまに日露、日蘭間の條約締結となつた。即ち露國とはさきに開港要求に失敗せしプーチャチンと、安政元年十二月二十一日(一八五五年二月七日)下田長樂寺にて和親條約九ヶ條を締結し、箱館、下田の外に長崎を開いた。次で従來長崎に於て特別なる制限の下に通商を許される和蘭に對しても、安政二年十二月二十三日(一八五五年一月三十日)二十八條より成る和親條約を結んだが、これは蘭人に對する従來の取扱を寬にするを主としたものであつた。

**七六、タウンセンド・ハリス** 幕府は安政元二の兩年を以て矢繼早に條約を結んだ。然かも完備せる通商條約は未だ一つも無かつた。これを以て幕府は却て祖法を破らざるが如く自ら辯解する趣がないではなかつた。閣老阿部伊勢守正弘の如きは時に開國論者の如く、時に攘夷論者の如く、板挟みの中に窮するのみであつた。このとき米國は更に進んで通商條約締結を望んで已まず、神奈川條約に準據して總領事を日本に派すべく、老練なる外交官タウンセンド・ハリスを選定するところあつた。ハリスはもと紐育の商人であつて久しく支那にあつたが、本國政府の命を受けて安政三年七月二十一日(一八五六年八月二十一日)下田に到着した。彼は自ら文明國より日本に駐在することを許されたる第一人者を以て任じ、衷心より日本を指導して文明の恵に浴せしむべく願つてゐたのである。そこで彼は江戸に至り、將軍に謁し、國書を呈し、老中と會見して事を議せんと請うた。その意けだし神奈川條約を改正して完全



なる通商條約たらしめんと欲したからである。ハリス江戸参上のことは容易に運ばなかつた。ハリスが下田に在留するさへ幕府はむしろこれを好まなかつたのである。攘夷論者は外國の官吏が國內に滞在するを見て國土を奪はるゝが如き思をなした。況して江戸に上つて將軍に謁することをや。

然かも時勢の急潮は遂に幕府の優柔不斷を許さなかつた。安政四年（一八五七年）六月、阿部正弘歿し、堀田備中守が主として事を決するに至るや、ハリスの國書持参、江戸参上及び登城拜謁の許は八月二十八日付を以て達せられた。ハリスは十月七日通譯官ヒュースケンを伴ひて下田を發して十四日江戸に入り、蕃書調書屋敷を宿に充てられたが、二十一日遂に登城謁見並にピアス大統領の國書捧呈の儀を済ませた。ハリス即ち二十六日堀田閣老の邸を訪ひて通商條約締結の談判を開き、更に應接掛下田奉行井上信濃守、目付岩瀬肥後守と、十二月十一日より翌五年正月十二日に至るまでの間に十數回の接衝を累ね、結局本文十四ヶ條及び貿易章程七ヶ條より成る條約を決定した、これによつて貿易のこと、内外貨幣の運用に關する取極め、關稅の取極め、公使の江戸駐在、及び下田に代ふるに神奈川を以てし、又順次に長崎、新潟、兵庫をも開いて箱館と共に都合五港とし、その上江戸大阪にも米國商人の逗留を許すこととしたが、たゞ調印だけが残つて天下の大問題となつた。

**七七、五國條約の締結** 堀田閣老は天下の形勢已むべからずとして斷乎開國の方針を採り、日米條約を議定したのであるが、當時國內に於ては條約に就て議論紛々たるものあり、水戸の徳川齋昭は開港を不可とし、松平慶永、島津齊彬等は開港を已むべからずとした。また京都の公卿中には猛烈なる攘夷論を唱ふる者さへあつた。従てハリスは

幕府に對してしきりに調印を求めても、幕府は容易にこれに應ずることが出来なかつた。この場合に處する方策としては、朝廷の允許を乞ふの外なしといふことになり、堀田自ら川路聖謨、岩瀬忠震の二人を伴ひ、一月二十一日江戸を發して上京し、二月五日には参内奏陳するところがあつたが、前にも述べたが如く京都の空氣は攘夷論強、討幕の潜行運動が深く根を張つてゐたため、何の効もなく、四月二十日空しく江戸に歸り着いたのである。

初め三月五日に調印しようといふ約束であつたが、それが出来なかつたので幕府の困惑は一と通りでなかつた。然るに四月二十三日井伊直弼大老に任せられ、これよりこの難局に當ることとなり、五月二日老中連署にて書をハリスに贈り、條約調印の期を七月二十七日と決し、再び勅許を得んとの準備を怠らなかつた。

あたかもこの年一八五八年（安政五年）阿片密輸船アロー號の臨檢事件に端を發して英佛兩國は清國と戰端を開き、聯合軍は進んで北京を陥れ、遂に清國との間に天津條約を締結した。六月初旬この報が幕府の耳に入つて間もなく、米露兩國の軍艦は相踵で下田に來航し、何れも英佛兩國が戰勝の餘威を以て日本に迫り、通商上の要求をなすであらうと告げた。ハリスは即ちこの好機を利用せんとし、六月十七日書を幕府に送つて會見を求めたので、井伊大老は翌日井上清直、岩瀬忠震の二人を遣はして神奈川にハリスと會談せしめた。ハリスは清國の形勢を談じ、英佛の要求來るべきを説いて、それに先つて米國との條約調印を迫ること急であつた。井上等は一旦歸府してこの旨を復命したが幕府では勅許を待たずして調印すべしとの意見に傾いてゐた。上田侯松平伊賀守の如きは「長袖者流天下の形勢を知らず、若し彼等公卿等に満足するまで待つならば、百年を経て及ばぬであらう」として調印を建言した。井伊もまた今まで勅許を得べき固い考であつたが、事茲に至つては斷じて條約に調印せねばならぬ。勅許なくも機に臨み、變に



148  
125  
23  
12  
3

應じて國家を保全するは幕府の責任である。若しこれがために事端を醸すが如きことあらば、直弼をふ一身を以てこれに當らんと決心した。井上等再び同日神奈川に赴き、ハリスと會して日米修好通商條約に調印を了した。この日は西曆一八五八年七月二十九日である。

次で同年七月から九月に亘つて、和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西の四ヶ國とも米國とほぼ同様の條約を結んだ。以上が即ち安政五年の五國條約である。

すでに右の如く五國との條約を結んだ以上、その他の西洋諸國からの通商要求を拒むことは出来なかつた。そこで萬延元年（一八六〇年）から慶應二年（一八六七年）に至る八年間に亘つて、葡萄牙、普魯西、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹六國との通商條約もまた何れも江戸に於て締結された。即ち日本は明治維新に至るまでに、都合十一國の締約國を有したのである。

### 七八、開國以後の諸外交

幕府が勅許を待たずして、安政條約を締結したことは、大に志士の激昂するところとなつた。尊王攘夷の聲は一轉して尊王討幕の叫となつた。形勢はむしろ討幕の手段として攘夷論が高唱さるゝまでに變化して來たのである。幕府は先づ攘夷論の中心たる京都を掃蕩して自己に迫る禍根を抜かなければならなかつた。即ち開老間部下總守詮勝は、勅許奏請を名として安政五年九月京都に上り、攘夷派たる公卿を朝廷より排斥する手段を講ずると共に、侃諤の志士を羅織して所謂安政戊午の大獄を斷行した。粟田口青蓮院宮の御愼永齋居、鷹司、近衛三條、二條、廣橋諸卿の辭官落飾を初め、橋本左内、頼三樹三郎、吉田寅次郎、梅田源次郎等志士の犠牲があつた

のである。

「春淺み野中の清水氷りぬて底のこゝろを波む人そなき」と歌つて開國を斷行し、反對の志士を處刑した大老井伊直弼は、やがてその報酬を受けなければならなかつた。萬延元年（一八六〇年）三月三日、櫻田門外の事變のために彼の身首は處を異にしたのである。たゞに劍難は條約締結の當事者に向つたのみならず、在留外人も亦攘夷黨の浪士等によつて迫害を蒙らなければならなかつた。開國以來慶應三年末に至る八年間、外人殺傷事件は露四、佛九、蘭一、英十二、米四、普二合計三十二件に及んでゐる。一方條約は一八六一年に新潟を、六二年に江戸を、六三年に兵庫及び大阪を開くことを約してゐるが、これを容易に履行すべき望がなかつた。そこで幕府は五ヶ年間これが延期を乞ふべく文久元年十二月、竹内下野守、松平石見守以下の使節を歐洲に派遣し、列國の承諾を得たのである。

これより先き文久元年二月、露艦來つて對馬を占領し、宗對馬守が如何にその退去を要求しても聞かなかつた。露西亞は前年北京條約によつて沿海州を清國より分割し、こゝに極東發展の基地を置くことになり、日本海の咽喉を扼する對馬を重視して居たが、英國東洋艦隊がこの島を占領するといふ噂が立つたので、先じて手を着いたのである。幕府は小栗豊後守に命じて交渉せしめたが、我に兵力無きを侮れる露西亞は頑として動かなかつた。小栗即ち江戸に來泊中であつた英艦に露艦の追拂ひを依頼したので、事面倒なりと見て取つた露艦は遂に七月末對馬より退去した。

開港延期五年の期限たる一八六八年はいよいよ近づいたが、國內に漲ざる攘夷論はますます滔天の勢を呈した。文久三年（一八六三年）三月將軍家茂上洛の時を以て攘夷の勅諭が下り、將軍は五月十日を以て心ず攘夷の期となすべき旨奉答し諸侯にもこれを傳達したが、もとよりその實行に就ては何等の成算があつた譯でなかつた。けれども五月十



一日長州藩は他に率先して攘夷決行の舉に出で、馬關海峽を通過した米國商船を砲撃し、次で佛蘭兩國の商船を砲撃した。そこでこれを怒れる英米佛蘭四國は聯合艦隊を編成して元治元年（一八六四年）八月馬關を砲撃し、遂に長州藩をして和議を結ばせ、外國船の自由航行、必要品の供給及び四國軍費賠償を承諾させたのである。然かも長州藩はこの賠償金が支拂へなかつたために、幕府は代つて尻拭ひをさせられるなどの愚を見るに至つた。

幕府はこの間にも攘夷決行の承諾を餘儀なくされて、朝廷の信任を維ぐ必要を生じ、それがため既に開いた神奈川を鎖港することとし、文久三年十二月これが談判のため池田筑後守等を歐洲に派遣したが、何等のものに成らずして終つた。大老井伊を喪つて以後の幕府は、最早内に天下の勢を制するの力なく、外に列國の逼迫を如何ともすることが出来なかつた。この内容を看破したる列國使臣等は、到底尋常一様の手段を以てしては埒が明かないといふので、こゝに強硬態度を採ることとし、遂に慶應元年（一八六五年）九月、英國公使パークスは佛米蘭の代表者と共に、軍艦九隻を率ゐて神奈川を抜錨し、十七日攝津に至り、兵庫の開港と條約勅許とを要求し、日を期して回答を求め、若し幕府にして斷ずることが出来なければ、直ちに京都に上つて朝廷と直談せんと迫つた。こゝに於て幕府の當路者は大に驚き、朝廷に泣き付いて條約の勅許を仰いだので、朝廷にては大激論の後、遂に同年十月五日を以て條約の勅許を見るに至つたが、京都に近き兵庫の開港は未だ勅許が與へられなかつた。けれども慶應三年に至つて、曩きの五年の延期も將に盡きんとするので、列國使臣の幕府に迫ることいよゝ急であつて、時の將軍慶喜は更に兵庫開港の已むべからざるを奏し、遂に五月二十四日を以てその勅許を見るに至つた。これ實に慶應三年（一八六七年）十月十四日慶喜參内大政奉還を奏請せし五ヶ月以前の事實であつた。

## 第四篇 明治の外交

### 第十六章 明治新政府の外交

#### 七九、新政府と對外關係

王政維新によつて日本は新しき國際的舞臺に登壇することとなつた。御齡若き明治天皇は、誠忠にして勇氣に満ちたる群臣を率ゐて、萬機を親裁遊ばさるゝのである。明治元年戊辰（慶應四年）一月十五日、明治政府はこのことを條約國に報告せんとて、外國事務取調掛東久世通禧をして、佛蘭西公使と兵庫に會し、日本國天皇は徳川慶喜の政權奉還を允許し、内外の政事は之を親裁し、従前條約に用ひたる大君の名稱に換ゆるに天皇の稱を以てし、各國交接の事務は有司に命じて之を管掌せしむ。

との國書を交付せしめ、尋で英、伊、米、普、蘭各國公使にも交付せしめた。また同日を以て外國の儀は先帝多年の宸憂に被爲在候處、幕府從來の失錯により因循今日に至り候折柄、世態大に一變し、大勢誠に不被爲得已、此度朝議の上斷然和親條約被爲取締候。就ては上下一致疑惑を不生、大に兵備を充實し國威を海外萬國に光輝せしめ、祖宗先帝の神靈に對答可被遊寂慮に候間、天下列藩士民に至る迄此旨を奉戴心力を盡し勉勵可



## 有之候事

但是迄幕府に於て取結候條約の中、弊害有之候件、利害得失公儀の上御改革可被爲在候。猶外國交際之儀は宇内の公法を以て取扱可有之候間、此段相心可申候事。

との布告が發せられた。

同年三月十四日、天皇は公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭り、五ヶ條の御誓文を發せられたが、その中に

一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。

一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

と仰せられ、また同日億兆安撫國威宣布の御宸翰中、

然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我邦のみ世界の形勢に疎く、舊習を固守し一新の效を計らず。朕徒らに九重中に安居し、一日の安を偷み、百年の憂を忘るゝときは、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱め奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る。故に朕茲に百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置かん事を欲す。

と仰せられてゐるのは、開國進取の國是をかざして世界に乗り出せる新日本の面目躍如たるものがあるのである。

かくの如く明治政府の理想は高かつたが、實際の行路は險惡なるものであつた。それは列國が猶我國の主權の所在を領會しなかつたのみならず、政府も亦國家主權の意義を解せずして、一再ならず困難に際會したのである。たとへ

ば明治元年幕府征討の師出づるや、新政府は各國に向つて局外中立を求め、各國はこれに應じて局外中立の布告をした。次で政府が東北征伐に従ふや、英佛諸國は東北諸藩を一獨立國と認めて、その平定まで局外中立を宣言したのである。また函館戦争の時に當り、かつて幕府の注文した軍艦一隻米國から到着したが、米國政府は局外中立の説を唱へ、交戦國の一方たる政府にこれを引渡すことが出来ないとして拒絶し、これがために交渉數月に及び、戦争終つてから漸くこれを受取ることを得た始末であつた。

外務省の設置せられたのは明治二年七月であるが、當時の外交思想が極めて幼稚であつたがため、苟くも外國交渉の事件は大小輕重を問はず太政官に持ち込み、一々その指揮を仰いで外國公使と接衝した。また國民の攘夷思想も頗る盛であつて、動もすれば外人暗殺の擧を企て、明治元年二月十五日には堺浦警備の任に當つた土佐藩兵が、佛蘭西人十四名を殺傷した事件起り、同月三十日には英國公使パークスが參朝の途上刺客に襲はれたりした。これらは皆新政府の責任に歸すべきもので、英佛兩國は遂に衛兵を横濱に置くに至り、外務當局者の困難は一方ならぬものであつた。かゝる時代に於ては外國から我が國に要求する事件ばかりで、我が國から外國に要求するものとはなく、我が國の態度は能ふかぎり遁辭を設けて對手の要求を拒み、またこれを輕減するにあつた。同時に外國使臣の我に對する態度は往々にして驕慢無禮に亘り、我が重臣を殿上に叱咤罵詈する者さへ出て來たのである。

かゝる艱難の間にあつて條約國も漸くその數を増し、瑞典、諸威、及び西班牙は元年九月、奧地利は二年九月、布哇は四年七月、各々修交通商條約を結んだ。政府もまた明治三年閏十月二日外務大臣大坂島尙信を少辨務使として英、佛、獨三國に駐劄せしめたのを初めとし、漸次外交官を締盟諸國に派遣するに至つた。



八〇、マリヤルス號事件 明治四年十一月になつて副島種臣が外務卿に任ぜられ、初めて我國の威信が列國の間に樹立せられた。副島外務卿は、當時新任されたる英國代理公使ワトソンが謁見を求むるに際し、日本從來の禮式を改めて立禮を用ひたと請求したるを拒絶し、「その國に入つてはその國の禮に従はねばならぬ、ワトソンが強めて立禮を要求せば斷じて謁見を許さない」と彼の倨傲を挫いた。然かもその後露國公使ブーツォフが謁見を求むるに際し、立禮と座禮とを問はず日本任意の禮式に従はんと言つたので、副島は直ちに謁見の手續を運び、彼に許すに立禮を以てした。ワトソンはこれを知り、その後謁見を請ふにブーツォフと同様の辭令を以てしたのである。

副島外務卿は次で起つたマリヤルス號事件に際し、正義人道を尊重する硬骨外交を發揮して、明治初期の歴史に光彩を添へた。

それは明治五年七月、横濱に入港した秘露汽船マリヤルス號が、二百三十名の清國奴隸を搭載してゐたのである。その中の一名が船中の虐待に堪え兼ねて海中に投じ、對岸に泳ぎ着いて英國領事館に訴へてから事件が擴大された。當時秘露とは無條約國であつたが、副島は正義人道の立場から直ちに外務卿の權限を以て、神奈川縣令大江卓に命じてマリヤルス號を押收せしめ、悉く奴隸を解放して清國に送還し、これと同時に事件の顛末を歐米列國に通知したのである。

この報に接した秘露政府は、日本政府の措置を不法として使節を派しその責任を問はんとした。佛國公使は日本政府の奴隸解放などは滑稽であると冷笑し、米國公使も亦これに反對の態度を示した。加ふるに政府部内に在つても外交上の紛議を生ぜんことを恐れて反對するものもあつた。然るに副島は依然として強硬なる主張を持して下らず、遂に本件を露國皇帝の裁決に委することとして秘露使節を歸國せしめた。而して露國皇帝は明かに日本政府の措置の正當なることを裁決したのである。

こゝに於て副島外務卿の執つた英斷は、國際法上の一新例を開き、從來奴隸賣買の盛なる澳門では、將來これを禁止すべき宣言を發し、英國政府は今後日本政府に倣ひ、外國船の奴隸を解放すべき慣例とするに至つた。清國の官民が日本に對して感謝したるは言ふまでもなく、この事件を機端として秘露とも修交條約を結ぶに至つた。

八一、樺太千島交換條約 樺太境界談判は幕末時代より殘されたる日露間の未決問題であつた。一時中絶したるこの問題は、明治政府となつて以來、明治二年七月開拓使を置き、佐賀藩鍋島直正を開拓使長官として蝦夷地の、岡本監輔を開拓使判官として樺太の經營に任せしむるに至つて再燃した。明治五年副島外務卿は、樺太全島を回復する目的で露國と談判を開き、接衝十數回に亘つた。當時(一八六七年)露國はアラスカを七百二十萬弗で米國に讓渡した先例があつたから、副島は露國公使と交渉し、北緯五十度以北の樺太を二百萬圓にて買收せんとした。けれども露西亞はすでに西比利亞全土を領有して、その經營に苦心してゐた最中であつたから、對岸一髮の水を隔てた樺太島に、日本國旗の飄るを好まず、たとへ千島全部に與へても樺太は必ず我が手に收めなければならぬとして拒絶した。副島は更に一案を提出して曰く「千島の得撫、國後、樺捉三島はもとより我が領有とし我は樺太の領有を捨つるであらう、然る代り我若し兵を大陸に動かす場合には、露國はその領内何れの地たりとも、我が軍隊の通行を容認すべき條約を



結ばん」と。これは當時朝廷に征韓論が起つてゐたので、副島の胸中樺太の如き瘦地は惜みなく露國に與ふる代りに、露西亞領のボセツト灣より我が軍隊を上陸せしめ、一舉朝鮮の背後を衝かんとする深謀を藏してゐたのである。これを聞いた露西亞公使は何分の大問題であるから本國政府に照會してからの上にせよと答へ、日數を經過する中、明治六年三月副島外務卿は全權大使として清國に派遣せられた。然るに副島不在中の機に乗じて樺太放棄論が政府部内に起り、開拓使次官黒田清隆は、日露兩國の紛争を避けて北海道開拓に専念すべく提唱した。その後副島が征韓論の議合はず、西郷隆盛、板垣退助等の諸參議と連袂辭職するに及び、政府はいよいよ樺太を捨つるの意を固め、明治七年八月駐露公使榎本武揚に全權を委任して露國政府と交渉せしめ、八年五月七日（露曆一八七五年四月二十五日）露國全權ゴルチャコフとの間に所謂樺太千島交換條約を結んだ。該條約によつて日本は樺太に於ける主權を露國に讓渡しその代りとして露國は占守島以下十八島を全部日本に讓渡するものであつて、外に露國は十年間コルサコフ港（大泊）に於ける日本船の港税及び關稅の免除を約し、かくて多年懸案たりし國境問題は、我が國の不利の裡に解決された。

**八二、琉球問題の解決** 琉球は我が推古時代（六一六年）に於ける掖玖國の一部である。その形虬の蜿蜒として水中に浮ぶが如きであるから、琉虬と名附けられたが、後に現在の琉球となつた。

琉球は慶長時代から薩摩に隸屬してゐたが、他面明朝の正朔を奉じ、支那を父とし我を母としてゐた。明朝衰ふるや、島津久光はこの兩屬問題を解決せんと企てたが、幕府は事端を醸さんことを恐れて許さず、清朝の時代になつても依然舊態を持續してゐた。

琉球と歐米との交渉は天正元年（一五七三年）葡萄牙人の上陸したのを初めとし、享和三年（一八〇三年）に英米兩國の船舶來り、その後天保三年（一八三二年）同八年（一八三七年）にも兩國の船舶が來て通商を求めたけれども應じなかつた。

弘化元年（一八四四年）佛蘭西の軍艦一隻運天港に來り、修交、貿易、布教の三事を請ふたが、琉球は物資窮乏して薩摩から補給を受けてゐるから外國と貿易する餘地無く、琉球は支那の藩屬で歴代封爵を受けてゐるから恣に外國と交渉すること能はず、また琉球は孔孟の教を奉じてゐるから他の宗教を布くことを許さぬとて拒絶した。弘化三年にも亦佛艦三隻來り、修交貿易を強要したので、琉球は指揮を薩摩に仰いだが、薩侯は幕府と協議して琉球王限り處決せんことを默許し、布教は拒絶させることにした。

弘化四年にも佛艦來つて通商を強要し、應ぜざるに及んで四十餘名の陸戰隊を上陸せしめ、琉球官吏を強迫して條約案に署名調印させてしまつた。薩藩即ち琉球王に勧め、支那政府によつて佛國人を退去せしめんとした。かくて清國は廣東在留の佛國領事に交渉の結果、嘉永元年（一八四八年）琉球在留の佛國人を引上げさせた。佛人退去後間もなくその翌年英船來つて通商を求めたが拒絶された。嘉永六年（一八五三年）五月二十六日、米國使節ペリーは日本渡航の途次那覇に來り、六月六日首里に赴き王宮に入つた。その後もペリーは三たび琉球を訪問し、武力を以て強迫し修交條約を締結してゐる。

明治五年九月十四日、琉球國王尙泰、王子尙健を東京に遣はし、參朝して維新を賀せしめた。そこで勅して琉球藩を置き、尙泰を藩王に封じて華族に列し、かつて琉球が歐米諸國と結べる條約を改めて我が政府との條約とし、官吏



を派して外交を管理せしめた。然るにこの時琉球の漂流民が臺灣の生蕃のために殺害されたので、我が國は明治七年琉球のために問罪の師を臺灣に派遣し、支那と交渉して琉球が日本の專屬たることを認めさせ、またその翌明治八年には、内務大丞松田道之を遣はし、その清朝に朝貢し封冊を受くるを禁じ、且つ藩制を改革し、我が正朔を奉じ、我が法律を遵奉せしめ、藩王の上京を促がしたが、藩民はむしろ清朝に倚賴せんとする形勢が見えたので、十二年斷然藩を廢して沖縄縣を置き、これを中央政府の直轄に歸せしめた。これを聞きたる清國は我が處置を難じて兩屬を主張したが、偶々東洋來遊中なりし米國大統領グラントの斡旋によつて、遂に日本の領土たることを決定し、次で列國の承認を得て全く解決した。

### 八三、小笠原島問題

小笠原島は文祿二年(一五九三年)家康の伊豆奉行小笠原貞頼の發見にかゝると言はれてゐる。その後寛永二年(一六二五年)まで年々渡航したが、その子長直が上州館林に移封されたので中絶した。

享保十二年(一七二七年)浪人小笠原宮内及びその甥式部の二人より、この事を具したる書を幕府に上り、開墾を請ふて許された。依て同十八年十一月探檢船を大阪より發し、この島に命名するに小笠原島と稱するに至つたのである。然かしその後久しく無人島として太平洋中に委棄せられてあつた。寛政四年(一七九二年)林子平が著はした『三國通覽』中にもこの無人島の事を論じてゐる。

外國人にして小笠原島に來たのは、一八二三年(文政六年)米國の捕鯨船長コツフィンが最初である。故にかのペリーの一行によつて群島の一にコツフィンの名が與へられた。群島全部をボニンと呼ぶのは、無人の轉訛であるとされ

てゐる。一八二七年(文政十年)には英國の測量船長ビーチュー一行來たり、島名にフランススベリーの名を附し、銅版を刻して埋めた。一八三〇年(天保元年)には伊、米、英、西等の労働者一團、布哇より移住して海南諸島との間を往來した。その後も英米兩國の船艦が、屢々この島に航海してゐる。一八五三年(嘉永六年)六月十四日、ペリーは琉球より到着し、二隊の人員を派して島内を探檢し、碇泊所、貯炭所、物資供給所等の用たらしむべく放牧、栽培、播種等をして去つた。

然かし幕府も亦この島を放棄して、外人の自由に委することが出来なかつた。即ち外國奉行水野忠篤を派遣して、八丈島の人を移し、土地を測量し、戸口を檢し、地名を附したが、文久二年生麥の變起るに及び、島民を内地に引上げさせた。維新後明治八年に至り、政府は官吏を派遣して島民を慰撫し日本の領土たることを明かにし、居住の白人を日本の民籍に編入するに至つた。



第十七章 條約改正問題

八四、不平等條約の締結 維新開國の日本が第一に着手せねばならなかつた外交上の案件は、條約改正の大業であつた。けだし安政五年米、英、露、佛、蘭五國との間に締結された所謂五國條約を初め、歐洲列國との通商條約は何れも不平等極はまるものであつた。それは幕府當局者の間に外交上の經驗と智識とを有たず、國際上の通義を知らなかつたから、只管外國の威嚇に恐れて、深く利害休戚の如何を究むることもなく、倉卒の間に締結したものであつたからである。かの領事裁判權の如き、締盟列國人の日本人に對する争は、列國の法律に依て列國の領事これを裁斷し、日本人の外國人に對する争は、日本の法律によつて日本有司これを裁判するものであつて、これで如何に外國人が日本に來て罪惡を犯すとも、日本の法律では如何ともすることが出来ない。これほど國家の主權が無視された話はないのであるが、國際法に無識な幕府の政治家は、これが却て公平無私なるものゝ如く考へてゐた。かの安政條約の一方の締結者たりし米國公使ハリスは、幕府の當局者が容易に片付けるであらうと豫想された米銀交換割合問題に固執したに拘らず、到底承諾しそうにもないであらうと思惟された領事裁判權問題を、如何にも雜作なく承諾したに驚いたと言つてゐる。

これと同時に奪はれたものは稅權の自由であつた。慶應二年五月、締結されたる改稅約定中に曰く  
安政五年戊午(一八五八年)日本政府と英、佛、米、蘭四ヶ國と取締びし條約に添へたる交易規則第七條に定め置き

し通り、その輸入輸出の運上目録を改むべき旨右四ヶ國の名代人、夫々の政府より一樣の命令を受け、且又日本慶應元年乙丑十月(一八六五年十一月)四ヶ國の名代人大阪に赴きし所、日本政府より輸出輸入の諸品都て價五分の運上を基本とし、右運上目録を猶豫なく改むべき赴を約定し、將た日本政府は外國との交易を盛にし、和親の交際益々篤からむことを欲するの證を更に顯はさむが爲め……。

と。これは關稅に關する規定であつて、日本は國定稅則を適用する餘地なく、特にその稅率の如きも、輸入品に對して五分以上を徵收する能はざる制限を付せられたものである。されば日本より歐米諸國に輸出する貨物には、先方の法律によつて如何に過重なる關稅を課せられても、先方から輸入する商品に對しては、日本は稅率を制限せられて勝手に改定することが出来ないものと規定された。これは即ち偏務契約であつて、不平等も甚しいものである。

明治元年の布告に「幕府に於て取結條約の中、弊害有之候件、利害得失公儀の上御改革可被爲在候」とあるのは、即ちこの不平等條約を改めんとする精神の出現である。然かし明治元年より二年にかけて、瑞、諾、西、獨、澳諸國と結ばれたる條約の内容は、大體安政條約と同一主義の下に成つてゐたのみならず、却てその條款が浩瀚なだけ、我が主權の自由行動を束縛したことが多大であつた。これらは新政府の政治家が幕末政治家同様、國際上の智識に乏しかつたのに由るのであるが、他面維新草創の際、國內の秩序を回復するに急はしく、未だ外を顧みる追がなかつたからであつた。

八五、岩倉大使一行の歐米巡遊

以上の如く舊條約は不正不平等の甚だしきものであつたから、明治二年十二月



外務卿澤宣嘉は、初めて條約改正の要求を列國公使に申込み、翌年四月外務大輔寺島宗則は、また同じくその照會を列國政府に發したが、まるで對手にして呉れなかつた。けれども舊條約滿期の時期も明治五年七月に迫つて來たので我より進んで大使を派遣し、直接に列國政府と談判を試みるこゝとなつた。

この重大なる使命を帯びたる一行は、右大臣岩倉具視を特命全權大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、工部少輔山口尙芳を各副使とし、外に隨員四十八名から成立つてゐた。明治四年十月八日任命を受けた一行は、更に五十四各の歐米留學生と共に、十一月十二日郵船アメリカ號に搭じて横濱出港、十二月六日桑港に到着した。その夜米人は一行のために歓迎の宴を開いたが、岩倉は烏帽子、小直衣、切袴といふ裝束でこれに臨み、一場の演説を試みたのである。かくて翌五年一月二十一日には首府ワシントンに着し、二十五日正副使は衣冠帶剣で白聖館を訪問し、大統領グラントに謁見して國書を奉呈した。當時駐米辨務使森有禮の建言もあり、岩倉等は直ちに國務卿と會して條約改正の談判を開かんとしたが、これがためには全權委任状を必要とした。そこで大久保、伊藤の二人はこの委任状を携へ來るべく、別に作製した改正案の大綱を齎らして一旦歸朝した。

改正案の大意は(一)内地雜居は尙早であるから、外國人として居留地方の規則を遵守せしめんがため、若干年間先づ開港場に於て何里方内と定め、内治の整頓を待てその區域を擴張すること(二)裁判所を公開し、内外人をして同一の審判を受けしむることを條約文に明記し、從來の治外法權を撤去すること、但當分の間法律を假設し、漸を追て法律を改正し、裁判の公平と法律の寛裕とを外人に明示し、以て在留外人をして我が法律の支配を受けしむること、(三)日本法律中に外教禁止の明文なきも、高札に禁令あるが故にこれを除去し、外人に信教の自由を許すことといふに在

つた。

この改正案に對しては、政府部内にも異論があつた。中には他日を期して東京に開くべしと主張する者もあつたが、副島參議は伊藤と共に命を受けて改正案の審査に従事し、漸く廟議の決定を経たから、大久保、伊藤の兩副使は全權委任状と成案とを携へて再び米國に渡つた。かくて條約改正の談判が開かれたが、米國はいつかな、これを承諾する色がなかつたから、岩倉大使は遂に條約改正の目的を中止し、五年七月ボストンを出帆して七月十四日英國に着した。當時英國皇帝は避暑中であつたから、十一月四日に初めて皇帝に謁見することが出來た。大使一行はこの日始めて洋式大禮服を着けた。十一月十六日一行は英國を辭して伊國に入り、その月二十六日佛國大統領に謁見した。それより一行は白耳義、和蘭の兩國を経て、翌六年三月柏林に着し、獨帝に謁見した。然るに當時我が政府部内に於ては確執衝突が起り、加ふるに樺太問題、臺灣事件、征韓論等の外交案件が續發したので、大久保は先きに歸朝の途に就き、五月二十六日横濱に着いた。岩倉等の一行は更に露國に赴き、次で丁、瑞、諾、伊、澳諸國を巡遊した上、佛國マルセイユ港出帆歸朝の途に就き、九月十三日横濱着、翌十四日を以て參内復奏したのである。

**八六、條約改正の延期と中止** 明治十一年寺島外務卿は、米國との間に稅權回復に關する談判に成功したが、この條約は列國とも締結の曉に於て實施すべしとの明文があり、また當時の英國公使パークスが極力關稅率の引上に反對し、我が要求に應じなかつたので、折角米國との間に結んだ改正條約も一片の空文となつてしまつた。その頃英人ハルトレーが阿片密輸入を行ひしを我が稅關吏の發見するところとなり、訴訟事件を惹起したが、在横濱の英領事は



ハルトレーの行爲を正當であると判決したがため、我が税權は全く蹂躪されたる姿となり、輿論轟々として寺島外務卿を攻撃したので、明治十二年九月井上馨代つて外務卿となつた。

井上は税權の一部を回復する目的で改正案を立てた。また從來法律の制定には一々外國公使と協議する習慣になつてゐたが、自今立法事業には一切外人の容喙を許さざることとして、十三年七月その成案を列國に廻附し、これを基礎として會議を東京に開かうと提言したが、英國公使の勸告により、裁判權に關する豫備會議を、十五年一月外務省に開いた。然るに列國は日本の提案に對して容易に承諾しさうにも無く、井上外務卿は内地雜居を條件とし、領事裁判權撤去を要求する趣意で、十九年五月再び談判を開き、その結果通商條約と裁判管轄條約とを分離して締結することとした。

政府は一日も早く條約改正の目的を果さうとして、只管外人の歡心を買ふに努め、それがために歐化主義の風潮滔々として一世に蔓延した。かの鹿鳴館を中心とする舞踏會が催されたのもこの時である。然るに農商務大臣の椅子にあつた谷干城は閣下に伏奏して、改正案反對の意見書を奉呈すると共に桂冠し、これに應呼して民間志士の猛烈なる政府反對運動が起つた。かくて條約改正は無期延期となつたので井上外相辭職し、暫時伊藤總理大臣がこれを兼攝してゐたが、二十一年二月大隈重信新たに内閣して外務大臣となつた。尋で伊藤總理は樞密院議長に轉じ、黒田清隆代つて總理大臣となつた。

大隈外務大臣は條約改正に着手するに、從來の聯合談判を廢して國別談判とし、同時に最惠國條款の解釋を變更して、墨西哥と最初の條約を結んだ。その後も各國との間に談判が進行したとき、二十二年八月端しなくも「外國法官の幾人かを日本の高等裁判に任命すべし」といふ改正案の内容暴露し、これがために憲法違反なりとする輿論猛然として起り、閣僚中にも亦御前會議の席上非難を加ふる者出で、遂に十月十八日閣議を以て條約改正を中止することに決した。この日大隈は内閣より外務省に歸らんとする途上、來島恒喜のために要撃せられてその隻脚を失つた。

かくて内閣更迭して、外務次官青木周藏が山縣新内閣の外務大臣となり、引續き條約改正の談判に従事し、英國との間に純然たる對等條約案の談判を開かんとして、適ま大津事變起り、青木外務大臣は責を負ふて辭職したがために復もやこの事業は挫折した。

この大津事變といふのは、明治二十四年(一八九一年)五月十二日、後のニコラス二世となつた時の露國皇太子が、西比利亞鐵道起工式に參列の途次來遊して大津を觀光中なりし折柄、護衛の巡查津田三藏のため突如拔劍して傷けられた事件をいふのである。この事件は朝野をして愕然色を失はしめた。明治天皇は即時關西に行幸せられ、親しく露太子を慰問あらせられたのである。閣議は露國に謝意を表せんがため津田を死刑に處すべく決定した。然るに大審院長兒島惟謙は帝國憲法を擁護する立場から極力これに反對し、遂に津田を謀殺未遂罪によつて無期徒刑に處すべく宣告した。露太子は間もなくその傷癒えてウラジホストクに向ひ、露國の輿論も亦日本の誠意を諒として深く咎めなかつた。

**八七、對等條約の締結** 明治二十五年八月伊藤内閣組織せられ、陸奥宗光外務大臣に任ぜられた。陸奥は前任者の英國政府に提出したる改正案を基礎として談判を開始し、途中種々なる障害が續出したが、鋭意その排除に努めて



遂に明治二十七年七月十六日、英國外務大臣キムバーレーとの間に改正條約に調印することが出来た。新條約は外人の利益のみを圖れる片務不平等の舊條約を根本より覆へし、すべて相互對等の原則の上に成立したものであつて、明治初年より著手して歴代當局者の苦心焦慮した難關を漸くこゝに突破することが出来たのである。

我が條約國中最も有力なる英國との間に成功した以上、その他の列國との間に條約改正の交渉を開くことは最早決して困難な事業でなかつた。これに加ふるに日英條約調印後數日にして日清戰爭起り、連戰連勝の結果我が國の實力は漸く列國の認むるところとなつたので、久しく我に好意を示してゐた米國は同年十一月二十二日ワシントンに於て改正條約に調印し、伊太利は同年十二月一日ローマに於て調印した。爾來列國との改正談判は着々成功し、三十年十二月五日墮匈國との條約締結によつて、條約改正の大業は全く終局を告ぐるに至つた。かくて新條約は三十二年七月より實施せられたが、これに就て特に注意すべき諸點は左の項目である。

- 一、輸入税の税率は從來平均五分であつたが、一割以上に上したること。
- 二、裁判權に關しては日本に在る外國人及び外國の物件に就き、全然日本の裁判權を及ぼしたること。
- 三、従前の居留地制度を廢して内地雜居を許したること。

これより先き、明治三十二年六月三十日を以て、左の如き改訂新條約實施に付戒飾の詔勅が下された。

朕祖宗の遺烈に頼り、紀綱を振ひ治化を施き、内國運の隆昌を致し外列國の交誼を敦くすることを得たり。而して朕が生來の宿望たる條約の改訂は、規畫を悉し交渉を累ねて、竟に締盟各國と妥協を遂ぐるに至る。茲に其の實施の期に迫りて帝國の責任重きを加ふると共に、列國の和親愈々其の基礎を鞏くしたるは朕が中心の欣榮とする所なり。

り。朕は忠實公に奉ずるに厚き臣民の深く朕が意を體して開國の國是に恪遵し、億兆心を一にして善く遠人に交り國民の品位を保ち帝國の光輝を發揮するに努めむことを庶幾ふ。

朕が在廷の臣僚は、朕が爲に新條約を施行するの責に任じ、百官有司を飭し慎重措置中外臣民をして均しく其の惠澤を享けて憾なからしめ、以て列國の和好を永遠に鞏固ならしめむことを期せよ。



第十八章 對韓政策の經緯

八八、征韓論起る

明治新政府は明治元年正月、宗對馬守をして使を朝鮮に遣はし、舊交を修めしめ、また王政復古天皇即位の事を報せしむるに當つて、その文書には皆皇上若くは奉勅の文字を用ゐた。

韓廷はこれを見て大に怪しんだ。何となれば皇上、奉勅の文字は老大國たる清國の皇帝のみが用ひ來つたもので、大君政府たる日本が用ゆる文字とは思惟しなかつたからである。そこでこれは舊例古式に違ふものであり、またその押印も相違してゐるのは隣交に悖るものであるとなし、我が國書を斥けて受けず、その後我から幾度び親切叮嚀に反復した書面を送つても、悉く棄て、應じなかつた。

かゝる交渉談判に約二ヶ年を費しても更に要領を得なかつたので、政府は明治二年十一月、宗氏の任を停止して直接朝使を派遣することに決し、外務權大録佐田伯茅、同少録森山茂の二人に命じて韓國に赴き、交渉の任に當らしめた。佐田等は釜山の和館に到り、東萊府使を相手として交渉を開始したが、彼は依然曖昧なる言辭を弄するのみであつたので、朝鮮遂に度すべからずとして征韓論を建白し、廟堂諸公の間にもその必要を説き回つたのである。

當時朝鮮に國政を執つてゐたのは、國王熙の生父李昰應大院君であつた。彼頑迷固陋夙に攘夷の政策を施き、基督教の布教を禁じ、天主教徒を殺戮し、佛蘭西宣教師をも殺戮した(慶應二年一八六六年)ので、ために佛蘭西と戰端を開いたが、大敗に至らずして和を結び、次で米國の通商要求を斥けて(明治三年一八七〇年)また戰端を開いたが、この時も大敗しない中

に講和した。そこで大院君の意氣いよく傲り、我が國までも輕蔑して頑然應ぜず、戰爭ならば何時でも釜山の埠頭で相手を致さうといふ態度を示した。また日本が當時しきりに歐米文物に模倣して舊制を革むるに急なるを見、これ夷狄禽獸の俗に化するものであるとして、ます／＼これを卑しめ、暴慢不遜日に募るばかりであつたから、征韓論はいよいよ熾烈となつた。木戸孝允の如きも最初は熱心なる主唱者の一人であつたのである。

征韓論が公然閣議に上つたのは明治六年五月十六日であつた。清國派遣中の副島外務卿に代つて外交事務を署理中であつた外務少輔上野景範から、韓國處分の已むべからざる事情を報告されて、列席の參議は太くも興奮させられたのである。一大隊の兵を送つて締結を強要すべしと論じたのは板垣退助であつた。使節をして軍艦を率ゐしめ、韓廷に到らしめよと説いたのは三條實美であつた。この時西郷隆盛は「先づ禮を以て彼に臨み、彼にして尙自ら覺醒せざれば直ちに問罪の師を起して征服するが宜い。而して使節の任は自分之れに當りたい」と主張した。

七月二十六日副島外務卿は清國から歸朝した。副島は清廷から朝鮮の和戦一切の事に關係せぬ旨言明を取つて來たので、熱心に征韓論に賛成したのである。かくて八月十七日の閣議に於ては、各參議孰れも西郷を遣韓大使とするこゝとに異議なく決定し、たゞその發表丈けを歐米巡回中の岩倉大使歸朝後とすることにした。

然るに明治六年九月十三日歸朝したる岩倉具視はその行を同じうした大久保、木戸等の諸政治家と共に、極力征韓論に反對した。その理由とするところは、今は内治の改良を謀つて國家の基礎を立つところが急であるから、難を外に構ふるが如きは努めて避けねばならぬといふのである。かくて改めての閣議は十月十四日を以て開かれた。この日には三條太政大臣の外に、西郷、板垣、副島、江藤、後藤の所謂征韓派五參議、岩倉右大臣、大久保、大隈、大木



の非征韓派三參議が對立して激論を闘はしたが、何の決定するところも無かつた。大久保は内務省建設のために五日の日子を借さるゝならば、その上にて大使派遣の議に賛成するであらうと提言したが、征韓派のために葬られたので、十七日辭表を上つた。この日西郷は早朝より參朝して岩倉派を待つてゐたが、岩倉派は總缺席であつた。かくて内閣の統一全く破れたるに心痛措かなかつた三條は、翌曉に至つて突然卒倒して人事不省に陥つた。二十日岩倉は三條太政大臣に代り、大政を署理すべき大命を拜した。

三條が急病で倒れたことは、西郷等に取て回復し難き一大打撃であつた。何となれば征韓派はこれに由て自派の意見を奏上し、勅裁を仰ぐべき責任者を失つたからである。これに反して非征韓派は岩倉の拜命に由て一大生氣を吹きかけられた。大隈、伊藤、黒田、松方の徒は起つて大に奔走し大に畫策した。木戸も憤發した。大久保も憤發した。岩倉に至つては勿論暗中飛躍の中心であつた。

十月二十二日、西郷等征韓派の諸參議は打ち連れて岩倉を訪問した。これは最後の手段として正々堂々正面より岩倉に迫る考であつたからである。果して兩者の間に正面衝突が起つた。岩倉は遂に自分の眼球の黒い間は斷じて諸公の意見を通させぬと答へて、こゝに征韓論は物別れとなり、維新以來六年に亘つた朝野の大論點も萬事休するに至つた。西郷以下五參議を初め、桐野利秋、篠原國幹等征韓論の主唱者は二十三、四の兩日に亘つて辭職してしまつたのである。

### 八九、江華島事件

かくて日韓の交渉はしばらく中止の姿であつたが、明治八年九月二十日我が軍艦雲揚が航路

測量の目的にて朝鮮沿海に廻航し、途中炭水缺乏のため江華島に投錨したとき、同砲臺の韓國守備兵は突然砲撃を加へたので、我が艦はこれに應戦して砲臺を破壊すると共に、急を東京に報じた。そこで政府は參議兼開拓長官黒田清隆を全權大臣、議官井上馨をその副使とし、陸海軍を以てこれを護衛し、往いてその罪を問はしめた。使臣等は翌年二月十日江華府に入り、朝鮮接見大臣申樞副官尹滋承の二人と會見して強硬なる談判を開き、且つ修交條約の締結を要求し、十日間を限つてその確答を迫つた。

當時韓廷には開國派の閔族が漸く政權を得たと雖も、大院君の勢力猶盛であつて、斷然日本の要求を拒絶すべしと主張した。日本全權亦十日の期限に到るも韓廷より何の回答も無かつたので、決然軍艦内に退去し、更に四日間の期限を以て最後の猶豫を與へたのである。この時朴圭壽、吳慶錫の二人修好説を唱へて國王及び王妃を動かすに及び、こゝに日韓修交條約成り、明治九年二月二十六日その調印を了へた。

この條約は全部が十二款に分れてゐるが、その第一款には  
朝鮮國は自主の邦にして日本國と平等の權を保有せり、嗣後兩國和親の實を表せむと欲するには、彼我互に同等の禮儀を以て相接待し、毫も侵越猜嫌することあるべからず、先づ従前交情阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し、務めて寛裕弘道の法を開擴し、以て雙方とも安寧を永遠に期すべし。

とあり。堂々と朝鮮國の獨立國たる所以を承認し、これを中外に紹介したのである。けだし、從來韓國は清國を仰いで上國とし、即位及び立太子の場合には一々清國皇帝の裁可を受けて居り、清國も朝鮮を藩屬と爲して傲然これに臨んでゐたが、この條約によつて韓國は決して清國の屬邦でなく、自主獨立の國たることを保障せられた次第である。



そこで政府は先づ使臣を朝鮮に駐劄せしむることとし、同時に特命全權公使森有禮を清國に派遣し、右の理由を清國政府に言明せしめた。

**九〇、壬午(明治十五年)の變** 明治十三年四月十七日京城に我が公使館が設けられ、代理公使花房義實が辨理公使として駐劄することとなつた。

韓國では江華條約成立以來、保守黨たる大院君の一派が勢力を失ひ、開國黨が漸く頭を擡げて來た。彼等の領袖金玉均、徐光範等十數名は明治十四年、日本に來遊して我が文物制度を視察し、歸國してから盛に進歩主義を唱へて韓廷を改革しようと企てた。王妃閔氏の一族もまたこの開國黨と結んで保守黨一派を宮中より掃蕩し、閔氏を中心とする新政府を建設し、權力を擅にするに至つた。

これを見て快からず思つた大院君は、遂に明治十五年(一八八二年)七月二十三日、京城の鎮兵を煽動して亂を起さしめた。數千の亂兵は直ちに王宮に迫つて閔派の宰相を殺害し、國王に逼つて終に政權を握り、韓廷に軍事顧問たりし工兵中尉堀本禮造等もまた掩殺さるゝところとなつた。尋で我が公使館も亂兵の襲ふところとなつたので、花房公使は身を以て仁川に逃れ、英國測量船に援けられて長崎に到り、急を政府に報じたのである。政府即ち陸海軍を派して花房公使を京城に護送し、その罪を問ふたが回答を得なかつた。かゝる折しも清朝では日本の勢力次第に朝鮮内に浸潤して來ることを喜ばなかつたが、この兵變に乗じて韓國に於ける宗主權を揮はんと欲し、吳長慶、袁世凱、丁汝昌等の陸海將軍を派し、兵を率ゐて入京の後、亂徒を鎮定せしむるところあつた。

日韓の關係は一轉して日清の關係となつた。日本駐劄清國公使黎庶昌は政府に申込むに清國が居中調停に意あることを以てしたが、政府は飽くまでも朝鮮を獨自主立の國と認むるが故に、清國の調停を依頼する必要があるいと拒絕した。清國は初め朝鮮を屬國と見て、我に對して強硬の態度に出でゝゐたが、直隸總督李鴻章は、かくして日清兩國の衝突することは清國のために利あらずと思惟し、駐韓公使馬建忠に訓令して、兵變の張本たる大院君を斥けしむることとした。大院君即ち拉へられて天津に送られたがため、韓廷の朝議忽ち變じ、國王李裕元、金宏集を全權大臣に任じて新に日本との間に商議を開き、八月三十日濟物浦に於て調印を了した。

この條約によつて韓國は兎徒を處罰し、償金五十五萬圓の内、先づ十五萬圓を日本に支拂ひ、謝罪使として朴永孝金玉均、金晚植等を日本に派遣し、また日本は公使館守備兵として一個大隊の兵を京城に駐屯することとなつて局を結んだ。この歳は壬午に當れるが故に世にこれを壬午の變と呼んでゐる。

**九一、甲申(明治十七年)の變** けれども清國は内實に於て飽くまでも朝鮮をその掌中に收めんとした。京城に駐屯する兵五營の將として任にあつた袁世凱は、深く閔妃一派と結びこゝに所謂事大黨を結成した。この黨と開國黨たる日本黨との對峙して相下らざる間に、二歳を閲して明治十七年(一八八四年)となつたのである。朴泳孝、金玉均等の日本黨は専ら日本に信賴して國政を革新し、朝鮮の獨立を維持せんがために獨立黨を組織した。我が政府また竹添進一郎を公使に任じ、韓廷革新のために努力せしめ、且つ未済の償金四十萬圓を免除し、ます／＼勢力を張らんとしたが、閔妃一派の事大黨は政府樞要の地位を占めて獨立黨を排斥し、陰謀を以て朴泳孝、金玉均等を暗殺せんと企



てた。そこで獨立黨より却て機先を制するの舉に出たのである。

十二月四日、各國外交官及び韓廷の高官等を招いて京城郵政局開設の宴を開いたとき、獨立黨は突如として亂を起し、火を隣家に放ち、騷擾に乗じて大臣閔泳翊を傷け、進んで王宮に亂入し、大臣數名を殺し、國王を擁して大政革新の令を發し、新内閣を組織した。次で王命を以て我が軍に王宮守護のことを依頼したから、翌五日竹添公使は兵一中隊を以て王宮を守護した。然るに閔族は援を袁世凱に求め、袁は韓廷守護を名として兵二千を率ゐ來り、王宮を圍んで遂に日本軍と交戦したのである。この時に及んで國王は遽かに身を翻して清軍に投じ、我が公使また兵を收めて退いたので、清兵は我が軍を追撃して遂に公使館及び兵營を焼き、在留邦人を殺戮して横暴を極めた。竹添公使等支ふるに術なくして八日仁川に逃れて變を東京に報じ、朴金等の獨立黨皆我が國に亡命した。この事變は即ち甲申の變である。我が政府は外務卿井上馨を全權大使とし、陸海軍を伴ひて京城に至り、罪を問はしむることとした。清國も亦この報に接し、吳大澂を欽差大臣に任じ、兵を率ゐて京城に入らしめた。

翌十八年正月、井上全權は朝鮮の全權金宏集と會見し、一月九日遂に朝鮮をして韓王の謝罪、負傷者の撫恤金支出兇徒の嚴刑、公使館再建費償等を約せしめた。これは京城條約である。けれども朝鮮兵變の真相は日韓兩國間の紛紜ではなく、寧ろ朝鮮に於ける日清兩國の衝突であつたから、我が輿論は別に清國を問責し、彼若し謝せざれば干戈に訴ふるを辭せずとする聲が高くなつた。政府はそこで伊藤博文を特派全權大使とし、西郷從道を副使として、十八年四月天津に於て清國全權大臣李鴻章及び副大臣吳大澂と商議交渉せしめた。けれども清國側の態度頗る尊大強硬であつて議論容易に纏らない。我が全權は遂に讓歩し、四月十八日を以て

- 一、從來日清兩國より朝鮮に屯在せしめたる兵を撤去すること。
  - 二、軍事教練のため兩國より教官を派遣せざること。
  - 三、將來兩國兵を朝鮮に派遣せんとするときは互に行文知照すること。
- の三條を締結し、別に清兵の日本人殺傷に關しては確證が無いから、他日證左あり次第、處刑すべしと定めた。天津條約とは即ちこれである。かくて韓半島に於ける日本の勢力は全く地に墮つるに至つた。

**九二、朝鮮防殺令事件** 清國は朝鮮に於ける勢力を獲得するに従つて、事毎に日本勢力の排除に努めた。而して韓廷の裏面に潜み、有らゆる畫策に餘念なかつた者は實に當時の駐韓清國公使袁世凱であつた。明治二十二年（一八八九年）の朝鮮防殺令事件の如きも、たしかに袁の存在を見逃がすことが出来ない。

當時朝鮮は二十年來の大豊作であつて、農民の歡喜は非常なものであつた。然るに同年九月咸鏡道監司趙秉式は、同地の凶作を名として諸州に防殺令を布告し、穀物の輸出を禁止して我が商人に大なる損害を蒙らしめた。政府はこれを以て條約違反の行爲であるとし、駐韓代理公使近藤眞鋤をして、韓廷に對し嚴重なる交渉を重ねしめ、翌年四月漸く不法の禁令を解かしめたが、損害要償十四萬圓に對しては、いつか強硬の態度を持って承諾しなかつた。けだし袁世凱が清國の勢力を擁して教唆してゐたからである。この交渉は四年に亘つて決せず、明治二十六年我が政府は公使を更迭して大石正巳を駐韓公使とし、防殺令事件始末書を國王に呈し、日を期して決答を促したが答ふところになかつたから、大石公使は遂に國旗を捲いて仁川に下らんとした。そこで韓廷は遽かに狼狽して讓歩妥協の實を



示し、賠償金十一萬圓を支出することを約して局を結んだ。

**九三、金玉均暗殺事件**　かくて年々悪化するばかりであつた韓國に於ける日清關係は、更に金玉均暗殺事件によつて一層暗黒の中に陥れられた。

これより先き、獨立黨に失敗した朴泳孝、金玉均等は我が國に亡命して流離不遇の間にも、猶故國を清國の羈絆より脱出せしめんと謀を講じてゐた。韓廷ではこれがために心を安んずる能はず、屢々我が國に引渡しを要求したが、我はこれを拒絶するばかりであつたので、遂に刺客を放つて暗殺せしむることゝした。明治二十七年三月二十七日、甘言を以て金玉均を上海に誘ふた刺客洪鍾宇は、その暗殺の目的を達したが、清國政府は軍艦威靖號を以て、金の屍體を朝鮮に送り届けた。これを受取つた朝鮮政府は洪鍾宇を却て重職に任じ、金の屍を刑戮して手足肢體を寸斷し、各道に捨てしむるの殘忍暴戾を敢てした。時に朴泳孝を刺さんとして我が國に來つた李逸植等は、謀漏れて我が政府の手に捕へられたが、審問の結果玉璽を押したる韓王の勅書が発見された。こゝに於て物論囂々として起り、朝鮮政府の暴虐を非難すると共に、琉球、臺灣事件以來醜釀し來つた我が國民の對清感情は、遂に濟ふべからざる悪化を見たのである。これより日清戰爭を叙するのであるが、それに先つて猶も日清間の關係を辿つて見やう。

## 第十九章 日清關係の初期

### 九四、臺灣征討

徳川幕府時代から清國との交通絶ゆること二百年に及んだ。維新政府になつてから、我が國は清國との交際を復さうとし、明治二十年柳原前光を遣はして國書を清帝に贈り、尋で明治四年四月二十七日大藏卿伊達宗城を全權大臣として北京に遣はし、修交條約を締結せしめた。然るに當時岩倉大使一行が歐米巡遊に出かける折柄であつたから、政府は暫らく日清條約の批准交換を停止せんとすることに決し、五年春全權公使柳原前光を派してこれを傳へしめたが、清國は聽かなかつた。そこで六年二月二十七日、副島種臣に全權大使の命が下つたのである。副島が清國に簡派せらるゝに至つたのは、臺灣及び朝鮮問題に就てもあつた。副島が征韓論の當時、朝鮮の和戦に關しては一切關與せぬといふ言質を清國から取て歸つたことは、前章に述べた通りである。他の一つの臺灣問題は、どうして起つたか。

それは明治四年十一月、琉球の民五十四名が臺灣に入つて土人に殺害せられ、次で六年三月備中小田縣の漂民四名がまた臺灣に至つて遭難してから、征臺論が起つて來たことである。けれども臺灣は清國の領有であるかどうか明白でなかつたため、一應清國に問合はす必要があつた。副島は清國に派せられたとき臺灣のことを問ひ糺したが、清國側では琉球は日本の所領でないから、琉球民が臺灣で殺されたからとて日本から抗議を受くる理由がないと主張して加害者たる生蕃のことに及ばなかつた。そこで我より貴國は果して能く生蕃を管轄するや否やと尋問したが、彼等は



化外の民であるといふ證言を得た。

そのうちに一方の征韓論が盛に起つて來た。西郷も副島も朝鮮の方を重要視して岩倉大久保等と相争ひ、廟議遂に決裂して内閣の分裂となり、民選議院の建議となり、佐賀の叛亂となり、國內頗る多事を極めたが、基くところは政府に反對する不平黨の多きに外ならなかつた。政府は何とかしてこの不平黨の餘憤を外に轉ぜしめやうと、こゝに征臺の議が起つたのである。この議には木戸孝允の猛烈なる反對があつたに拘らず、政府は七年四月四日遂に出兵を決し、陸軍中將西郷從道を臺灣事務都督となし、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を以て參軍とし、兵三千六百餘人を率ゐ、軍艦を發して長崎に至つた。また同日臺灣蕃地事務局を正院に置き參議大隈重信を以て長官とした。

木戸は征韓論に反對して、その唇未だ乾かざるに、征臺の事を斷ずるは非であると主張して參議の職を辭した。朝議これに動かされて躊躇決しなかつた折柄、英米二國公使また清國政府の異議を生ぜんことを憚り、傭役の外國人とその船舶の返還を求めた。政府ます／＼困しみ、大久保を長崎に派遣して外征の師を止めんとしたが、發奮せる將士の勢を制することが出来なかつた。我が軍即ち長崎を發して臺灣に上陸し、各地に馬を進めて諸蕃を征服し、遂に牡丹社の本據を衝くに至つて生蕃ほゞ平ぎた。

#### 九五、臺灣に関する日清條約

清國は日本の征臺を以て他人の領土を犯すものとし、政府に向つて抗議を提出すると共に、閩浙總督李鶴年を臺灣に派し、西郷都督に會見して同様のことを告げしめた。そこで政府は八月一日大久保を全權辦理大臣として清國に派遣し、曩きに副島の得た言質によつてこの問題を議定せしめんがため、和戰一切の

權を委任したのである。大久保が北京に着いたのは九月一日であつた。彼は直ちに軍機大臣恭親王及び大學士文祥と總理衙門に會見して、辯論反覆を盡くしたが、清國側は却つて生蕃を中國の版圖であるとし、日本の舉は中國の領土を犯すものであると主張した。こゝに於て大久保は最後の論駁を加へて曰く、

貴國は前年生蕃を化外の民であるとし、政權の及ばないところと声明した。すでに化外の民であるが故に、貴國がその暴行を懲罰することが出来ないならば、日本は國權の許す限りその能力を以てこれを處分しなければならぬ。また生蕃の暴行を放任して置けば、外國のうち必ず征服を行ふものがあらう。これはむしろ日清兩國の不利ではないか。若し生蕃を貴國の治内とせば、貴國は日本に賠償を出さねばならぬ。

と、憤然袂を拂つて起たうとした。恭親王等急に會議を開き、五十萬圓の償金支拂のことを決定したが、體面に關するからとて公文を以て證言することを拒んだので、大久保は斷然公使館の旗を捲いて歸朝せんとした。この形勢を見て取つた在北京英國公使は居中調停につとめ、終に十月三十一日(同治三年九月二十二日)兩者の間に三ヶ條の條約が締結された。この條約によつて清國政府は、臺灣の生蕃も亦化外の民でなく清國の臣民であることを承認すると同時に、琉球は日本の領土たることを承認し、以て琉球人虐殺に對する償金五十萬兩を日本政府に支拂ふことを約したのである。

大久保即ち十一月一日北京を辭して十六日臺灣に至り、西郷從道に面して和の成るを告げ、二十六日を以て横濱着翌日闕下に拜謁仰付けられた。西郷都督もまた十二月二十七日東京に凱旋した。この役我が兵の戦死する者僅に十二名に過ぎなかつたが、瘴癘のため病歿する者五百六十一人の多きに達した。またこれが爲めに財を費すこと七百八十



萬圓であつたが、大久保の清國より齎らし歸つた償金額はその十分の一にしか當らなかつたので、對外硬の主張者中これを非難する者も少くなかつた。けれども大久保はこれを生涯の大なる得意としてゐたのである。

九六、清韓宗屬問題

我が國が明治九年江華島事件の結果朝鮮との修交條約を結び、朝鮮の獨立國たることを世界に紹介するまでは、朝鮮の地位は極めて曖昧なものであつた。清國は多年朝鮮を屬邦視したが、明治六年副島大使一行に對しては、朝鮮自身の内治並に和戰のことには關知しないことを言明してゐる。されば明治九年一月、我が森公使が一應日本の對韓政策を説明せんがため、總理衙門に於て恭親王と會見したときにも、清國側は、朝鮮は清國の屬邦であるけれどもその内政には干渉しないと答へた。森公使はそれならば朝鮮は一の獨立國であつて、清國の屬邦とは空名でないかと詰り、飽くまでも朝鮮を獨立國として取扱つた。

列國は、明治九年の日韓修交條約締結後、これに倣つて朝鮮と條約を結び、その獨立國たるを承認して置きながら一面に於ては久しく清國が朝鮮の宗主權を有するものであることを默許した形であつた。たとへば一八八五年（明治十八年）英國の巨文島占領事件に徴しても明かである。

巨文島は朝鮮海峽に在る朝鮮領の一要地である。當時英露兩國は中央亞細亞に於て相争ふてゐたが、英國はこの要地に海軍根據地を設け、露西亞の勢力を東方に牽制せんと欲した。英國は巨文島を占領するや、先づ清國の承諾を求めたが、清國は「巨文島は朝鮮の屬地であつて、朝鮮は清國の屬邦であるが故に、列國が若しこれを占領することあらば斷じて默過することが出来ない。然かし英國の占領は一時であり、また清國の權利々益を損せざる限りに於て商

議するといふのであるから差支へない」と答へた。また駐英清國公使曾紀澤も英國外務大臣クランヰキルと會見して英國の巨文島占領を承認した。

これを傳聞した駐清露西亞公使は、直ちに清國政府にして英國の巨文島占領を承諾せば、露西亞も亦朝鮮の一部を占領する必要があると脅迫した。これに狼狽した清國側では英國に對して巨文島より退去せんことを哀願し、遂に露西亞側から露西亞は英軍の巨文島撤退後決してその後を狙ふものではないとの言明を得て、漸く英軍の撤退を見、さしもの事件も解決したのである。

かくの如く清國が依然として朝鮮を屬邦扱ひとすると共に、列國も亦これを默認した形であつたので、朝鮮は到底日清兩國間の争の種とならざるを得ざるに至つた。且つ朝鮮國王が閔族から王妃を迎へて以來、宮廷内に朋黨相争ふこととなり、同時にこれがため勢力を奪はれた大院君一派の保守黨と、閔族と結托し、日本の指導の下に國政改革の實を擧げんと努力した開國黨との對立關係も錯綜して、この機に投じた清國の干渉となり、日本との抗争に變せざるを得なかつた。かくて日清戦争の危機は漸次迫つて來たのである。



第二十章 日清戦争

九七、東學黨蜂起 明治二十七年(一八九四年)五月になつて、朝鮮全羅忠清兩道の間から東學黨の亂民が蜂起した。東學黨は儒、佛、道の三教義を基礎とした思想團體であつたが、遂に苛政に反對して起つに至つたのである。その首領は崔時亨、全琿準の二人であつた。初めは京城王宮前に至り、生民塗炭の苦を哀訴するに過ぎなかつたが、聽かれなかつたので騷擾が擴大された。黨員は結束して四事の宣言を發して曰く、(一)人を殺さず物を損はず(二)忠孝兩全世を濟ひ民を安んず(三)夷倭を逐滅して聖道を澄清す(四)兵を驅り、京に入り、盡く權貴を滅して、大に綱紀を振ひ、名分を立定し、以て聖訓に従ふべしと。即ち富豪を脅迫して兵糧を徵發し、兵器を整へて四方に進出し、その勢當るべからざるものがあつた。

全羅道監司は直ちに兵を擧げて東學黨の討伐に向つたが、その功を奏せなかつた。五月二十五日東學黨は長城方面に官兵を迎撃してこれを破り、遂に全州府を占領した。こゝに於て事態はますます悪化したのである。

これより先き三月下旬、全羅道古阜の窮民が上京して王宮に哀訴したとき、早くも京城市内には外夷放逐の宣傳をした者がある。この形勢を見て取つた袁世凱は、四月七日各國公使に公文を送つて、清國軍艦二隻すでに朝鮮に向つて航行中であるから、外國人の生命財産は全責任を以てこれを保護する旨知照した。然かし在留邦人は特に排日の宣傳書を發見して、甚だしく危惧の念を生じてゐたところ、東學黨の變亂と同時に金玉均暗殺事件が突發して、一層不

安の空氣を漲らすに至つた。

李鴻章と電報を往復してしきりに暗中飛躍を試みてゐた袁世凱は、結局朝鮮より援兵を請はしめて、干渉の口實とするを上策と決した。韓廷側でも到底獨力を以て東學黨を鎮壓することが出来なくなつたので、これが對策を定むべく御前會議を開いた。國王は清國に援兵を依頼したら、日本もまた出兵するに至るであらうからと時局の紛糾を憂ひて容易に決裁を與へなかつた。このとき全州府陥落の報到り、滿廷愕然色を失つた。もはや寸刻の躊躇すべきでないとして、六月三日國王は遂に清國皇帝に對して臣と稱し、援兵の派遣を請ふに至つた。

九八、清國日本を見送る 明治十七年の天津條約は朝鮮に於ける日清兩國の地位を平等に置いたもので、日本は飽くまで朝鮮を獨立國とした原則を保留し、後日朝鮮に事變起り、出兵を必要とするときは、互に行文知照すべきことを規定したのである。けれどもこれと同時に京城公使館の護衛兵を撤退したことは、事實に於て清國に一大讓歩をしたものとせられ、爾來清國は朝鮮に於ける日本の勢力を見送り、漸次韓廷内に浸蝕を試むるに至つた。殊に日本が明治二十三年帝國議會を開設してからは、立法行政兩府の軋轢激甚を極め、到底力を國外に伸ばすことは出来まいと看取し、ますます傍若無人の態度に出た。その東洋無比と誇る甲鐵艦定遠鎮遠の二隻を主力とする北洋艦隊が、示威運動のため我が國の海港に現はれ、上陸水兵が有ゆる狼籍を働いたことなども、その一端として見る事が出来る。されば東學黨の事變起るや、駐日公使汪鳳藻は、本國政府に報告するに、日本は内争のため到底舉國一致の行動を取り能はぬであらう旨を以てしたのである。